

せられ候所少し御差支にて御延引仰出され其内に御するの御事とめて
度さ御上の御くろうを諸人一同有難り候よし御くろうは恐入候へ共武
家はしめ市中一同有難り候へは自然御祈禱に成られ天下泰平に成られ候半と
祝入忝り左様に候へは中山殿事 和宮御せわ御理に付仰られ候處矢
はり傳奏衆のうちにて御せわ仰付られ候様御願あそはし何も聞しめされ
野宮宰相中將殿へ御せわの卿に仰付られ候處則御請申入られ候儘此よし仰ら
れ候大樹御參 内の節は色御進献にて扱々御満足其上又御とう留
中毎御内外御進けんをわしまし殊のほか御満足に思しめし候 親王
准后 敏宮へも色御進けんにて是又同し御事に御満足御序も候へは
此よしよろしく御挨拶御まへも御申傳への様御頼申入御みや
として大すけ殿始私へも白かね戴是又よろしく御申傳へ被下候
前後略す 三月晦日御認也 御兩頭方嗣子へ

四月十五日著の御文かなめ斗案文寫し

御機嫌よくめて度忝りいよく 和宮にも御機嫌よく大樹にも御
留守中世上も穩ならず實々御心はいとの御事御きのとく御尤にも存
上候へ共とふか今しはし御歸府の御さたもあらせられぬ御様子無くいろ
くと思しめし候御事と存上 大樹にも御とう留中何の御障りあ
らせられす度々御參内また 御所 親王御内々の御使にて取次參り
候節々御對顔も御座候よしかふ御氣丈の御様子めて度御安心にあらせら
れ候様御申入られ候扱又此程橋本殿御申入の儀は大樹御上洛以前に御心
得に成られ候御事もあらせられ候は、仰られ候様と御申入御座候處一橋より
右のよし言上に付女房より文にてはひまとり候半と議奏衆方橋本殿へ申付ら
れ候様仰付られ候御事にあらせられ候其節はし本殿へ御願置にてあらせられ
候由自然御立退にも成られ候は、とふそ駿府甲府にて無京都のかたへ御立退
遊はし候へは御安心にて忝り 由御まへかたも御安心との御事夫は御
尤く申迄も無御事ながら先達而方段々御上洛の御事御掛合に候へ共いまた
何ともく言上も御座無猶又御願の御次第仰出され候半ながら何分關東もよ

ほとんこんさつに候や急々御返答も無 御上にもいろくくと御心はいの御事に
あらせられ候へ共思しめし候様にも相成不申た、く、宮の御氣のとく
に思しめし京都かたへ御立退の御事はとふか橋本殿よりも言上のよしにて
猶又右の御取斗に相成候様仰出され候へとも前文申入候通りの事にて候ま、
御返答も御さ候は、早々仰ま、よろしく御申入られ候世上穩ならず候
に付御障りあらせられぬ様北野天満宮へ御祈とう御申付にて御札御けん上
被成度よし何も御さた申入へはきつう御満そくく、猶御かけにて
御さいなんあらせられず 御機嫌よく萬事思しめしの御ま、に御壽命御長久
の御事とめて度御満足に思しめし候此よしよろしく申せとの御さたにあら
せられ候此御便り二十六日ニ着致し早速く、大すけ殿を申付られ候四日には
御歸府にて候半御札上り候へは早々ひろう申入、又二月二十八日御認に
て大樹の御上洛に付御附上ろう始きつうく、御案事申入候よし尤の事に存
右に付御まへへ御參内萬端御不調法の無様御引まわしの事願度申出
候に付何れ是は傳奏衆御せわ御申入の御事と御返答あそはし候へ共あまり度

願候ま、先々私共へ御咄しあそはし猶又御さたも申入候様との御事御さ
た申上置、此程方度く、御參内あらせられ候へ共御表の處は兩役の衆御
せわ申入られ御前向は關白の御引廻しあそはし進しられ候其中に御とう留中
には 御所の御様子も御わかりあそはし候半とふか、十九日のせつはいろ
く、御直く、御さたも御伺又く、言上しあらせられ候御様子にて大きにく、
御上にも御満そく、右の御様子御程よく上ろうはしめへ御伺はせに候へは嘸
々有難りと存

- 一 此程御歌の御題御願あそはし候へ共御用繁にて定し御跡の御便り仰られ候
半と存上、此由御申上置の御事御頼申入
- 一 御年玉小町形御かみ入進しられ候處臺附の御人形又御花生御うす板の類に
ても御よろしくとの御事御さた申入候へはいか様共取斗候様御さためへ御
かく番にても、御事と存
- 一 暑中御尋ねの御事も承り、猶今年も御ち、みを進しられ候様との御事
にてあらせられ候

一 御歳暑さあや十まきの所御ちりめんのかたにて紅白御拜領に候へは御よろしくとの御事は又思しめしもあらせられず當冬方は御ちりめん十卷進しられ候此由申入置

一 とも池玄蕃事とふも所ろうよろしからず何分一先養生に上京願度よし
いよく願候は、京都のかたへ願出し様御申付置あそはし候ま、其節はよろしく取斗御さたの御事御頼との御事跡役いか、の思召に成られ候半かなからもし、火急に御下しに相成不申共武邊へは何れ跡役御下しに相成候へ共差か、り火急の事故人體とくと御しらへ御取きめの上仰付られ御差下しに相成候と申様に仰出され候へは大きに御都合御よろしくとの御事何もく承り何分にも池を京都に願出候上の取斗に致候様との御事承り先日もはや此ころに出候半と存居候へとも池の願はいました出不申候ま、猶又出候は、早速に御申の通り御取斗申入候半と存
一 明二日大樹ぬめし御學問所にて御一こん給り候ま、一寸此段御咄し申入置

以上

前後略すかなめ斗書寫し置 四月朔日夜御認 御兩頭を嗣子へ參る

文久三亥年四月七日御認にて二十一日出御便り 五月二日著致候長橋殿の御文 御案文寫し

左様に候へは 和宮年中御祈禱の御事當年め度仰付られ候との御事承り 右に付 御所御例の御所 どの御事承り あかい坊神光坊の處は別たん御内々にて橋本家を仰付られ候由委細に承り 鴨いてう新三位へ御炎上の節とりあへず 和宮御立退にあらせられ候に付夫々年御祈禱申上御守も進上にて候ま、御初穂被下候由是も其節よりの御とをりに一社の外御内々にて兩坊の御通り橋本家を仰付られ候由何も承り 若江の事は跡よりとの御事何もく承り 又三月十五日御認にて年中御祈禱の御ヶ所御治定あそはし候御先くも此程の御便りに 御所御例の所へと御申に候へとも 春日社は中三位より稻荷社は大西三位を 御下向以前に願御

座候由故此兩社は兩家へ仰付られ度思めし候由委しく承り^{なり}御所の御祈禱も此兩家へ出され候まゝ、こなた方の取斗に致^{なり}まゝ一寸^く申入置^{なり}御初穂も御書附通りに廻り^{なり}まゝ、早々御用掛りに申付^{なり}内侍所は當月朔々十二月迄月々朔日^くに御祈禱申上候由齊事申居^{なり}めて度御くまは先達而の御通り請られすと齊へ申置^{なり}伊勢は五月の御祈禱の節に御所と御一所に申付^{なり}ほか^くは當月の十四日十八日御日柄もよく候まゝ、御祈禱相勤候やう申付置れ猶御札上り候へは御回し申入候いて新三位は御所も御内々の御祈禱は此處へ出され候まゝ、御所へ仰付られにてもくるしからの御事と存^{なり}へ共橋本殿にても御内々の御事故御よろしくとちらにても思しめし次第にて御よろしくと存上^{なり}關伽井坊神光坊は頓と^く御例のあらせられぬ處故橋本殿に御頼に相成候御事大きに^く御よろしくと存^{なり}猶^く御機嫌ともよく幾久しく萬々年御壽命御長久泡御はんしやう遊はし候か様の御時節柄殊更何の^く御障りもあらせられす天下泰平のやうに得度^く御祈念申上候様申付置^{なり}以上

右の通り申參る前文略す

同日(注)何日なるか不明著四月二十日御認の御ふみ二十一日出る 長はし殿方の案文寫し扱又こも池玄蕃事所勞追^くよろしからの様子にて先月二十二日ころ悴下向にてせわも出來都合よく其御地にてたん^くいろ^くと御せわやら中山にもいろ^くと世話致され候て其御地發足に成候よしにて當月二十四日する^く京著致され候よしとふかいかふ^く六ヶ敷よしにをわしまし候扱々いた^くしき事しかし先^く京著にて悦入^{なり}とふそ^く御まへ泡にも御安心の様と存^{なり}たん^く御せわの御事御きのとく^く右代りの人體の處は此程御願の通り早速^くに傳奏衆へ申出し候へは猶又早々傳へられ候よしに御座候いまた返答は承り不申候へ共右御願通り申出し置^{なり}扱又小西右内の代りの事は御願の通り申出し候へは關東にも委細承知のよし返答御座候右申入置^{なり}

五月二日

靜寛院宮御消息 文久三亥年四月二十日

右の通り申參る前文略す

文久三亥年四月十四日御認にて 同月二十一日出の御ふみ五月二日著御案文寫し

三月十二日御認の御内々御相談御ふみのやう承りいよ御機嫌よく成らせられめて度忝り左様に候へは御まへ御事御下向以前春御上京の御事御廟參もあそはし度よしにてかね御願置にをはしまし候所一昨冬御下向後何かと御行違事にて大御こんさつにて宮内もたん御頼にあらせられ候に付誠に本意ならず思しめし候へ共御願下ヶあそはし候やう成御事其御かわりに當秋はとふそ御上京御廟參も遊し度思しめし候て和宮にはたとへ御上洛出來られす候とも御まへかたには是非御願あそはし度思しめし候由御上洛の義も種々御勘考もあらせられ仰立られ進しられ候へとも一向御むつかしき御様子にあらせられ候様に思しめし候ま、若御斷の御次第も相立候て御承知にも相成候は、其節御上

京の御事御願あそはし候御覺悟に御座候ところたん穩ならぬ御心配の御時節に相成諸大名將軍家迄も上京御座候程の御事故かねての御歎願には候へ共此御時節に至り御廟參とは申なからはるの御上京を御願立にて又御立られ何かに御心配を遊はし御戴の御事もあまり御心なき様に聞へ候半かとも思しめし候由何も御委しく御申の御事委細に承りて御尤の御事に存儘まつ内々御さた申入候所御上京の御事は却てか様な御時節關東にも直に取斗にも成候半かなから何分關東には是より一戦に及御様子により候ては和宮にも何時御立退にも及はれ候半も斗りかたく御立退の御所も駿府甲府のうちにも候半哉と申入候程の御時節にて御座候儘是まで附進じられ候御人は御座なく候ともこれらは附進じられ相成られ候半程の御端合に候ま、唯今御まへかた御上京御願に御座候ては實和宮にも御心ほそく御心配の御事と御氣のとくまた御所にも此御時節に御上京御願の通りに仰出され候ては御連子の御哀傷もあらせられぬかの様に成られ候ても御義理合のあらせられ候御中實

〱御心配〱に思しめし候ま、先〱御見合のかた御よろしくとの御さ
 たにあらせられ候しかし又か様に申上に成〱ても存外に御静謐にて御立
 退にも及はれず太平のせつには又〱御願に相成候ても御よろしくなから何
 分〱唯今は天下の御一大事に及はれ候所故御まへ思しめしの處至極〱
 御尤〱〱先々御見合し様にと存〱何分にも 宮〱御上洛の御事再應
 此ころに至りても御應對中であらせられ候へ共一向〱御むつかしき御様子に
 申入た、今にしかとの御返答は御座なき御様子とふそ〱 和宮〱にも御下
 向前〱かねての御嘆願にてあらせられまた〱先日も御書にてたん〱御願
 の御事故とふそ〱御上洛に成られ候やうと思しめし色々と御心配〱にて御
 應對中にてあらせられ候何分前申入候とをり御上京の御願は先々御見合に成
 られ候様と存〱御まへ〱御一人にてもなく能登殿梅まつ〱もまつ〱同
 様のかたよろしくと存〱實〱穩ならず京都にても大坂邊に何時どの様
 成事御座候半哉も斗かたくと申事故た、〱をそろしく信心より私ともは致
 かたも御座なくと存日々神佛〱願〱居〱事にをはしまし候何分右の

御時節故御申のとをり 先帝様にもよく〱御承知〱にあらせられ候半 御
 上 和宮〱御心配〱のあらせられぬやうあそはし御上ケに候へは嘸〱御満
 そく〱〱の御事と存上〱とふそ〱天下泰平はや〱御安心〱の御時
 節に成られ様と祈〱〱〱かし

右の通り御兩頭〱申參る

文久三亥年四月十四日認にて 五月二日著橋本宰相中將殿〱申參り候案文寫し
 扱又 宮〱御上洛の御事度〱三條〱も申入候事又關白殿へも申入候事に候
 へとも何分大こんさつの事にてよろしき御はこひにも參かね心配致候事に候
 何分初〱御約定の御事に候へは是非〱御上洛なくては相すみ申さぬ事なか
 ら何分國事さへ折合むつかしく候て大樹公始老中其外も大心配の事に候ま、
 唯今の處にては 宮〱御上洛邊には參りかね候しかし唯今にも大樹公御歸府
 に相成異國一件事濟候は、御上洛の處へも及申し候哉とも存候何分恐入候事
 には候へ共今日の處にては左様の御はこびには參りかね候且又表役人の内に

御上洛に相成候は、其儘御歸府には成不申哉ときねんの者も候よし是は極内々にて御地御側用人の用人私方々參り内々主人の所存申聞候右の處兩役私うけ合候は、御上洛は出來候よしに承り候ま、此儀も三條又關白殿へも内々申入置候事に候何事もうたかひふかくこまり入候ものに御座候すてにうたかひにて八幡 行幸も御やめにあそはし候様と一橋老中とも申上候てすてに御止め成そうに御座候へ共一同々段々申上十一日に御治定に相成候其内には又此方役人にもいらぬ事申出され候人も御座候て關白殿にも其氣に御成と申様なる事はつまらぬ御事と存國事御用承り候者より段々に御す、め申上候尤上には風説にて延引と申事は遊はし申さぬをほしめしに候へともかれ是といらぬ事申上候人あり誠にこまり、入候右人物一同々もせめ候事故直様所勞にて退役も願出しに相成候しかしいまた其まゝにて御沙汰なく候ふたり又ひとり出來こまり候事に候しかし右人物先引られ候事故よろしく候残り候はいつれも無なんに候又無なんすぎて是もこまり候事に候しかし其方あふなげなく候へとも此御時節御大事の時節に候間ふかく御あんし申上候事に候關東に

も格別の人はなきよしに承り候右 行幸に付彼是御座候て大樹公には前夜になり御所勞にて供奉御斷に相成候以前色、風説は候へ共萬事御都合よく御する、と濟られ候彼是申出し候人々は赤面の事と存候八幡の節は御里中納言殿にも 供奉にて何か御世話に相成候御序によろしく御申入願、御上洛の事は何卒、致上度尙又せい、申出候事にをはしまし候よろしく、御申上願、先はあら、御見舞かた、申入、めて度かしく、右の通申參り候事前文略す

同年五月十一日認にて右の御返事十八日出こなた橋本殿へ申入候案文寫し扱は毎、御願にあらせられ候 宮内御上洛の御事度、關白三條へも御申入遊はし候由なから何分、國事さへも折合御むつかしく彼是の事にて大樹公御はしめ老中にもきつう心配の處故た、今の所にては御上洛邊には御評義も御と、きかねのよし是も御尤の御事には候へ共最初よりの御約定にもあらせられ候へば何とか御程よく出來られ候様致上度何卒 御所の御趣意も

立られ 和宮^泡にもとふそく御安心にをほしめし候やう御程よく御取斗もあそはし御上ケの事御頼申入^ら 且又表役人に少しぎねんの者も御座候てもしく御上洛あそはし候は、其儘還御成られず哉と存上候由にて御側用人の用人其御方^泡参り候て内々主人の所存を御咄し申入御兩役御まへ^泡等此事御うけ合に候は、すい分く出来られ候半のよし御聞こみに付此儀も三條^泡又關白^泡へ内々御申入置あそはし候由何事もうたかひ深く御こまりとの御事御尤く實は左様のぎねんも御座候哉といろくと私も春來存居^ら 事なから 宮^泡様の思しめしにて御上洛の御事をたんく御願と申御譯にてはあらせられすかねくの御約定にあらせられ候故御願あそはし候御事何かの事は御まへ^泡初々よく御承知の御事ゆへ何卒御程よく出来られ候様御勘考遊はし御上ケの御事御頼申入^ら いろくと存上候御事なからとふもく女の事にてよろしき勘考も出来不申此上ニ御不都合の御事申出し候ては却て御爲かたにも御よろしからず哉といろく心配く致^ら 儘何分よろしく御頼申入^ら 私存上候はとふそく御程よく初々の御約定通りに御上

洛も出来られ候へは段く御心配^泡にて仰立られ候御趣意も立られ 御上に
も嘸く御まんそく^泡にあらせられ候事 和宮^泡にも段く御せわ^泡の御事
をありかたく思しめし候はん左候へは矢はり御れんし様の御間柄も御よろし
くと唯々其所を存上候事にて御座候其邊御くみとり然るへき御勘考御頼申入
^ら いろくうたかひにてすてに八幡 行幸も御やめに遊し候様と一橋老
中^泡申上候て御止めに成そうの所御一同^泡段く御申上十一日に御治定に相成
候よし其内には又御地御役人にもいらぬ事を御申出しの方も御座候て關白^泡
にも其氣に御成遊はし候と申様成事のよし扱々つまらぬ事と思しめし國事御
用御伺のかた^泡かたんく御す、め遊はし尤 御上にも風説にて御延引と
申御事は御いや^泡との御事御尤く^泡彼是といらぬ事御申上はいやな^泡事
右の人物御一同^泡も御せめ遊はし候ゆへ直様御所勞引にて退役も御願出候へ
共いまた御便りの比は其儘にて御沙汰もあらせられす候よし御ふたりまた御
ひとり出来候よし扱くいらさる御事に 叡慮を御まとわさせ申し候の事恐
入^ら 先々其御人此比御引にて御よろしく残り候御人は御無なんにて御よ

ろしく又御無なん過にて是も御こまりなから其かたあぶなげなく思しめし候
 由御尤くく天下の御一大事の御時節にて虫の様なる女子さへもいろくくと
 存上御案事く申上る事何事くもとふそく御正直に御心そへ上られ
 候御事のみ祈く上る事にて候仰の通り此御地にもあまり格別の御人も
 無様子に御座候右 行幸に付彼是御座候て大樹泡にも前夜に成御所ろうにて
 供奉御断に相成候よし御残念くの御事と存上候以前いろく風説も御座候
 よしなから萬事御都合よく御するく濟せられ有難き御事彼是御申出しのか
 たくは赤面の御事と思しめし候由御尤くとふそく御祈願御成しゆあら
 せられ何卒神力を添へられ御程よく打拂にて天下泰平四海穩 叡慮を被安臣
 下御一同にも御安心にて猶く御忠臣萬民迄も御威光をたふとみ奉り幾久し
 くまんく年迄も御壽命御長久泡にて日本御はんしやう遊しめて度御事のみ
 と祝ひ入忝りくくれくもとなたく泡も御大事く御心そへ御上ケ
 御まへ泡たと御老臣の御事猶くよき御力を御そへ御上ケ遊はし下され候様
 御頼申入る何もく御返事迄申入る以上

右のとをり御返事に申入る前後略す

文久三亥年五月十五日認置にて十八日出 橋本宰相中將殿へ申入置候案文寫し
 左様に候へは一昨年御下向あらせられ候以前に私事昨春上京願御廟參致度候
 事願置候處誠に御行違事多大に御もやくに付先々延引致候様と清水屋敷に
 て御まへ泡觀行院泡段く御申聞あそほし又 宮泡も御直く伺るに
 付無據願下ケニ致候様成事ま事に残念く存る其節御まへ泡へも御や
 く速申入候通り其かはりに當秋はもしく 宮泡御願の御上洛出來られす候と
 も是非上京願御廟拜禮も致度覺悟に御座候ところ昨夏以來世上穩ならず追く
 と御六ヶ敷天下の御一大事に及はれ彼是と御心配泡當御地にても一戦に及候
 様成御様子にて 和宮泡にも何時御立退の程も斗かたき御時節にあらせられ
 日く心安からす唯く色々と御雙方泡を御案事申上候折からゆへ御廟拜禮
 とは申なから御用と申にてもなき御事故か様の御時節に上京願出し候事もあ
 まりく心なき様に相成候やといろく配致候事しかし兼くの歎願に候ま

、何とも申出さす候もいか、の物やと存此程御便りに御兩頭迄御相たん申參
 尤に思しめし被下候由にて 言上に相成候處至極尤に思しめされ候由ヶ様の
 穩ならぬ御時節にて御遠方と申何かと御案事迄にあらせられたとへ是迄御附
 置の御人は無候とも此ころに至り候ては誰にても附進じられ度程の思しめし
 にてあらせられ候處故先々行と、かぬ人體には候へ共私附進しられ御座候て
 幸の御事と思しめされ候よし右ゆへかねの歎願にてきのとくには思しめ
 され候へとも先々願は見合せ候て 和宮迄よくの氣を附御大切に御守護申
 上候様との御さたにあらせられ候よし御兩頭より御返事參り扱々、恐入
 先々右の御次第故御さたの御とをり上京願候義は見合、覺悟に御座候
 ま、一寸の申入置、誠に不容易御時節柄に萬事行届不申唯々御人數と
 申も同前にて何の御せわも出来かね御せわのみにて御請申上候と申も
 實に恐入候へとも不行届を御承知にて御さたもあらせられ候上は何とも申
 上加たくまつ、御上 和宮迄御安心迄に思しめし戴候は、先帝様にも
 又御安心迄に思しめし戴候半かと存上先々御請申上候由御兩頭まで御返事申

入、ま、御まへ迄にも一寸の御噂もをわしました候事故御咄し申入置
 去なから御聞及のとをりの不都合者御しんき成御事のみと實、恐
 入、か様に申入候へ共何とぞ御願通りに御上洛出来られ何れも御供にて
 上京出来候へは扱々有難き、御事と存上、とふそ、となた迄へもは
 や、御めに掛り御咄しとも申入度存、何も、あら、御分りかねか
 なから御咄し申入置、以上

右の通り上京延引の事御心得に申入置候事前文略す

文久三亥年五月十七日認十八日出 御所、勅使御差下しの事に付仰入られ候
 案文寫し

左様に候へは去る九日出にて橋本殿方御便りをはしました昨十六日著致觀行院
 殿へ向當月下旬 御使として宰相中將殿當御地へ御下向の事仰出され候由御
 吹聴御申入にてをはしました候とふか、御上洛一件の様に御申入にて扱々恐
 入られ候御當家表方方も昨日一寸の申入にて御上洛の御義に付橋本殿御下

向の御様子と申事内々申入も御座候まゝいかと思しめし成らせられ候所橋
 本殿方の御便りにてたしか成御事御わかり遊し忝り去なから夫々段々
 御勤考遊し候所もしやかね御願にあらせられ候御上洛の御事か様の
 御時節からにてとふも御願叶られず候と申様成御事にて其御事にも御使に
 て仰られ候と申様成御事にもあらせられずやさ様の御事にあらせられ候は、
 か様の穩ならぬ御時節にて種々天下の御事に彼是と不容易大御心配の御中
 にまた御使立られ候御事もあまり和宮に置れ候て恐入られ候儘
 もしや御上洛の御事御差とめ斗に進しられ候御使にもあらせられ候は、何卒
 御書取にて仰られ候御遊し候てはいか、の御事哉何分御時節柄御深
 き御心配の御用繁にもあらせられ候御中に又はるの所勅使御戴遊は
 し候御事も實に恐入られ候御事且又橋本殿にて候へは定めし御對面
 て御直々御遊はし候御爲の思しめし候かとも思しめし候まゝ左様にてあら
 せられ候へは御對面の御場所も御女儀の御事にて思しめし候様成御所も
 あらせられすやともをほしめし候御事昨春御對面遊し候吹上にては中々勅使

を御うけあそはし候と申御場所からにてはあらせられす誠に御不都合成所に
 てをはしまし候まゝあの様成御場所にて勅使御對面御口上御遊はし候御
 事實々恐入られ候儘旁々以て何卒勅使御差下しの義は御見合進じられ御書
 取にて御伺遊し候てはいかと思しめし候て唯々恐入られ候とても此御便り
 御間に合はすと思しめし候へ共あまり恐入られ候まゝいまた御差下しの
 御事伺られす候へとも一日も御はやき方に仰入られ度さ先々早々此御事仰入
 られ候まゝよろしく御さたの御事御頼遊し候昨日表方申入御座候に付早速御
 對面御場所の事吹上にて御不都合故勅使御うけ遊はし候て御不都合にあ
 せられぬ御場所からを今勤考御座候様と奥向老女に仰出され候所猶又表方
 に申談しの上御返答と申事にて候へとも何分御留主中の御事ゆへ定し御
 返答もひまとり候事と思しめしあまり御不都合成御事共にては宮に御疎略に
 相成却て御威光にかはり遊はし候半と實々恐入られ候儘先々思しめし
 の處一應仰入られ候兼ての御約速且は御孝養の御爲と思しめし御心配の御
 中に度々御願遊し候御事ながら定し御六ヶ敷御事を仰られ候御事やと扱

御残念く思しめし候此内なから觀行院殿私方も前文の御とをり恐入く
ま、御書取にても御わかりあそはし候御事にあらせられ候は、御時節
柄の御事故 和宮御願通り御書取にて仰られ候様あしからすよろしく願參
らせたまよろしく御さたの御事御頼申入り以上

右の通御兩頭御名前にて仰入られ候事 前文略す 嗣子名前也

文久三亥年五月十一日御認にて十五日出 御所より仰進しられ候御文同二十四
日著御案文寫し

左様に候へは過る二十日目附役の者上京致候よし申入候に付久々御直書も上
られす候ま、よき御便りと思しめし候由にて御機嫌御伺かたく上られ候と
の御事にて何もく御委しく御申の御事承りひろう申入候得は慥に御落手に
てあらせられ候猶又御返答は私共文つからにては行きと、きかたく候ま、近
々に橋本宰相中將殿何かの御返答に下され候ま、猶又何もく御委しく申入
られ候半何も此よしよく申せとの御さたにあらせられ候ま、此よしよろ

しくく御申入られ候いまた出立の日限何日ともしかと分りかね候へともと
ふか當月二十三日比出立にも成候半かの御様子に候ま、猶又御久々にて御近
々しく 宮内にも御對面何も御委しく伺 様にと御申入られ候とふそ
くとなたくも御面會出來候へは御當地の御事御伺の様にと存 扱又
大樹にも何の御障りあらせられす御在京中度々御參内あそはし御手厚遊は
し給り候事御かしこまり 宮内御禮仰入られ御満そくに思しめし候 大樹
にも毎度く御内外いろく御進献の御事淺からす御満足是又御序によろ
しく御挨拶仰傳られ候様と思しめし候去月二十一日石清水御參詣にてそれよ
り攝海御巡覽とふか今日は御するくと御上京のよし昨日此御事所司代
言上に候ま、定し今夕には御するく御上京の御事とめて度思しめし候先々
御かく別の御障りもあらせられす候御様子に候ま、めて度御心安思しめ
し候

右の通御兩頭御名前にて仰參る前文略す

同月二十六日認にて右の御返事御請仰上られ候案文寫し

左様に候へは四月二十日立にて目附役の者上京に付一寸〱御書上〱へはする〱著にて慥に御落手遊はされ候との御事右に付何かの御返答かた〱御使として橋本宰相中將殿差下され候よし仰られ何も御伺あそはし候扱て〱忝く〱思しめし猶又久々にて御對面御ちか〱しく御機嫌の御様子も御伺遊はし何か其御地の御事とも御委しく御伺あそはし候御事と忝り〱去なから種々御心配〱にあらせられ候御中に又々和宮〱の御使なと仰出られ候御事あまり〱恐入〱ま、もしや〱御書取にても御わかりあそはし候御事にもあらせられ候は、御使の處御見合進しられ候やう此程御急便にて仰入られ候御事なから二十三日ころの御出立にて候は、さためて其御便り著致申さぬ内御出立に相成候御事と思しめし候實々恐入〱へとももはや御下向に相成候上はめて度御機嫌も御ちか〱しく御伺あそはし候御事とめて度忝り〱しかしとふか御上洛の御事は御さしとめの御事哉

と思しめし其たん誠に〱御残念〱に思しめし候誠に御力をとしの御様子〱にて私もさて〱御氣のとく〱にそんなし上〱橋本殿ニもあつさの時分扱て〱御くらう〱の御事とをほしめし候とふそ〱御當りなく御する〱御上京に相成候やうと思しめし候何も〱よろしく〱御さたの御事御たの見あそはし候めて度かしく

右の通り御兩頭御名前にて御うけ仰入られ候六月三日出る

文久三亥年五月二十四日着の御兩頭〱の御返事案文寫し

扱は 宮〱かた御ぬけ御くし澤山御たまりあそはし候へはいか、遊し候て御よろしき物や定し御定りのあらせられ候御事と思しめし候へとも御まへ〱御伺傳へもをはしまし候はす候よしにて何も委しく御申の様承り〱まつ〱宮〱かたは其ま、残し置れ候て萬々年の後には御かた付に成〱御事の由に候ま、先々御殘し置にてめて度御澤山〱御たまり遊はし候御事めて度存上〱御幼年〱のか 敏宮〱にもをひた、しく御たまりにて大き成

御箱に御残しにあらせられ候よしにをわしまし候 和宮なりにもめて度残し置
れ候様と存なり以上

右のとをり御兩頭なり一通

同日又壹通にて

左様に候へはひとる五衣の事御尋にて其節猶又となたも少々御用の御手すき
に成候は、御表へも御相談申入候て御返答申入候半と申入置候所其内に段々
御用繁に相成またなり中山前大納言殿にも存よらぬ御所ろうにて御引に成此
外に御承知の御人は廣橋故儀同なりより無之右故所司代へ附武家なども御下向
の節勤居候人に候へはよろしくなから何分なり皆々替り老中とても皆々替り
候事故女房の五衣などの事迄た、今の人承知も御座無やと存られ候ま、先々
御返上の様申入候半と存候内此御便りにて御返上の御事御尤なりに存なり
典侍なり五衣一式髪上の具一式褂一領 命婦褂一領五衣一式髪上の具一式衣櫃
とも儘に御落手申入なり權は御下向の節より御座無候よし何もなり承りなり

頓なり私共も心付不申不都合なりの御事と存なり扱こも池立蕃事去る三
月十八日するなり出立に成大病なから其日はいかふよろしき由御安心と存
上京に付けつこうなりに 宮なり遊はし下され候由私とも忝りなり
とふか道中にていかふなりむつかしきよしなから何分後院つめの人故ひろう
も成かたくまつなり所ろうと申物にてをはしまし候此ころにては差添も御座
なく候ゆへよきなき御事は中山へ御頼遊はし候よし深切に御せわ申入られ候
よし夫はよきなり御事と存なり差添御座無候ては何か御不辨と御あんし申
候所右の御様子に候へは先々御安心なり申入なり以上
右の通御兩頭なり申參る前文略す

五月二十四日御便りニ大すけ殿なり申參る御案文うつし

一御ふる御ひりん子

壹

御かひまき

一御す、のま、御縮冬入

五たん

一鳥ノ子ほんほり 五本入 一箱

一きやうしはり 壹

右の通り御品々御預り、様承り、書附致し上封し大すけやしきの藏へ納めさせ置、ま、左御思しめし被下候私ハ御里へ上、様申居候へとも越後殿ハそれもいか、と申され候ゆへ先々私やしきへ納め置、以上右の通り申參る前文略す

同日御同人をまた一紙にて

四月二十五日相かはらす御服くはり何れも戴、忝り、御機嫌よく幾久しく萬々年もとめて度忝り、御まへにも

一御ふく 三ツ

一御あわせ 一ツ右御戴

一御ふく 二ツ

一御裕 一ツ

能登殿

右御いた、きに候へとも御くたし申候やいか、御よろしくやと一應御尋申、うへと存まつ、御あつかかり申居、能登殿もいか、よろしくや御たつね遊はし下され候て御返答次第に致、猶よろしく御申傳へ遊はし被下候以上

右の通り申參る右の御返事に能登殿は御下しの事願度由ゆへ御便りの御都合よろしきせつ御下し御戴かせ願度さ私は御面動なから今しはし御預ケ申入れ度さ御まへへなりともいか様にても御都合次第にあそはし今一應申入候まで御預り置願、以上

右の通り申入られ候事 文久三年五月認 六月三日出る

文久三亥年五月二十六日認にて 御所御兩頭まで御咄し遊はし候案文寫し左様に候へは大樹泡御在京たん、御長く成られ候に付大奥向の人、上ろう始きつ、御案事申入中にも紀州を御供にて參り居候老人御幼年を御養

育申入居候事ゆへ別して御案事申入候てとふそ御早く御歸府に成られ候事を日々御まち申入何とそ御所へ宮御願遊はし戴候御事は出来られぬ御事やなと、いろ／＼と申居候へとも何分宮御政事の御譯柄も御承知あらせられず候にむさと左様の御事を御願遊はし候御事も出来られず候ま、つい／＼其儘打過られ候へともあまり／＼度々參り候ては其御事申出し／＼ま、先々御まへ迄かた迄右の次第を御咄しあそはし候しかしか様の御事御咄しあそはし候て御さたに相成夫にて御はやく御歸府に成られ候と申様成かる／＼しき御譯柄にては決して／＼あらせられぬ御事なから先／＼御まへ迄かた迄にても御咄しあそはし候御事伺は、たとへ出来られず候とも有難りやと思しめしまつ／＼御咄しあそはし候ま、よく／＼御勘考の上くるしからすも思しめし候御上に候は、御程よき節右の次第よろしく／＼御さたの御事御頼あそはし候私へも右の通り毎々噂にてとふそ／＼くるしからす候は、宮御願遊はし戴候事を願くれなと、申出老人扱々きのとく／＼に存候しかし何分／＼御むつかしき御時節ゆへ御在京も御長く

又あれこれ御巡覽もをわしまし候御事と存上りま、中々ケ様の御事仰上られ候御筈にはあらせられず候へとも先々人／＼のきやすめのため御まへ迄かた迄御咄しあそはし候よしよく／＼申入候やう仰付られ候あしからす御くみ取御勘考の上よろしく／＼御頼あそはし候

右のとをり御兩頭へ申入候 前文略す 六月三日出る

文久三亥年五月二十九日認にて 御兩頭へ御相たん申入候案文寫し

扱は外の事にては無候へ共御ふち殿御はしめ著用物の事京都にて御定の通りすぬいの物はとんと著用致させ不申居候て御ふるの御品御戴被成候ても切ふを入て著用の事に致御座候へ共御承知の通り遠方又此御地にて切ふをなと入させ候事もとんと／＼やも得致申さす候ま、一／＼京都へ入に御のほせにて御きのとく／＼に存居候ところ昨年能登殿御ふるを戴き申され候御かたひら此ころすぬいのま、にて著用致居られ候ま、いか、の譯やと尋候へはとふか下向まへに御尋申置かれ候所御ふる戴なれば此御地にてはすぬいのま、著用

にてもよろしくと御差圖のよし申され譯もわかり安心致し、右に付先日方
 いろくくと私勘考致し、に 宮中の命婦とまた 宮倉の上臈とは譯も違
 事なから何分く上ろうにて公家のひもしの事ゆへ能登殿此御地にて
 ハくるしからず候は、何卒く上臈の所も御召ふるしを戴申され候品く斗
 すぬいのま、著用と申様成事には相成まじき物に候半や尤上臈斗にて御ふる
 戴斗の事何分にこしらへられ候品は決してくさ様の事はいたさせ申さすな
 から御ふるの所さ様に相成候へは私も扱々有難さくなからとてもく御む
 つかしく思しめし候は、仰下され候又此御地にての御事なれば先々御なだめ
 にくるしからずと思しめし被下候へは扱々く忝さく御本人ねもとくと
 く譯からを申聞せ末々御かたのくすれ申さぬ様申聞せ候半嘸々さ様に相成
 候へは有難りと存し、准后の上臈武家御出會のせつ御内々とやら申事
 なからさ様の表立、所へ着用むつかしきうき織のしゆはんたと着せられ
 候御事御座候よしさ様の順例にてもしやく上ろう斗にても戴のま、すぬい
 にて着用出来候は、大きに事もすく無哉と存し、ま、私の心斗にて内々御

まへに願かたへ願かたく御様子御相談申入、しかし外々の御さし支に
 も相成候御事に候は、恐入、ま、御かん考の上御返事願、少進の所
 はとてもくと存候へ共若やくるしからす思しめし被下候へは猶更く有難
 さなから是はとともと存、御用多御中又く少しにても御手すきのせつ
 御返事願、毎々いろくの事申入恐入く、もしくくるしからす
 仰下され候ても決して後々御かたの残り申さぬ様御地も違はれ候事ゆへ此度
 の 和宮倉限りと申渡し、心得に御座候書取ふてう法ゆへかならずく
 あしからず御くみとりあそはし被下候かしく
 右の通り御兩頭へ申入候六月三日出る

文久三亥年五月二十九日 千鳥の間々仲村をもつて申渡され候書取寫し

宰相典侍始に在府中御手當被下候外に此度 左之通
 四斗俵にて 宰相典侍
 百五拾四俵
 同 八 拾 俵 能 登

静寛院宮御消息 文久三亥年五月二十九日

御切米七石御扶持方一ヶ月七升宛

むめ

御切米七石貳人扶持

松江

但一日壹人四合宛

右之通増御宛行被下候

老女衆右の書取願の通り此度下されニ相成候と仲村申され候に付願のをほへも無之 宮迄へ伺候所思しめしあらせられ候御事にて此程ハ 御所へ知行並三仲間御扶持等被下候様にと御願に成られ候由伺候ゆへ 御所へ御禮かた々又願上候案文寫し

御禮かた々申入いよ 御機嫌よく成らせられ候御さたにてめて度忝りいよ 和宮迄にも御機嫌よく成らせられ候まゝめて度御心安思しめし進しられ候左様に候へは此書取昨二十九日御當家大奥老女々宮迄御待うけ老女をもつて御願通り此書取の趣に被下候由表方々申聞候まゝ御めに掛候と申見せられ候扱々ふしん 何も私共願候をほへも頓と御座なくあまりふしんに存 宮迄へ一寸申入 處此程思しめしにて是ま

て通り 御所にて給り候知行並三仲間御扶持等下されに相成候様と御願にあらせられ候由併此書取の趣にてはちと御趣意相違に思しめし候由なから大かた夫ゆへの事と思しめし候由伺扱々 恐入 忝り 宮迄にも御あつき思しめし又 御所にては御厚き思しめし迄にて御用多あらせられ候御中に早速 宮迄方の御願通り聞しめし進られ仰立られ候御事扱々 恐入 忝り 何分下向以前にも度々願 事なからとふも跡役下されの知行御六ヶしくあらせられ候ゆへ返上致候様との御事にて誠に知行はなれ候事歎ケ敷く存候へ共無據返上致下向ニ相成今にいろと其事存居候折から昨日此書取に付 宮迄御願に成られ候御譯柄をはしめて伺何とも 恐入 忝り 去なから此書取通りにては御城内々増下されの様に存られ候まゝ相成へくはとふそ 宮迄御願立の御通り 御所々拜領に相成候へは猶更 あつく有難存上 までたへ地かたにて給り候御事御むつかしくあらせられ候て御藏米に相成候とも年々 御所々の拜領に相成候へは深く有難存上 儘右の邊御禮かた々願上度さ何分 多少にかゝわ

らす 宮中の女中にて在府中たりとも知行拜領に相成候へはま事ニ有難
 さくく 御双方の思しめしを私は元より嘸々里方にをめても深く
 畏と存 猶又御序のせつ右の御禮且願の趣よろしく御沙汰の御事御
 頼申入 此書取にては御城内の増下されに聞へま折角 宮
 かいろく 御心くはりにて御願遊し戴 御趣意立不申又私も有難さ
 うすく存候ま、此度は何卒く御所お拜領に相成候やうくれく願度さ何も
 よろしくく御取斗御頼申入 右の御次第に相成候は、定し能登殿梅松
 江も同じ御事に忝りの事とそんしめて度かしく

右の通認御兩頭へ申入候事 文久三五月晦日認 六月三日出る

文久三亥年五月二十五日認にて 御兩頭へ極御内々御相談申入候案文寫し
 極内々御まへへ申入心み ほかの事にては無候へとも觀行院殿御事
 和宮御御こうたん以來段々御養育御申入にていかふく御機嫌よく御すこや
 かたに御成長にてあらせられめて度さ御里方へ御預ケ何かにてよほとく何

かと御心配も御座候よし毎度く御咄し御尤くくの御事と存ししか
 し御機嫌御よしくにて何よりくの御事と存 追く 宮内にも御成
 長にて此御地へ御縁組もあらせられ御下向も御するくの御事御こん禮も御
 するく濟 付何卒御孝養の御爲に觀行院殿へ何そ是と申御事遊はし
 送らせられ候は、御よろしくやと存上候へとも何の存付もなくふとく存
 には位かゝるにても給り候御事 宮内より 御所へ御願遊し候てはいか
 の物やと壹人心中に存候へ共位かゝると申事は御むつかしき御譯からにあら
 せられ候半且薙髮の御人にも御座候旁く左様の御事御願あそはし候もいか
 やとも存 又御はや過 半かともそんし上候ていろくと存上
 ま、いか、御よろしき物や先々私の心中一寸く御咄し申入御相たん
 申入 ま、何とか御かんこうにて御まへへかたの思しめしを御きかせあ
 そはし被下候御返事の御様子により候てまたく 宮内へ申入 半と存
 へとも御願あそはし候ても御むつかしくあらせられ候節は却て御たか
 ひに御義理合御むつかしくあらせられ候半と存上 儘先々 宮内へ申

上内御まへ泡かたへ心中御相たん申入^りかならず御遠慮なく御打明にて御返事御きかせあそはし下され候くれ^く私一分の心中ゆへ左思しめし被下候間そつと年月立候てから御願あそはし候か御よろしく哉又唯今すい分御願あそはし候ても御よろしく候半哉御かんこう御頼申入^り以上
右の通り申入候事前文略す 五月二十五日認にて六月三日出る

文久三亥年五月二十八日御認二十九日出にて 御所より仰しんしられ候御ふみ御案文寫し 御兩頭御名前にて也 水無月十三日著

左様に候へは去る九日出にて橋本殿を御便りをはしまし候由にて當月下旬御使として宰相中將殿其御地へ下向の事 仰出され候よし御吹聴御申入にをはしまし候ニ付段^く御勘考あそはし候由にてもしや^くかね^く御願立の御上洛の御事哉左様の御事に候へは私共文にて申入候様仰られ候由何も^く承り申入^りへは何も御推察の御通りにて毎々申入^り通り御上洛の御事は一昨年御下向以前御願通り仰出され所司代酒井若狭守老中久世安藤などもか

たく御請申上候ニ付間違なき事と思しめし候處追々御違約に成誠ニ御不都合故毎々御沙汰之處道中筋宿々つゝあへ多く近比大ニこんきう致居さし支候由なと申立御上洛の儀御請申上す候ヶ様の御次第にては 御沙汰不相立朝威の御差支ニ付色々仰付られ兩役人衆掛合たん^くをはしまし候へ共とかく^く御請申上かね右ニ付當春一橋上京のせつ早速武傳を申聞其後毎に傳奏衆を催促をはしまし候よしなから猶勘考^くと斗にて延々ニ成^りうち追々世上の有様容易ならぬ次第ニ相成いよ^く和宮泡の御事御あんし^りて又々御きひしく仰付れ候若駿府か甲府へにても御立退ニ候へは其の御便りニ御上洛の様仰出され則武傳より右のよし申され候處御立退と申せは御名は御よろしく候へとも詰り御にげ出しに候ま、御にけあそはし候御序ニ御上洛とは誠ニ御不似合の御事且さ様の節はる^く御道中遊し候ては御あやうく御案し申上候故とても唯今御上洛の義ハ御むつかしく取斗かね候よし段々無據子細を申ならへ一橋水野板倉など申上候混雜の折から御旅行遊はし候ては成程いか様の御危難あらせられ候も斗かたく其段は尤に聞しめされ候此ころ夷人色々難題を申

立候へとも聞届かたき事供のよしニ候ま、諸大名はしめ世上人氣追々大ニ騒敷相成候てか様の事共其御地とふか表役人秘し候由にて奥向は委しく申入す候よしに候ま、和宮は委しく御存知あらせられす候御事と思しめし候御まへはかたニもとくと御承知無候てハ御不都合故委しく仰進しられ度さなから文つからにては行と、きかたく夫ゆへ橋本殿を以て委細世上の御様子御咄し仰られ度思しめし候御事に候へとも御用多御時節態々御使進られ候は、恐入られ候由厚くをほしめしのほと誠に御かんに思しめし左候へは誠ニ御心濟もあらせられす候へとも仰入られ候通り御使ハ御延引仰出され候猶世上少々ニても穩ニ成へは早々御上洛の様仰出され候思しめしニあらせられ候何分た、今は世上一體人氣もさはかしく誠ニ穩ならずこなたニても日々ざわくと御心配の御様子ニあらせられ誠に何とも恐入何もよくよく御察し今暫御上洛の儀は御しんほうあそはし候様此段よく申せとて候ま、猶又よく御申入られ候かねての御約速且つは御孝養の御爲と思しめし候段は誠ニ何とも御氣のとくは思しめし候へともと

ふも前仰られ候通りの御次第故實々御請も申入すまた御道中とても御あやうき様な御事にてハとても御むつかしくと思しめし候ま、暮々も御きのとくはにをほしめし候へ共此よしよろしく申せとて候ま、猶又よろしく御申入られ候御まへは觀行院も御使と、められ候様同し御事ニ御申入の御事何も御さた申入候へは御満そくの御事にあらせられ候扱又此内なから此御くじの御品々誠ニ御そまつの御事ニあらせられ候へ共御留守中の御なくさみに成様に此度橋本殿へ御言傳にてまゐらせ候思しめしの處御使御延引ニ成られ候ま、此御便りにまゐらせ候何もよろしく御申入られ候外ニ此花風けい御一はこ天璋院御かたへ右同人御言傳ニ給り候思しめしの所御延引に成られ候ま、この御たよりに出され候ま、和宮はよろしく右のよし仰せられ御傳へたまわり候様ニとよく申せとて候此よしよろしく御申入られ候なをきひしき暑さ御用心あらせられ候様ニと思しめし候此内なから私共御替らじは御尋ね仰いた、き忝り御又御序ニよろしく御機嫌御伺あそはし下され候

右のとをり仰進しられ候 前文略す

めて度かしく

文久三亥年五月二十八日御認二十九日出にて 御所を仰出され 長はし殿
を御申渡し御案文寫し

左様に候へは此度京都にての御戴物地かたにてはとふも 御むつかしく候
へとも右御書附通りにて京都にての御戴物仰立られ候へは濟來り候ま、右此
書付通り御まへに御はしめ右の通り給り候ま、此よし一寸申入 何れ渡
し方ハ其御地にて夫 のか、り矢張わたしニ成候半ながら此御地の御知
行ニ候ま、めて度御戴の様にと存 猶能登殿梅松江へも御まへに右の
よし御申にてよろしく 御申渡の様御頼申入 誠に 和宮に御當
地にての御戴物あらせられぬ様ニ相成候御事御きのとくニ思しめし候由
にて觀行院を以て御願もあらせられ候右故早速に仰たてられに相成候
へは承知ニ相成候て扱々 御満そく の御事にあらせられ候私共にも

きつう 御悦申入 なを 御機嫌ともよく幾久敷萬 ねんのほか
までも御氣丈に御つとめてに幾久しくめて度御戴の御事とめて度祝々入忝り

右の通り長はし殿より御申渡し 前文略す水無月十三日著

切紙書取にて

在府中左之通

四斗俵にて
一百貳拾俵

宰相典侍

同
一六拾俵

下
能 登
三仲間
む め

金三拾五兩つ、

松江

御所勤仕中被下候知行高

百貳拾五石五斗貳升貳合 宰相典侍

此收納米六拾壹石九斗三升

靜寛院宮御消息 文久三亥年五月二十八日

此俵百五拾四俵但四斗入

同斷

六拾石

能登

此收納米三拾貳石二斗三升九合

此俵八拾俵但四斗入

右の通候間在府中被下候高之上へ

宰相典侍へ四斗俵にて 百五拾四俵

能登へ四斗俵にて 八拾俵増被下候事

御切米七石御扶持方一ヶ月七升宛

むめ

御切米七石二人扶持但一日一人四合宛

松江

右ハ是迄

御所にて被下候通在府中被下候御宛行高之上へ書面之通増被下候事

右の書取文久三年五月二十九日出にて長橋殿方御達しの事六月十三日著致候寫

文久三年水無月十三日着にて 御所方御返事ニ仰_りニ付同月十五日認にて又仰入られ候案文寫

左様に候へは橋本殿御使に御下しの事に付餘り恐入られ候まゝもし御書取にて御分りあそはし候御事にあらせられ候は、先々御使御見合進しられ御書取にて御伺遊はし度よし仰入られ候處御委しく仰進しられ候御ふみの様承り申入_りへは忝_り御使の御次第ハ御推察遊し候御通り毎々御願の御上洛の御事にてあらせられ候よし右御上洛の御事は一昨年御下向以前御願通仰立られ候所諸司代酒井若狹守並老中久世安藤など堅く御請申上候ニ付相違なき御事と思しめしの處追々御違約に相成御不都合故毎々御沙汰もあらせられ候處道中筋宿々つゝへ多く近比大ニこんきう致居差支候由なと申立御請申上す候ニ付それにてハ一向御きた不相立朝威の御差支に成られ候ゆへ

色〱御勘考にて仰附られ兩役の御衆ニ段々掛合をはしまし候へ共とかく御請に成かね當春一橋上京の節早速武傳方御申聞其後度〱御催促をはしまし候へ共猶勘考〱と斗にて延〱に成〱内世上の有さま追々容易ならぬ次第に相成候ニ付てはいよ〱もつて和宮の御事とも深く御案事泡にあらせられ又々御きひしく仰付られ若駿府甲府の内へ御立退ニ成られ候へは其御便りニ御上洛あらせられ候様仰出され候則武傳方右のよし御申渡しの所御立退と申せは御名は御よろしく候へ共詰り御にけ出しにあらせられ候ま、其御序ニ御上洛とは誠に御不似合の御事且さ様の折からはる〱御道中遊はし候ては御あやうく御案事申上候故とても〱唯今御上洛の御事ハ取斗致かね候よし段々無據子細を申ならへ一橋水野板倉など申上候よし混雜の折から御旅行遊はし候ては成程いか様の御危難あらせられ候も斗かたく思しめし其段ハ尤の事に聞しめされ候との御さたの趣何も委しく御伺遊はし恐入られ候其上此比夷人色々難題申立候へとも聞届かたき事共のよしにて諸大名はしめ世上人氣追〱騒敷相成候へ共左様の事共此御地表役人秘し候て奥向へは委しく

く申入す候ま、和宮泡には委しく御存知もあらせられす候御事と思しめし候又私共にもとくと承知無候ては不都合と思しめし其御事仰進しられ度思しめしにての御使仰付られ候よし御厚き思しめし泡にていろ〱と御せわ泡の段くれ〱忝り〱しかなから此程御斷仰入られ候に付まつ〱御心濟あらせられすなから御願通御使御延引仰出され候よし和宮泡思しめしの所御かん心泡との御さた御伺あそはし實々恐入られ候御近々しく御對面遊はし候へは久〱にて御機嫌の御様子も御伺あそはし又〱世上の事も委しく御承知あそはし其段は深く忝思しめし候へ共何分やうあるならぬ御時節柄故餘り恐入られ御斷り仰入られ候ところ御程よく聞しめされ先々御延引仰出され候御事御伺遊はし候御殘念〱なから御安心あそはし猶世上穩に成〱へは御上洛の御事仰出され候思しめしにあらせられ候へ共何分唯今は世上一體人氣もさわかしく穩ならず日々ざわ〱と御上にも大御心配泡の御事にあらせられ候儘右の御次第御くみとり遊はし今しはらく御上洛の御事御しんほうあそはし候様にと仰進しられ實々恐入られ左候へは何分〱天下の御事に種々

深き御心配の御時節にあらせられ候まゝ、此上押て御願あそはし候御事もあまり、御所へ對せられ恐入られ候まゝ、仰にしたかひ、御上洛の御事御願しはらく御見合あそはし候まゝ、此よしよろしく御さたの御事御願あそはし候去なからかねて御願の御事は御承知あそはし仰立られ進しられ候御事故何卒御程よき御時節ニ、御所の御趣意立られ候様あそはし度思しめし候まゝ、少し御静にも相成候は、とふそ、御願あそはし度御事と思しめし候へ共今しばらく御見合の御事は先々御請仰入られ候くれ、も御心配の御中ニかれ是御願に成られ御せわぬ共遊はし進しられ候御事淺からす忝思しめし候猶此上なから御跡のところよろしく御願遊はし度さよろしく御さた御頼あそはし候さて、御樂しみもあらせられず御残念、限りなく思しめし候猶とふそ、神佛の御力にて夷人程よく拒絶に相成何卒、天下泰平御治世にてめて度御願通り御上洛あそはし御ちかしく、御機嫌伺あそはし御廟參もあそはし度と念し、此内なから私共ニも御使御延引に成られ候御事忝り、實は世上穩ならず候に付ては人氣もいろ、に相成御守護申上居候

てもま事ニ、御案事申上候別して土地はかはり御勝手も分りかね人氣も願と分り不申候ゆへ一入、いろ、と心配、致日夜心ならず御案事申上候事尤御如才あらせられす表かたそれ、御守護御手あつく仰付られ候御事なから御上洛も出来られす御あやうき土地に成らせられ候御事故猶又御手あつく御守護をはしまし候様とくと、仰付られ戴度さ自然いか様の御事にて御けかなとあらせられ候ては實々、御代々様かた、御上へも申上譯無事と上うはしめ御附の人々はもと私には御守護を承り居候御事ゆへ日夜心配、致、へとも御地の御勝手はしれ不申其上女子の事にて不行届かち何と申辨へも出来かたく心はい、のみに打過、此たん御くみとり遊はし何とそ右の邊よろしく御沙汰御頼申入、めて度かしく

右の通御兩頭へ御返事前文略す

文久三亥年六月十五日認にて同二十六日出の御便りに知行下されの御禮かた、渡し方の事願候案文寫

扱又渡し方の義ハ矢張く當城内にて夫々の掛り役々より渡しに相成候よし
 なから京都の知行にて 御所々の拜領のよし御細々仰下され委細承り忝り
 此程の御便りに彼是と願 御事乍行違に相成御委しき御ふみの様
 御所々の拜領物と伺知行所にてなき段は誠に 残念く ながら附進しられ
 の御廉も相立外聞かたく 深く忝り 去なからせつかく 御所々の
 拜領物を當城内の役々を渡しに相成候ては一向く 残念ニ存候ま、何卒く
 此別紙拜領の分は京都にて里元へ御渡しに相成候て里元を私へ達しに相成候
 様に遊はし戴度さ拜領致候上にかれ是と願 段は實く 恐入 へ共
 此御地にて渡しに相成候てハ關東にての御宛行とこんさつに相成せつかく
 御所々の拜領の御廉立かたく存一向く 残念く 存候ま、何卒く 願
 の通京都にて御渡しに相成拜領出き へは此上の有難さあしからす御く
 みとりあそはし候右の邊今一應よろしく願上度さ御さたの御事御頼申入
 早速く 和宮泡へも御禮申入 所全體は知行所を給り候やう御願あそ
 はし度き思しめしの由なからとふも御むつかしくと承りられ候てはあそはし

方もあらせられすなから先々是 御所々の拜領と相成此別紙の通被下候へ
 は大ニ御廉も立 和宮泡ニ置れ候ても忝り よし去なから地かたにて無
 段くれく 御残念く に思しめし候由にあらせられ候右の通故 私願の通
 京都にての御渡しに相成候は、 和宮泡ニ置 ても忝思しめし候やと存
 上 くれく 恐入 へ共御渡しかたの所今一應仰立られ候様願々上
 能と殿三仲間へも御別紙拜見致させ御ふみの通申傳へ へは何れ
 も深くく 忝りく にてあつくく 御禮申入度申され候御渡しかたの義も同
 様よろしくく 願度よしにをはしまし候以上
 右の通御兩頭泡へ申入候 かなめ斗寫前文略す

文久三亥年七月二日認にて 長はし殿へ内々橋本殿給り物の事願心み候案文寫
 いろく 御用多き御中へ申入候へ共先日橋本殿此御地へ御使の事仰出され候
 へともあまり恐入られ候ニ付御斷申入られ候へは御差下しの義御延引成られ
 扱々忝り しかしもはや下向と申すに相成候ての御延引ゆへ何かの御仕

度も皆く出来此御地の御みやなとも御由緒と申者にて奥向にも澤山御みやの入候様子にて實は先廻しにてよほとをひたしく其品も觀へ向御まわしに相成候様成事其所へ御延引ニ成られ候ゆへ何かの御手當もをひたしき事に候半もしく仕度金にても御戴にてたとへ其後御延引に成られ候ともせめて半分にても下されニ相成候と申様成御事ニも御座なく候はよほと高金に候半やとつく私誠にくおきのとくに存ま先々御まへへ私見うけ分御咄し申入儘何卒御れん愍の思しめしもあらせられ候て給り物あらせられ候のなれば御よろしから若しや左様の御さたもあらせられす候は、何卒御憐みんにて給り物あらせられ候は、嗚々御畏の御事に候半何分諸式高直の上大分の御品物萬端にも御座候ま、嗚々御めいわくかと存ゆへか様の御時節人々難義ニ存候てハ御爲にも成られぬ御事とふそく取斗出き候は、和宮へ申入候ても何とかあそはし送らせられ候へは御よろしから何分御入城御年限もあらせられぬ御事故左様の御事も申出しかたく又他の御人に候へは何とか仰られ候ても御よろしく哉

なから御由緒の邊にてとも宮へ申入候ても御しん酌あらせられ候半と存上ま、何卒くとくと御取調の上御少しにても御憐みんにて給り候御事相成ましくや先々極内々御まへへ申入心みしかしいつかたも承り御事にて無候ま、御拜領物も御座候のなれば夫にて私は有難さなからいか、の物やと心にかりま、心中御咄し申入是ハ誠に私一分の心にて申入のゆへあしからす御聞取あそはし御勘考にて御有體に御返事承り度くれもあまりをきのとく且は人々難義にては御爲にも成られすやと存候て申入事其邊あしからす御頼申入橋本殿故か様の事を私願候と申譯柄にては決して御座なくとふそく御ふれん愍に成られぬやうと存上候ての御事故其邊御くみとり此度に限らす自然か様の御事もあらせられ候節は御れんみんの御さたあらせられ候は、諸臣一同深く御畏の御事と存何もあらく申入心み何も心得申さす候てか様の事申入誠に恐入へともとふそく人々有難り様と存上ついろいろく申入御事あしからす御聞取あそはし被下候以上

右の通認長はし殿へ申入候事 前文略す

同日文久三年七月十六日著にて先達て極内々嗣子々 宮泡々觀行院殿へ御孝養のため位
かるにても御願あそはし候御事相成かたくや御相談申入候御返事の御案文寫
和宮泡御降誕以來觀行院殿たん々御養育御申入にていかふ々 御機嫌よ
く御すこやかに御成長にてあらせられめて度さ御里方へ御預け何かにてよほ
と々御心配も御座候由毎々御咄しも御座候よしにて御尤の御事に思しめし
候由猶又承り御尤の御事に存々いかふ々 御機嫌よく御成長追々御年
めしられ其御地へは御縁くみもあらせられ御下向にて御婚禮も御する々濟
に付觀行院殿へ御孝養の爲に何そ是と申御事遊はし送らせられ候は、
御よろしくやと思しめし候へとも何の々御思しめし付も無ふと思しめし付
は御勤中何の々御間も無候へ共段々御年めし御婚禮迄も濟々御
事故御孝養に位かるにても給り候御事
御所へ宮泡々御願あそはしてはいか、の物やと御壹人御心中に思しめし位か

ると申事は中々御むつかしき御譯柄にあらせられ且又薙髮の御人にも御座
候かた々左様の事御願あそはし候もいか、やとも思しめし又御はや過々
半かとも思しめし色々と思しめし候よし何も々御委しく承り御尤々の
御事に存々右に付藤大納言殿私とも打より相たん申入候所御尤々の御
事なから何分にも
先帝様御在世中御つとめの御年限は誠に々御しはらく十ヶ年にも成申さす
宮泡御養育は御母儀の御事に候へは申迄も無御申上の筈のこと御すこやか様
に御成長成られすはならぬ御事其御地へ御ゑんくみにて一昨年御婚禮も御す
る々濟々後もわづかの御年限にてあらせられ候ま、薙髮の位かるはよ
ほど々御六ヶ敷御事故唯今御願と申處には今すこし御はやくあらせられ候
半かとも存られ候ま、一寸々内々御さした申入候へは何分是はよほと御勘考
との御さたにあらせられ候ま、まつ々今少し御年限も立御時勢もおたやか
に成めて度御上洛あらせられ候節かまた々御降誕にてもあらせられ候御上
にて御願に成られ候得は御よろしくやと存々何分御承知の御事なから薙

髪の位かるは御願ならては出来かたき御事に候ま、先々今少し御見合か御よろしくと存_り位かるにて無候へはまつ御加増を御願かまた_く和宮_方御加増あそはし被下候かにてあらせられ候へ共是も關東へ御下向後は何の_く御間もあらせられぬ御事今すこし御はやき御事は無やと存_り有ていに申入あしからす御聞取被下候若宮_方にて御一家の御主_方にてあらせられ候へは御身の御治り直_く御賞あらせられ候ても御よし_くなから何分姫宮_方の御事故今少し御はや過候と存られ候以上
右之通六月二十六日御認にて御兩頭_方申參る

文久三年七月二十一日認にて御兩頭へ觀行院殿御孝養の事に付又の御返事に申入候案文寫

極内々觀行院_方へ 宮_方御孝養あそはし方の事御相談申入れ候へは是も御細々御返事のやうくりかへし_く拜見致さて_く恐入御尤_く成御事と存_り私もさ様の御事かとは存候へとも先々一應御相たん申置候へは夫

にて安心致候事か様に御委しく伺置候へは大に私の心得に相成ふかく_く忝さ_く御禮申入れ候御加増にても御願あそはし候かとの御事なから是もいか、の物や何分_くよく_く承り_り所とふか觀行院_方にも御下向のせつ私ともと同じ様に知行御返上にて御下向に相成候當時は城内の御宛行斗にて仁孝天皇様薙髪の知行は御戴なき由扱て_く存よらぬ事薙髪の御事ゆへ跡役の下されに差支と申事も有ましく候半にいか、の事にて御返上に相成候のやなから是ハ長橋_方の御差圖にては御さなくとふか傳奏衆_方御申し出しの事かと觀_方も思しめし候由乍橋本殿委しく御聞取御出の事か觀_方には委しく此事御心得無よし御咄しに候へ共何分御戴はなく候よし扱々おとろき入_り京都の下され物無さつはり關東へ御まかせの様に相成候ては仁孝天皇様へふかく恐入_りま、何卒_く薙髪の知行は是迄通被下に相成候様是は私_方とふそ_く願度さしかし初御返上のせつ_方御まへ_方御掛り合なき御事に候へは御取計も遊はしかたく候半なから御かんこうにて何卒御取計も出來られ候御事にも候は、よろしく_く私_方願度存_りま、御用多御中

乍御すきのせつ御かんこうにて御取計御取しらへの御事御頼申入
大樹
の御實母實成院と申人城内へ御取よせにて候へ共矢張紀しゆう方も附来御
さ候様に承り
ま、先々御同様の御事かと存
何分薙髮の御事に候
へは跡役と申ひきには成不申候ま、何卒被下に成候へは
先帝様の御人と申御廉もたち忝り
事もしき様に相成候へは定
し御本人も忝りの御事と存
併か様に願不申候ても何とか武邊にて取計
にて御戴の御手はづに相成御さ候事かとも計りかたく候ま、何分御取調の上
よろしく願
色々の事申入御用多の中御めんとう御きのとくあ
しからす御き、取あそはし被下候以上
右之通認又御兩頭へ申入候事 八月三日出す

文久三水無月二十六日御認にて二十九日出七月十六日著先達仲村より見せられ
候書取ふしんに付 和宮を御願により戴候知行に候へはとふそ御所を拜領に
相成候様と願候節の御返事御案文寫

左様に候へは此書取一紙去ル二十九日其御地大奥老女 宮御待請の老女を
以御願通此書取の趣に被下候由表方を申聞候儘御めにかけて候と申
て御
めに掛られ候よしにて御ふしん、何も御まへ方には御願のおほへも御座
無候ま、宮へ御申入の由の處此程 宮を思しめしにて 御所にての知行
並三仲間御扶持等は迄通に被下に相成候様にと御願にあらせられ候よししか
し此書取にては 宮御趣意とはちと相違に思しめし候由なから大方夫故の
御事と思しめし候との御事御伺のよしにて深く恐入忝思しめし候由何も
委しく御申の様委細承り
宮にも段々御厚き思しめしのほとふかく
御満そくの御事且又私共にもふかく、忝り
全體御下向以前にも度
く御願にもおはしまし又く私共にもとふそ、此ま、御所の御知行御
戴にて宮の御ともに相成候様たん、仰立られ私ともにも大きにく、心配
致廣橋故儀同御役中たひく、掛合も御座候事なからとふも、御當地御跡
役を仰出されすは夫にてよろしくなから跡役仰出され候にてはとふも、差
支候よしにて 御所にての下され知行を關東におゐて米にて被下候へはよろ

しくやなと、申事にてとふも、出来かたく右故めしかへされの後の戴物は是非、出来候様の御應對に相成夫ハ先々承知に相成られ候て私ともにも安心致し、様な事におはしまし候併此度は、宮内にも御厚き思しめし且は御時節も御下向前など、はよほと、違先々、御所の御趣意事仰立の御とをりに關東にも御請申入候御時せつに相成誠に、有難たさ、右故大きに御悦申入、しかし此書取にては矢はり關東よりの御戴の様に思しめし候よし御尤、の御事に存、私ともにも一覽致、所何分、此書取にてはたとへ御城内方御戴にもせよ何故に御増下されに相成候と申事相分りかねられ候ま、いか、の御事やと存、何分先達て、宮内御願のせつ觀、の御文にて其文を以坊城殿へ仰出され早速、其由會津中將へ申され候よしの所夫は御尤、よく、承知致され候て大樹も御上洛中老中も兩人ほと上京中故か存外はやく濟來り、宮内御願と申事は口つからにて書取には、御所にて被下候知行の所四斗俵にて被下候由急度、御所方の處仰立

れの通に濟來り候ま、夫にてよろしくと心得居られ候何分、に、御所方仰出され候御事故御所より仰出され候迄はまつ、表向にては無やと存、先達の御便りに、御所にての知行地かたにては出き不申候へ共是迄通に被下候御事私にも文にて御まへ迄申渡しの文出し候へ共此御便りと行違に相成候事やいか、の事と存、何分京都への申上にては仰立られ通に濟來り候ま、其御地への申入の處は承り候會津も在京中老中も在京中の事故少し遠方の處書とり行と、きかね候やと存られ候ま、猶また御かんこうにて其御地にて御取しらへ成共今一應御申し成共あそはし候様にと存、何も右御返事までにまわらぬ筆にて文言あしくわしく御分りかねと存、ま、御書とり寫先々返上致、御所にも典侍内侍常御やとい一人ツ、仰出され候へはすみやかに濟來りま事に、有難さ、是にて先、御人の御手つかへも少しは御ましに成られ候半と忝り、とふそよろしき御人躰はやく、御座候様と存、以上

右の通御兩頭方御返事に申參る 前文略す

文久三年文月十二日御認にて十五日出七月二十三日著此程知行拜領の事御申渡しのせつ渡しかたは此御地にてとの御事に付矢はり京都にて里かたへ御渡しに相成候様にと願候御返事の御案文うつし

扱は此度は迄京都にて御戴の御知行是迄通に地かたの處は御むつかしくなから御所々の知行是迄通に俵にて被下候御事申入候へは忝りの御事御細々御禮御申入の御事猶又能登殿はしめにも同じ御事に忝りの御事御細々御禮御申入の御事何も承り御された申入と和宮泡にもたん御厚き思しめしぬのたん私ともにもふかく御悦申入大すけぬへも御入筆の様申傳へ得は同じ御事に忝りの御事ともよろしく申入度由御申におはしまし候去ながら渡しかたの所其城内にて渡しに相成候ては其御地にて御戴のとこんさつに相成候ま、御所よりの御拜領の御廉立かたく思しめし候由にて矢はり御所を御拜領の分は京都にて御里かたへ御渡しに相成候様御願あそはし度由何も承り早速御願の通御された申入候得は思しめしもあらせられす候ま、猶又右の由傳そう衆へ申出しへは委細承知のよしにて猶又所司代へ相達し申され候由におはしまし候ま、右のよし一寸申入是は何ふん其御城へ御在府中の御事故其城内にて渡しに相成候事と存知行所の所も其御地にて知行を御戴にては何か不辨理元より御里かたへの御渡しに成候事に候へは知行所も同じ御分柄に候へとも何分に其御地に御出の御入への下され物を京都にて御里方へ渡され候様にと仰出され候御事は御願に候へはともかくの御事ながら御願も無に御里かたへ渡しに相成候様と申御事を仰出され候てはあまり御不都合かの様に存られ候儘先々何かなしに御所々の知行京都勤中のま、被下度思しめし候御事仰出され候ま、御在府中の御事故ためし關東にての御渡しかと存何分に右の邊かと存候前申入候とをり何も御願の御事は傳奏衆へ早速申出し、猶其うちに返答も御座候半と存猶又此よし能登殿はしめよろしく御申傳へのやう御たのみ申入、御機嫌共よく幾久しく萬々年の外迄もめて度年御拜領の御事とめて度祝々入忝りなを又御用濟にて御歸京のうへはめて度御知行所御拜領の御事とめて度祝々入忝り以上

右之通長橋殿を申參る 能登殿三仲間へも申渡し候事 前文略す

文久三年七月廿四日認にて長橋殿へ知行米下され方並京都にて御渡し之事等仰被下候御返事申入候案文寫

左様に候へは 和宮を御せわぬに付京都にての知行拜領の事先達而御便りに御まへぬを仰渡され候に付御禮申入候て猶又御渡し方の事とふそく京都にて里々へ御渡しに相成候へは城内の御宛行と混雜にも成不申又 御所の戴物の御廉も立難有存候よし願ふ 處御程よく御聞取にて早速御さたあそはし候所思しめしもあらせられず候に付傳奏衆へ御申出し遊はし候へは委細に御承知にて猶諸司代へ御達しあそはし候との御事のよし御委しく仰下され委細承り扱て忝りく 御用多の御中へ彼是と願ふ 段恐入く 且又御まへぬかたにも扱く 御きのとくさしかし願の通に相成候へは難有さく 何分く 在府中の事故知行所と申事も御不辨理と思しめし遠方に居候人人への被下物を京都にて里々へ渡され候様と仰出され候は餘り御不

都合の様に思しめし候先く 何かなしに御所々の知行を京都勤仕中のま、下され度思し召候御事仰出され候故在府中の御事に候ま、さためし城内にての渡しに相成候かと思しめし候由何もく 承り 御手数數か、り彼是と恐入候へ共何分く よろしく願ふ 此内乍水無月二十六日御認にて二十九日出御便り文月十六日著にて先達て奥向老女を申渡され候知行戴方の書取少しふしんに付とふそく 御所々の拜領に相成候様にと願われ候處遠方と申物はさてく しんき成物にて其跡へ又く 京都の知行地かたにはなく候へ共俵にて是迄の振合を以下されに相成候由御まへぬの御文著致 様成事さてく 行違にて前後いろく 成恐入く 何分く 其節觀ぬの御ふみ御趣意を以傳奏衆へ仰出され會津中將又上京の老中兩人も御座候事にてすみやかに御請に成られ候て宮を御願と申事は口つから乍書取には 御所を下され候知行の所四斗俵にて被下候由急度 御所々の處仰立られ通に濟來り候よし御委しく仰下され候御ふみ扱く 忝りく 何分く 御たかひぬに御便り行違に相成不都合の事恐入 様の御事にて御趣意に御

間違さへあらせられず候へは誠に有難き能登殿はしめも申傳へ候得はきつろ有難りの事にて猶又あつく私々御禮申入度よし頼におはしまし何分先日の御便りに御所より下されと申御事御まへより御申渡しに御座候儘もはや此御地にてかれ是としらへ不申候故左思しめ被下候書取寫御目につけへは御返しあそはし御念入られ候御事儘に落手致し猶此上なから何事もよろしく御取計御頼申入置猶又歸京の上はめて度知行所拜領にて幾久しく御れんみむの御沙た蒙り御まへかたにも御ちかくと御せわ共に成事と忝り以上

右之通認長はし殿へ御返事申入候事 八月三日出ス

文久三亥年七月二十二日出にて八月二日著御便りに長橋殿方四ツ折にて御申渡しの御案文寫

一當春大樹公上洛に付 御所邊御手薄の御事見聞深恐入られ候御事 十五萬俵上納の御事言上有之候に付ては諸臣一同の年々わかち給わるへ候事

仰出され候

百三拾俵

宰相典侍

百拾俵

能

登

貳拾俵

むめ

貳拾俵

松

江

右之通四ツ折にて御達し御座候

御ふみそふ御案文寫

さやうに候へは此御四ツ折のとをりそもし能と殿へめて度下され候ま、拜領被成候やうにと存猶御機嫌共よくいく久しく萬年迄もめて度相かはらす拜領被成候様といはる入かしく御上包に申梅松江も此御四ツ折の通めて度被下候ま、よろしく御傳へ被成候様にと存渡され方はおつて仰出され候儘又々其節よろしく御取計申めて度かしく

右之通申參り候事

三拾五俵

觀行院

三拾俵

孝順院

貳拾五俵

妙染院

八俵ツ

知淨始三人

右は孝順院殿を咄し故とめ置候事

文久三亥年八月十八日認同日出ス 天璋院御方二ノ丸へ御移りの事に付 御所へ願上候文の案文寫

前文略左様に候得は天璋院御方かね々西ノ丸へ御わかれ御移りあそはし度由を段々大樹公へ御願御座候御事の由然ル處去ル六月三日西ノ丸焼失に相成候故先々當分二ノ丸へ御願通御移りに相成候よし當月十五日に御治定にて仰出され候よし 和宮泡へも申入にてはしめて聞せられ誠に驚き入られ御跡の處も御心配遊し候御事ゆへ早速 宮泡より御とめ遊し何分いまた大樹公にも御若年の御事又々 和宮泡にも萬事一向御行届遊しかね候御事故深々御心配あそはし候ま、今少しのところ御同居にて何かの御世話あそはし進られ候様と天璋院御方へ仰進られ候處其御返答に御細やかに仰進られ候段は誠に有難く思しめし候へともかね々の御望御願にて今日表向御治定も仰出されし御事故御遠々しく成られ候段は御殘多思しめし候へとも

惣て御都合の御よろし次第に矢はり二ノ丸の方へ御移り遊し候と申御返答におはしまし扱々 宮泡にもいろ々と御心配あそはし候御事夫に付ては色々の次第も御座候てくれ々観行院殿私事も心配致 右二ノ丸へ御移りと申事是迄に 御所へ何とか言上も御座候御事哉又此度御治定に付てはもはや言上もおはしまし候て聞しめされ候御事哉此御様子一寸御内々急に伺度さいまた言上も聞しめされす頓々御存知ぬあらせられぬ御事にもあらせられ候は、とふそ々此文著次第御用多御中恐入 得とも二ノ丸へ御移りの御事聞しめされ 和宮泡にもいまた御若年の御事にて萬事御行届遊しかねられ候御事と深々御案事泡にあらせられ候儘何卒間そつとのところ御同居にて御世話おはしまし候様遊はされ度思しめし候ま、こなた様思しめしのところ 和宮泡を天璋院御かたへよろしく傳へられ候様にと申様の御文言にて急に仰進られ戴候は、いかふ御都合もよろしく哉と存上 ま、私々此御事願上度さしかし何ぞ聞しめし成らせられ候御譯柄もあらせられ候てもしや 御所を表方へにても何とか仰出され候御事あらせられ候

様な御事にて候へはさ様の御事仰進られ戴候御事も不都合なから何も御存知ぬあらせられぬ御事にあらせられ候は、とふそく前文の通仰進られ戴候様願度さ何分御義理合の御中故御大事くの處にてあらせられ候儘とふそく宮内方の御義理も立られ人くも有難り有様致度いろく心配致し右二ノ丸へ御移りに御治定に付何かいこふくもやくにて宮内にも深御心配ぬまたく觀行院殿私にも實々心配致し有ま、先々内々御様子伺かたく右の次第よろしく願上度さ何も御内々よろしく御さたの御事御頼申入ももしく御とめ遊はされ候御事仰進られ戴候は、其御ふみ御めに掛られ候てもくるしからぬ様にあそはし御認にて仰進られ戴度さよろしく願有

大すけ殿

宰相のすけ

長はし殿へ

極内々用事已而申入有

六日切にて橋本家へ向出し候事 叡慮にて仰出され候様の風聞も御座候や

う承り候ま、此御事は極内々御兩頭は御心得に御咄し申入置候事同日認にて也

文久三亥年八月十八日著 七月二日認にて極内々申入候文の御返事御案文寫さ様に候へは先達ては橋本殿其御地へ御使の御事仰出され候へ共餘り恐入られ候由にて御斷仰入られ右に付御差下しの義は延引に成られ候御事忝思しめし候との御事しかしもはや御下向と申に相成候ての御延引故何かの御仕度も皆く御出來其御地への御みやなども御由緒と申物にて奥向へも澤山く御みやの入候御様子との御事實は御先廻しにてよほとおひた、しく觀ぬへ向御廻しに相成候様との御事其所へ御延引に成られ候事故何かの御手當もおひた、しき事に候半若く仕度金にても御戴にてたとへ其後御延引に被成候ともせめて半分にて被下に相成候と申様成御事なれば御よろしくと思しめし候へともさ様の御事にも御座無候は、よほとくの高金に候半と御きのとくくに思しめし候ま、まつく私へ御まへ御見請の分御咄しとの御事にて

何もく御委しく御申の様委細に承り、是はかねく關東へ仕度金三百兩仰立られ候と申御事は承り居られ候へとも何分く御延引に成られ候御事故いかの次第に相成候や内々傳奏衆迄尋見へは御返答に下向に付仕度料として金三百兩仰立られ候ところ誠に御俄の御事故中く間に合かねられ候ま、先く取あへすの所昨年さつ州より献米のうちにて金二百兩拜借仰付られ候て夫にて仕度致され下向の處御延引に成去なからもはや下向と申ところにての御延引故何か仕度も出来の上の事故右のよし關東へまたく申立に相成候所大樹泡にも御歸府にて何かく御上洛中のやうにもはかとり不申候へともはや此ころには何卒く返答も御座候半もしく御延引に成られ候事故出来申さすと申様成事に候へは百金は口向を被下候のにて御座候由申され候ま、何もく右のよし申入先く夫までは拜借は其儘に下し置れ、御まへ泡にも何もく御双方泡の御爲泡と思しめし候ていろくと御心配の御事御尤くくの御事御察し申入しかしまつく前申入、通の御次第に候ま、何れに御戴の御事故まつく御安心の様にと存

とふそく三百兩出来候へは大きにく御仕合と存、以上

前文略 極内々

宰相のすけ泡へ

長はし

御返事 申入

清月四日認

右のとをり申参り候に付またく八月二十三日認置にて委細承り安心忝りくよし申入られ候事同二十九日急便出され候節御返事申上候事

文久三亥年八月十八日著 春來大樹泡御在京中度々の御参 内何か御するく濟せられ段々御手あつく遊し御戴に付御禮のために 御所へ御進献物おはしまし御返事御案文寫

前文略 左様に候へは大樹公春以來御上洛のせつは御めつらしき 行幸の供奉度々御参 内おはしまし御近くしく御機嫌も御伺御拜領物御したしく御小座敷へもめし 親王御方にも御對面成され御ちかしく御機嫌御伺

のよし御いとほニ御見上のよし猶また水無月三日には御いとま御參 内おは
 しまし其節は御龜末の御拜領物おはしまし候御事其後御發駕にて水無月
 十六日御する御歸城おはしまし候よしにて其後何の御障りもおはし
 まし候はず候御事とめて度思しめし候右に付段々御細々の御禮を御念比に申
 入させおはしまし候由を 和宮の御かたより御委しく傳へ申入參らせられ候
 御事聞しめされ御満足に思しめし候右に付この御見事なる孔雀石の
 御置物卓ほかに御うるはしきキヤマの御酒器いろ御内々進上おはしま
 し誠にこまやかなる細工ともとりまめやかに淺からずゑいかむの御事に
 わたらせおはしまし候猶幾久しく御大切に御もちるあらせられ候御事と深
 く御満足におはしまし候御事 和宮の御かたよりあつくよろしく傳へ
 られ候様申せとて候誠に長く御上洛中度々御參 内もおはしまし候半か
 なからいつとても何の御饗應もあらせられぬのみの御事に段々御厚御禮
 とも申入させおはしまし候御事 和宮御かた方も同じ御事御禮申入られ候御
 事是又御まんそくにおほしめし候由よく心得候て申せとて候御心得候て

よろしく御申入られ以上

宰相のすけ殿へ

大すけ
長はしけ

御返事 申入

右の通仰參る御錠口へも御めに懸られ候御事

文久三亥年九月二日認にて 御所へ申入候文の案文寫

左様に候へは此程は御築地内にて殊の外騒敷御事御座候由其後人氣も猶
 穩ならず候に付御取しつめの爲此度酒井雅樂頭差のほせられ候由なと承
 り誠に御案事申上 儘一度上京いたし御ちかしく御機
 嫌も伺申入度且は 御所にも近年は若年の御人かちにてか様の御時節に御内
 儀御手薄き御事一入 恐入 御案事申入候に付とふそ 能登殿私
 三仲間の處もめて度御返上遊し戴 へは誠に忝り 由此度 宮
 へ私より願 處此間いこふ 騒敷人氣も立穩ならぬよし故 宮
 に置 ても御内儀御手薄の邊深く 御案事申入られ恐入

まゝ又々穩に相成候上は御拜借御願遊し候とも一先御返上の御事仰入られ候はんやといろく御心配の折からにあらせられ候よしにて猶又御勘考遊し候との御事にあらせられ候まゝ、定し御便りに何とか仰入られ候半願の通御返上にて召かへされ候得は何れも誠まことに忝かたじけなくり御事ごことしかし私へは最初御讓位の御さたあらせられ候迄附進られ候ゆへ其ところ何分御請申上候様との御さたなから段々御斷も申上候御事に候へとも是非御請を申上候様再應の御さたにあらせられ候に付誠まことに不行届の不調法者にて恐入候へ共仰に任せ御さたの御通御請も申上置候御事其上此ころに至り此御地とても誠に世上穩ならずまた何かの御事もいまた上臈衆もなれ申されず候實々御不都合の御事のみ故是も又矢はり御所の御不外聞にも成られ候はんやと恐入御事又宮みやにもすい分わき思しめしはあらせられ候へ共いまた御若年わかしの御事にて大樹公御はしめへの御義理合萬端も今少しの所恐なから御届遊しかねの御事もあらせられ候なとにて申私わたし参り居候てもさ様の御せわも行届申さす候得とも右の次第にて色々宮みやの御事も御案事は申

上候得とも何分差さか、り京都にはた、今御こわき御事御出來の折から故一かふ心こころならず御案事申上られ候儘何卒御返上にて歸參にも相成候へは忝かたじけなくり御所ごところは和宮わみやを深々御案事にてあらせられ候半と存上其所も恐入おそりへともあまり心こころならず御案事申上候儘先々宮みやへ願ねがひところ宮みやにも其思しめしあらせられ候折からの御様子にて大きに忝かたじけなくり御返上の御事も仰入られ候は、何卒よろしく御取計の御事御頼申入去いなから歸參致ても元來私など不行届の事にて何の御用にはたち申さす其段はおそれ入へ共唯々御人數と申はかりの御事と思しめし願の通上京に相成候得は大に安心忝かたじけなくりしかし宮みやのところは嘸々御案ごあんにあらせられ候半と實に恐入おそり能登殿のところも何分越後殿おひ老年の事わかき御人かちにて又ふるき御人も御すくなき御事故とふそ御返上に成られ候様宮みやへ願ねがひ御事におはしましくれくれも願叶ねがひへは忝かたじけなくり能

登殿三仲間よりもよろしく右の邊願度よし頼におはしました候何もくよ
ろしく御取計御さたの御事御頼申入り以上

前文略かなめ計寫

宰相のすけ

大すけ

長はし

用事

長月二日認

去月中ころ過京都におゐて騒敷御事御座候由に付御返上にて上京候案文寫
也

文久三亥年八月二十九日御認にて晦日出の御便りに參り候御兩頭方の御返事御
案文寫右は觀行院殿京都にての知行御返上に相成御座候に付是迄通被下の事御
取計御願申候ところ其内御勘考にてとの御事也

前文略さ様に候へは觀行院殿もとふか御下向の節御まへかた御同様に御知
行御返上にて御下向に相成當時は城内の御宛行斗にておはしました候よし扱て
いかの御事にてさ様な御事に相成候や驚入り仁孝天皇様の御薙髮
の知行御戴なくてはいかの御定やとふしきに存り御申の通薙髮の
御事故跡役の下されに御差支と申御事も有ましく候半いかの御事と思しめ
し候由御尤くの御事に存り何分に宮御下向御一條はとんと何
事も御内儀を仰出られ候様な御事は無た何事も御表を御定にて御申入
と申様な御事にて何事も私共は存不申候てことにより候ては外を承り候ては
おとろき入り様な御不都合の御事ともにて其上に御下向も誠に
御俄に成御内儀役人何を承り候御間もあらせられす候様な御せわしき御
事にて觀の御戴物などの事は何も承り不申是迄の御戴物のまゝと存
り様な御事におはしました候御まへより御文にて何も御委しく承
り驚入り御まへ御申のとをり仁孝天皇様御薙髮の御事故其知行御座無
候ては關東へ御まかせの様に相成候てあまり恐入候事におはしました

候右故よく、勘考致し候て取斗も出来候へは下されに相成候様取計致候様との御事何も承り、何も御尤の御事委細に承り、猶又御さた申入候て傳奏衆へ申出し候半と存、去なから誠に文月中比々御格別御用繁にて又、此ころに至り候ては不容易御様子にて日々御攝家かた中川宮にも御参りにて一かたならぬ御用繁右故議奏衆にも皆、退役仰付られ傳奏衆は御不難に御つとめに候へとも日々御用繁大小名の参、内も日々におひた、しき事故まつ、しはらく見合少、御静に成候所にて申入候て傳奏衆へも申出し候半と存、あまり、御用繁のところ故仰出され候てもまた、なをさりに成り、へは却てひまとり、ま、今しはし見合候て御取斗も致候半と存、ま、少、ひまとり候半と一寸、此由申入置、御下向まへの兩役人衆はみな、代り關白も御代りあそはし候て初よりの御譯柄御存のかた、は御壹人も無候ま、あまり、御混雜の所へ仰出され候ては却てひまとり候半と存今しはし見合申出し、ま、此由あしからず御聞取被下候差懸り候御用の事もおり、は失念やらまぢかひやらにて大

御混雜にて日により候へは傳奏衆にもうろ、と被成候日も御座候様に承り實、か様な御時せつの御役人は御くろう、の御事と存、併とふそ、御忠臣を御忘れ無御大切、に御つとめの様と存、何も御返事迄あら、申入、扱又中川宮にも去ル二十七日には御元服御するの御事にて彈正尹宮と稱せられ候ま、一寸、申入、か様な非常の御元服故とふか誠の御式斗にてあらせられ候御様子にて晴の御参、内も御願あらせられず御元服後平日の御参りの御通りに御参り遊し候とふそ、御忠臣に御出精遊し候て幾久しく御力に成られ候様にと祈上

八月二十九日

大すけ

宰相のすけ

長はし

御内々御返事申入

同日 (註) 何日なる著の御返事御案文の寫

靜寛院宮御消息 文久三亥年八月二十九日

此内なから御内々御咄し申入^り御譯柄は頓ト^り御委しき御事は心得不
申あれ是の風聞なと申入候て間違候事申^りてはこわき^り事故申入すな
から何か大和國へ行幸仰出され春日社御社參 神武天皇様山陵へ御拜しは
らく南都に御逗留夫^かかね^り御祈願にあらせられ候 神宮へ御社參 行幸の
御事八月十六日御治定仰出され誠にそれも御俄々の御事にて當月中にも行幸
に成られ候様な御様子に仰出され尤 内侍所御同座のよし仰出され誠にとお
ろき^り恐入また^り泰平の御時節に候へは誠に御めつらしき御事有難さな
らか様な御時節から何とも御あんし申され候て恐入^り何れも露のみに
て恐入^り所同月十八日の曉七ツ過ころより俄に六門内いかふ^りそう
敷事御座候て誠に驚入候へ共關白^の御はしめとなた^り直^り御參
りもあらせられま事に御上御はしめ大^り御心配^の御様子^にていか
相成候やも計難と申様な風聞もおはしまし扱々恐入大^り心配^り致
^りへ共先々御程よくしつまり此ころにては追^りにおたやか^りに成り
候て此上の御事忝^りとふそ^り是^は御程よく人氣一和致候て天

下泰平をのみ祈り^り十八日の夜は御格子もあらせられず關白^の御は
しめも御てつ夜にて御前にのみ成らせられ其後兩三日は御攝家^のかた御替り
に御二方^の御宿遊し候様な御事にて右故下々は一人として休足なと
致候様な事は無誠に^り恐入^りやうゐならぬ御次第にて唯々恐入心配
のみ致^り併先々そう^り敷御事は誠に恐入心配に候へ共まつ^り前
申入候 行幸は御延引に成られ候て有難さ^り右のそう動のひやうし
に三條中納言殿三條西中納言殿東久世少將殿壬生修理權大夫殿澤主水正殿四
條大夫殿錦小路殿右七人國事懸りにて忠臣と承り居候にみな^り何方へか失
候てた、今にしかと行方相分り不申候由扱て^り不忠^り物にくき^り
御人^と存^り此外に國事か、りの御人^も御座候へ共先々宿にてふ
かく御つ、しみのよし是はしんひやうと存^り委しき御譯柄は存不申な
ら三條中納言殿御はしめ國事か、りの堂上はみな^り御とかめを御かうむり
に候ま、實^り恐入^り事十八日後今日は御久^りにてくれ^りにと
なた^りも御退と申様成事にて少し御休そく出來られ候御事と忝^りとふ

そく御かく別御當りのあらせられぬ様にと祈りくく前後とも略致候

八月廿七日認 内々

大すけ

宰相のすけ

長はし

御返事申入

文久三亥年九月十七日御急便にて 御所へ御伺遊し候文の案文寫右は 新朔平門院様御十七回御忌に付御備へ物 御代拜等の事表を書取にて伺に付其儘御伺遊し御治定御願あそはし候事

さ様に候へは御程もあらせられず 新朔平門院様御十七めぐりに成られ候に付御備へ物何かの所此間をいろく御評儀にて仰出され候處今十六日表を此書取を以伺に御座候に付 宮内にも御一存にはとふもく御治定遊しかねられ候故御混雜の御中恐入くられ候へ共書取寫御覽に入られ候思しめしを御伺遊し候ま、然るへき様急く御治定あそはし進しられ候様御願遊し候此

書取にては昨年 仁孝天皇様のせつ一かふく御手かろの御取扱に成られ候て扱てく恐入くく且御殘念くに思しめし何分く火急の御事其上御下向より御問もあせられす一かふく様の所へ御氣も附かれかね私共も不行届さてく恐入くく 昨年の處は何分く御不行届にて御上洛の御かはりに上臈を御名代に上せられ候て奥向斗の事に成られ候得ともとふそく此御後の御年忌には表かたを高家御使にて 御機嫌御伺あそはし度と申御事を此御返答遊し候せつに仰出れ度思しめし候へ共其邊もいかの物にあらせられ候半や一應御伺あそはし高家御代拜と申御事は御六ヶ敷やと思しめし候へとも 仁孝天皇様此御後御年忌の節くは高家御使にて 御機嫌御伺遊し並 後代拜として差のほせられ度と申御事此御返答の御序に仰出され候は、御よろしくやと思しめし候へとも 御代拜高家つとめく事御六ヶ敷やとも思しめし候ま、御用多の御中恐入られ候へ共御表とくとく御しらへの上御返答御伺あそはし度さくれく御混雜の御中恐入られ候へ共此度の御返答表かたへ仰出れ候節此御事も仰置候方御手つ、きやと思しめし候ま、よ

ろしく御頼遊し候もはや御日合も差せまり御せわしく仰入られ恐入られ候へ共急々御返事御伺あそはし度さ何もよろしく御さたの御事頼思しめし此書取の御返答は其儘拜見致させ候様に御書取にて伺度さは私願置より御當家廣大院の御時分近衛圓たい院宮への御仕向の御振合を以か様に伺候よしにて候ま、此事も一寸申入置前後共略

九月十六日認

急々御用無事

大すけ

宰相のすけ

長橋

申入

同日 右表よりの書取寫左之通

一新朔平門院來月十七回 御忌に付 和宮様より御香奠御備等之儀去戊年 仁孝天皇十七回御忌之節は 和宮様より御香奠白銀百枚御内々同五十枚上

萬年寄上京之上御代拜相勤御備に相成候此度 新朔平門院は裏方の儀にも候間御使 和宮様御用人を以御香奠等御備へ遊候方にも可有之哉に候得共御用人を以被進候而は 御所向御取扱も御不都合には有之間敷哉乍去當時京師に高家も在勤致し候間同人へ 御代拜等の儀相達爲勤候而も可然哉に候得共左候而は去戊年 仁孝天皇御年忌之節は上萬年寄御使相勤此度 新朔平門院御年忌に付高家御代拜等相勤御香奠等取進候而は却て御手重の姿にも相成候間此度は一向に 和宮様附老女より御ふみを以御香奠等 御所女中へ御文を以被進候而は如何可有之哉右御程合之儀老女勘辨之上相極兼候は、老女 御所向女中へ急便を以御程合掛合之上治定致し候方に可有之右御法事中爲御伺御機嫌 禁裏御始へ御干菓子一箱宛御精進解に付鮮鯛一折宛被進候方にも可有之就而は御品調方之義は年寄共々所司代へ申遣所司代々町奉行並小堀數馬へも相達御差支無之様爲取扱御香奠其外廻し方之儀は 御所向女中 禁裡附へ案内有之候様老女より兼て 御所向女中へ被通候方に可被取斗候左候は、 御所向女中より案内次第夫々御品相

廻し候様爲取計候ニ可有之候事 又下ヶ札に左之通去成年 仁孝天皇様十
七回忌之節は 和宮様々御香奠白銀百枚御内々々同五十枚被進候得共新朔
平門院は御裏方之儀にも有之候間 仁孝天皇より御香奠員數は劣り候方に
も可有之哉左候は、此度は

御香奠 白銀七十枚 御内々 同三十枚

右之通老女を以被進候方にも可有之候事

右之通伺故其儘御伺に相成候御事

一御法事に付兩寺へ御備の御花並御備之御菓子等此三十枚の内にて御取計願
度よし少進申され候事

一懺法講に付御備の御葩の御事は先日之御便りに右京大夫へ少進より申置れ
候由の事

一知光院殿蓮正院殿弘誓院へ 御尋に 白銀 三枚つゝ、送らせられ

梅芳院殿始へは 同 二枚つゝ、口の衆へも御相應に遊し被下候思しめし
の事

一御機嫌御伺は 御所並 敏宮泡への思しめし 准后泡へ進しられの義は御
十三回忌のせつ及られぬよし御治定の事書留御座候よしの事

一御實の御た、様と申上候にてもあらせられぬ御事故御備銀間そつと
御げんじに成られ候ても御よろしく哉の事 若し御げんじに相成候て
も御よろしく候は、此事はとふそ御ふみにて御返事伺度と申入候事
右之事共皆認御一所に御兩頭へ申入候事

文久三亥年九月十七日出にて五日限

右の御返事同年九月二十八日認にての御便りに何分御わき腹泡の御事故矢
はり御手厚あそはし上られ候御かた御よろしく候ま、表々伺の通に御
備遊し候様との御事也 御年忌に付 御機嫌伺の御事は 御所 敏宮泡に
て御よろしくとの御事御精進解も御同斷也 知光院殿はしめへ送らせられ
物も夫にて御よろしくとの御事

文久三十月二日出にて十三日著の御便りに申參り候事

文久三亥年九月十三日出にて十八日著 御所より去月十八日出にて天璋院御か
たの二ノ丸へ御引移りに付少しもやゝ致候次第も御座候故苦しからずは御差
とめの御事仰進られ戴候様願候文の御返事御案文寫

前文略ス 左様に候へは天璋院御かたかね〱西ノ丸へ御別れ御移りあそは
し度由を 大樹泡へ段〱御願御座候御事のよし然ル處去ル六月に西ノ丸焼
失に相成候故まつ〱當分二ノ丸へ御願通り御移りに相成候由御治定のよし
にて去月十五日に表向仰出され候由 和宮泡へも申入おはしまし候由にては
しめて左様の御事聞せられ誠に〱驚〱入られ御跡の所御心配も遊し候御
事故 宮泡より早速〱御とめ遊し進られ何分大樹泡にも御若年の御事また
和宮泡にも萬事一向〱御行届遊しかね候故深々御心配あそはし候まゝ御く
ろうには思しめし候へ共今しはらく御同居にて何かの御世わ遊し進しられ候
様にと仰進られ候由の處其御返答に御細やかに仰進しられ候たんは誠に〱
有難思しめし候へ共かね〱の御望御願にて今日表向御治定も仰出され候御
事故御遠〱しく成られ候段は御殘多思しめし候へ共惣て御都合御よろし次

第に矢張二ノ丸のかたへ御移りあそはし候と申御返答のよしにて 宮泡にも
扱々いろ〱と御心配あそはし候よし御尤〱泡に存上〱夫に付ては色
々の次第も御座候よしにて御まへ泡觀泡にも御心配あそはし候由右二の丸へ
御移りと申事是迄に 御所へ何とか言上も御座候て聞しめされ候御事もあら
せられ候哉又此度いよ〱御治定に付てハもはや其御事言上をはしまして聞
しめされ候御事哉此御様子とも極内々急々御伺遊し度との御事何も〱御委
しく誠に驚入〱まつ〱早速〱御さた申入候ところ何も〱さ様な御
事は頓と〱御承知泡もあらせられす候御事にて御驚泡にあらせられ候しか
し先々一應に御しらへにて猶又御さたもあらせられ候半の御さたにてあらせ
られ則昨日酉刻まへころ野宮殿御申は此度天璋院御かた御別れの御事御願の
よしに付いかゝのものやと御ふしんの御さた伺何も〱別に 御所方仰出さ
れ候様な御事もあらせられすなから當春大樹公御上洛中に三條中納言殿御申
にて 和宮泡は大樹泡のめしつかひの居所に成らせられ候と申事しやと御申
にて天璋院御かたは御臺泡居所に御出しやと御申のよしにて是は別たんに

御上へも御申入無にさ様なことにてはすまぬ事しやと野宮殿方水野和泉守板倉周防守へ御申に候へはさ様な御事にては決して無と申居られ候ま、別に何とも申さすなから若や其邊の事にては御座候半やと御申に候儘一寸申入るしかし夫は御所方の仰出されにては無唯野宮殿の心にて御申の事によしにおはしまし候何分三條殿此度の様なむほん人の御事故さ様な御事御申も何方より御聞に候やた、今の處にては御實誠には聞かたき御人におはしまし候何分前申入候通の次第にて何も御所方仰出され候と申御事にては無候ま、御引移りと、められ候御文を則ちま、猶又よろしく仰入る扱々か様の御時せつととりませいろの御事にて御心配のみの御事恐入る此程方急々御返事御と、めの文もはすの所何か日々一かたならぬ御用繁に於て其御しらへ處へ参りかね大に御延引に成るもはや御間にも合不申やなから先々何分是迄にても御女儀かたの御事はすへて御引移り後言上に候ま、此度も定し様と存以上

九月十二日認

大すけ

長はし

宰相のすけに

極内々御返事申入る

右之通仰参り候事

同日御書添の案文寫要計

さ様に候へは天璋院御かた二ノ丸へ御移り御治定に付ちと御ふしきにおほしめし候御事御座候由ほかの事にては無なから御わかれの事御所方の叡慮にて仰出され候様に天璋院御方の御附の内に存候者も御座候由何かふし御座候て宮成らせられ候ても天璋院御方のけしきもよろしからず御附も何かいやな様子との御事夫は御めいわく無御心配と存上恐入る何分此ころは御上は唯々天下の事のみ御心配にて春以來より關東の大奥向などの御事は頓と御頓著あらせられす候ま、御申しの通夫は定し叡慮と申御事は間違やと存去なから本文に申入候通野宮殿方御中の事

靜寛院宮御消息 文久三亥年九月十三日

は間違候てさ様に相成候やも計難さ様な事に候へは 御上も御めいわくはと
 恐入く 表方を願などは決して御座無候天璋院御かたにも 和宮の
 御世話を御厚く御申入あそはし度思しめし候由なから何分に御風違の御事故
 思しめし候様にも成られず又遊し候ても却て御笑に成候故遊しかねと申す御
 事もとふか京都御親そくはかたへ御咄しも御座候様にちらと承りま
 一寸く御心得の爲申入 御まへは觀行院能登なとはさ様なことも
 御座無候半乍又々 宮の御家來のうちに京都を參り居候若き人など御風違の
 御事なと笑ひ候様な事も御座候半哉と存候ま、御まへ迄極内々御心得の爲
 申入候何分 宮にも關東へ成らせられ候へは其御家の治り候様か御第一の
 御事故 宮の御爲と極内々申入 先年お藤の御上京のせつ何かく關
 東の御風違の御事共御笑にて御咄しの御事も承り御當地にては御よろしくな
 から其御地にてはよほと御心を附られず候ては御差支に成候半と御咄しの内
 に存居 もおはしまし候儘是も申入す候てよろしき事なから何も御心得
 と申入置 何分にわさわわひは下からと申たとへにてとかく何事も下から

事かおこり候ま、御如才はなき御事なから 宮の御爲といらぬ事迄申入
 とふそくあしからす御聞取被下候以上

九月十二日認

御返事

大すけ

宰相のすけへ

長はし

極々内々

同日 御所を仰進しられ候御文の御案文寫

さ様に候へは天璋院御かたにもとふか此度は二之丸へ御わかれ御引移りのよ
 し聞しめされめて度思しめし候へ共何分に 大樹公にもいまた御若年の御事
 和宮の御方にも御若年其上御入城をいまた御間もあらせられず候ま、萬事何
 も御不行届の御事共といかふく 御所にも御案事の御事にあらせられ候
 て今しはしの所御同所にて何かの御せわ御申入に候へは御くろうくの御事

なから 御所にもきつうく御安心な御満そくの御事にあらせられ候ま、猶
又此由 和宮の御かたを仰られ候てと、め參らせられ候様よくく申とて候
ま、よろしくく御申入られ候猶又右のよし 大樹公にも 和宮の御かたよ
りよろしくく御入られ候様申せとて候ま、よろしくく御申入られ候しか
し御くろうくの御事は御氣のとくに思しめし此よしあしからす仰られ候様
御申入られ候以上

九月十二日

大すけ

長橋

宰相のすけ殿へ

申入

右之通仰進しられ候へとも天璋院御かたへ仰られ候御事は先々御見合御延
引遊し候て御ふみ御返上遊し候事

右仰被進候に付九月二十二日認置にて 御所へ申入候又の御返事案文寫

前文略さ様に候へは天璋院御かた二の丸へ御引移りの事に付ちとく靜ならぬ事にて 宮内にも御心配遊し其上京都よりの 叡慮なと、申立候者も中には御座候由にて人氣穩ならず候得共 宮内々の御義理合を御失ひあそはし候ては猶更御爲御よろしからすと兩度迄天璋院御かたへ御とめ遊し候御事仰進しられ御三度めは表かたへ何卒西ノ丸御ふしん御出來の上御引移りに遊し度と申事御書取にて仰出され候様成事ながら表々の御返答はいまた何とも申入す候へとも天璋院御かたは兩度とも先日申入候通の御返答御申入におはしまし候噂の通實く 叡慮なればよろしく候へ共若くは様の風説を致候て彼是と申立候様成事にてはあまりかろくしく相成恐入候事と存御様子伺かたく 御所々も御とめ遊はされ候御事仰戴候てはいか、やと存上御大變出來候て御かく別に御心配な御中とも存申さす願ふ所二日に著致し早速く御しらへもあらせられ候得は去る十一日酉刻前野宮殿御申には別に 御所々仰出され候様な御事もあらせられすなから當春大樹公御上洛中に三條中

納言殿何方御聞の事か御申には 和宮はめしつかひの居所に成らせられ候と申事天璋院御方は御臺の居所に御出しやと申事のよし御申に付別たんに御上へ言上無にさ様な事にては濟ぬ事と野宮殿を水野和泉守板倉周防守兩人へ御申に候得はさ様な事にては決して御座無と申居られ候ま、別に何とも御申無候へ共若や、其邊の事も御座候半と御申入との御事夫は何も仰出されにてはあらせられすた、野宮殿の御心にて御申の事の由委細御委しく御文拜見にて御様子も相分り忝さ、右故御引移りと、められ候御文をとの御事にて御用多御こんさつにあらせられ候御中に仰進られ早速、宮泡へも譯柄を申入へは扱て、恐入られ候か様に御手厚遊し御戴あそはし候故直々仰られ候へは御宜敷なから當十七日御急便出され候節願下ケの事申入、通とふか大樹公御歸府のせつに何卒 和宮は御住居の處御勘考御さ候やうにと仰出されもあらせられ候様にも承り且は又よく、勘かへ候處御義理合もあらせられ候御事故 宮泡よりは再應御とめ遊し候てもまた、御所も御とめ遊はされ候と申もあまり、天璋院御かたには御過

分成御事やとふと、心附、あまり恐入、ま、先々願下ケ、通此たひ 御所を仰られ候御事は天璋院御かたへ 宮泡を仰られぬ様願置、初め願候せつに間そつとよく、勘考の上願、へはよろしく候に 叡慮と申處へ深く心配、致候て早速に願、段實、く、魚こつ、何とも申上様無恐入、へ共段々勘かへ、所とふも、御過分に相當り、やと深く、其邊恐入、ま、願下ケの義幾重にもよろしく、御斷御さたの御事御頼申入度さよほとこみ入候事共御座候へ共何分、文談にはとても、書取かね、事何分初め私の不念にて行届不申別して御用繁泡の御中とも存せず火急に願、段くれ、恐入、御斷の申上様も無候へ共何卒御取斗にてよろしく、願下ケ御斷の義御さたの御事御頼申入、其御地の御譯柄は御委しく伺、ま、相分り大に心得に相成忝さ、又、何とか申事も候は、其節は其積りに返答致し候半と大に忝り、くれ、私不行届の段恐入、御事以後は急度、相心得取斗候事と存候へ共此度の所實、恐入、御まへ泡かたへも御用多御中

御心配かけ御取斗被下候に申譯も無次第と存^{なり}當時宮^を成らせられ候御殿なるほと御手せまにてよほと御端ちか成處にては候得ともめしつかひの居所の様にも承らす故あり君^をなとも此所に御住居遊し候由本壽院かたにも二ノ丸へ引移り前は此所に住居のよしなからまつ^く格上り候うへの事其餘一通のめしつかひの居所とも承らす候へ共何分御端ちかく御手せまには御座候天璋院御方當時御住居は御臺^をの御居所にて御座候ま、當時宮^を成らせられ候所^はは御ひろく候よしに承り居候何分^くにも此度二ノ丸へ御引移りは先々和宮^をの御禮節立られ候御かた御よろしく存上候事御座候ま、せつかく^く仰られ戴候へ共先々御見合の方に願^{なり}去なからもし^く間そつと向ふへ参り^{なり}御様子にて矢はり御さたの趣も御伺はせ遊し候かた猶更御都合も御よろしそふの御様子にも相成候は、其節は一寸^く御口上にて御引移り御延引に成候は、定し御所にも御安心^を御満足^をにあらせられ候半と申程の御事を躰により^{なり}は、御伺はせ遊し候半ながら先々唯今の處にては夫も御見合のかたと存上^{なり}ま、あしからす御さたの御事御頼申入^{なり}

はる^くの御遠方へわさ^く願の文出し^{なり}ほと^の事故誠に心配にてよきなく願^{なり}御事ながら少し不念の邊御さ候ま、願下ケ^{なり}事心中御くみとりあそはし戴あしからす御れんみむのほといくへにも願^く上^{なり}よろしく御さた御頼申入^{なり}願下ケ^{なり}御事故^{なり}御文はまつ^く私方返上致置^{なり}此内ながら御別紙に上ろうはしめ心得のこと御委しく仰下され忝さ^く御たかい^に御風違の御事故笑に相成候御事も御座候へとも京方の人^くさま様な事申出し候ては矢はり^く宮^をが仰られ候様に相聞へ御爲に御宜しからの事故精々申きかせ居^{なり}事ながら何分^く御新參の人かちにて御爲^を存上候所へ参りかね實^く觀^をと兩人こまり^{なり}よき事御申しこしあそはし被下候て扱て^く忝さ^く觀^をにもきつう^く忝りの事猶又御文の趣をとくと^く一同へ申聞せ^{なり}候事とくれ^く忝り^{なり}以上

長月二十二日認

御内々

大すけ

長橋

宰相のすけ

またの御返事申入れ候

十月二日御急使出され候せつ上候事

文久三亥年九月二十三日出にて五日限に出され候御急便同二十九日著右十月
 新朔平門院様御十七回御忌に付 御所へ御伺遊し候御文の御返事御案文寫
 さ様に候へは御程もあらせられす 新朔平門院様御十七めぐりに成られ候扱
 々御はやき〱御事と思しめし候右に付 和宮御方御備物何かの御事此間々
 いろ〱と御評議あそはし仰出され候所此書取を以伺に御座候由にて是にて
 はとふも〱 宮御にも御治定遊しかねられ候故此書取寫御覽に入られ候て
 思しめし御伺遊し候との御事にて然るへき様急々御治定遊し進しられ候
 様御願あそはし度さ此書取にては昨年 仁孝天皇様のせつかふ〱御手か
 ろの御取扱に成られ候て扱々〱恐入られ且は御殘念〱に思しめし候由何

分其節は火急の御事其上御下向方御間もあらせられす一向〱さ様の所へ御
 氣も附られかね御まへなかつたも御不行届との御事にて何も〱御委しく仰入
 られ候御事聞しめされ候去なから此度の所は矢張上臈御代香に上京のかた御
 よろしく思しめし候高家にては表かた故急度致候様に候へとも御手厚と申所
 へは參りかね矢張り御略のかたに成られ候ま、上臈差のほせられ候様にと思
 しめし候去なからいかう〱御道中の御日合も無候へとも御遠方の御事故御
 代香は御跡に成られ候てもくるしからぬ御事におはしまし候ま、上臈のほせ
 られ候様にとの御事にあらせられ候ま、何も此のよろしく御申入れられ候
 扱又此のち 仁孝天皇様の御年回の御節〱にはかね〱の御願の御上洛か
 仰出られ候てあらせられ候御事故た、今方御代香の御事など仰出され候ては
 いよ〱御上洛はいか様でも御よろしき様に聞えられ候ま、あまり〱御不
 都合かの様に思しめし候ま、是はまつ〱御見合にて其場合に至り候て自然
 御上洛ともあらせられぬ節には御代香の人體差のほせられ候様仰出され候て
 はいか、やに思しめし候ま、何分其邊今一應申せとの御さたにあらせられ候

ま、何も此由よろしく御申入れ候もはやいかふ御日合も差せまり候て
扱々火急に相成まつ右の御返事のみ申入上藤の御上京にて
はよほと御道中ひまとり半何れ御日限は過られ候半ながら大てい
に御上京出来候へは御よくと存以上

長月二十二日認

大すけ

宰相のすけ

長はし

御返事申入急御用

文久三年九月二十九日著にて此ほと上京の事願上候御返事の御案文寫

さ様に候へは去月御築地内にて殊のほかそうしき御事御座候て其後
人氣も猶穩ならず候に付とうか取しつめのために酒井雅樂頭差のほせら
れ候よしなと御承りのよしにて誠に御案事御申上のよし御尤
の御事に存右に付とふそ一度御上京あそはし御ちかしく

御機嫌も御伺あそはし度よし且は近年御所にも若年の御人かちにてか様な

御時せつに御内儀御手薄き御事一入恐御入御案事御申上のよしにて
御まへ御始三仲間の處もめて度御返上あそはし御戴のやう御まへ宮
へ御願あそはし候處此間いかふ騒敷事にて人氣も立穩ならぬよしゆ
へ宮に置かれ候ても御内儀いかふ御手薄の邊深御案事申入れ
恐入れ候ま、又々穩に相成候上御拜借御願あそはし候とも一先御返上の御
事仰入れ候半やといろと御心配の折からにあらせられ候よし猶又と
くと御勘考あそはし候との御事にあらせられ候よし故定めし御便に何と
か仰入れ候半御願の通に御返上にて召かへされ候へはとなたも忝
りとの御事にて何も御委しく御申しの様何も委細に承り御尤の
御事に存て早速御さた申入處御願の趣何も聞しめされ
御尤御しん妙の御事と誠に御満そくに思しめし候去ながら去月十八
日の事は本文にも申入候通の御譯柄にて雅樂頭上京にて取しつめと申程の事
にても無まつ十八日一日の事にて追々に御静に成られ候様な御事に

て御安心なれ去なから何分／＼に容易ならさる御事故御心配／＼にはあらせられ候へ共御内儀向迄も及候程の御事にては無候ま、た、今道中とてもとふそ／＼こんさつの中を召歸され候程の御事にてはあらせられず候且又和宮なれ此度の御所の御次第に付御返上の御事仰入られ候へ共右に付御別紙にて觀行院なれ御申入の通の御次第も御座候ま、先々此度のところは御上京御願に候へ共と、められ候ま、右のよし申せとの御事にあらせられ候猶又能登殿三仲間へも右のよし御申傳へのやうにと存候

一 觀行院なれ別紙にて御申入の寫御めにかけて候

一 此度仰上られ候宰相のすけなれ御はしめ御返上の御事さしか、り御所恐入せられ候御譯からにて實に御案事申入られ候御事又宰相のすけなれ御始の御案事御申上の處も誠に御尤／＼の御事にて御殘多／＼なから御と、め遊しかね候ま、御返上あそはし候何分／＼御入城後よりいろ／＼御こんさつの御事にてやう／＼此ころに御間違の御事も奥向にて少しつ、わかり恐入候處へ参りかけ候様な御事急度御定めつき候と申處へは中／＼／＼／＼参り

かねた、今に種々御心配の御事と宰相なれには格別清水以來御力に成られ御おれ合邊も段／＼と御相談あそはしいろ／＼御心配御申入にて御せわなれ御申入あそはし御内儀への仰上られ候事なと御様子心得ぬ人に又地下の者へ伺せ候事も恐入らせられ候御譯から御所御はしめなれへの御禮せつ事何かに御程よく御せわなれ御申入にて御心たしかに思しめし候處誠に／＼／＼御殘多／＼思しめし御返上後よりの處上ろうとても若年の上御所邊の御勝手心得ぬ人々にて萬事に御不都合の御事と御心ほそく御心配なれ御殘多／＼の御事なからよき無御譯柄恐入／＼られ候御事にあらせられ候得とも何とそ／＼御靜にも成候上にて今しはらくのところ附進しられ候様によるしく／＼御願あそはし度此段御さたの御事御頼あそはし候とふそ／＼此後御行違事御失禮の無様にとのみ祈入られ候此内なから私にも清水以來御おれ合六ヶしき處いろ／＼御相談申入御かけにて心たしかに御せわ申入忝り／＼御事はなれのところ中／＼私にては心を盡し候てもとと／＼行届ぬ事其上に隱居の身分何事も程よく参りかね候半と誠に／＼心配／＼

恐入くくとうわく實く心はそき御事御察し遊しよろしく私よりも願度候御序に御せわ御頼申入候かしく

右の通御別紙にて御願にあらせられ候ま、何分やうるならぬ御心配は一かたならぬ御事なから何分唯今あらせられ候てはならぬ御事なから御所も御あやうく御立退なと、申様な御時せつにてもあらせられす候ま、先々御内儀向は御静くの御事にあらせられ候ま、其御地のところ世上も穩ならず又々何かの御事いまた上らふ候かたも御なれ無御不都合の御事共あらせられ候ては御所の御不外聞にも成られ候御事は恐入く事又宮にもすい分く思しめしはあらせられ候よしなから何分く御若年にて大樹公御初への御儀理合萬端も今少しの所御と、き遊しかね候御事もあらせられ候との御事夫は御若年また御幼年御所にて成らせられ候へは自然御聞なれ御見なれもあらせられ候へ共御里方御直く成らせられ候御事故御尤く存の御事と存は是等の邊も御まへ御案事御申入との御事御尤く存は、何分に其御地の御事も先々此ころはかく別何の御小言も聞しめさ

れす候ところにてまつ夫たけは少々御安心の思しめされ候所何分に御まへ御はしめは御所方の御附人の御事故何かに御遠慮遠慮も御座候半觀は御ちはつの御事宮の上らふかたはさためし遠慮もなくやと存は、今しはしくの所にて是迄せつかく御行違の御事も少し分りかけ候所にてまたく本へもとり候様なる御事にては御上にもきつう御心配被遊候ま、何分昨年以來やうるならぬ大なる御心配の處へ又々少事迄いろく御心配出来候ては實々恐入候ま、御遠方御くろうには候へ共今しはしの處其御地に御せわ御申入に候へは御上にも御安心御満そくく御の御事にあらせられ私ともにも忝り猶又能登殿はしめへも右のよしよろしく御まへ泡より御申傳へのやう御頼申入以上

長月十七日認

内々用事

大すけ

長はし

宰相のすけ泡へ

静寛院宮御消息 文久三年九月二十九日

御返事申入

右の通御返事に伺^りに付また^く御返事に十月十日出御便りに申入^り
案文寫

さ様に候へはあまり世上穩ならぬ上また^く八月中旬御築地邊御大變の御事
承り實に御案事申上候に付一先めしかへしにて上京の事願上^り所御まへ
泡かたにも尤に思しめし被下御さたも御申入遊し候へはしん妙の事に聞しめ
され戴候由去なから和宮泡より仰上られ候には此度の御大變に付御案事申
入られ御返上は遊し候へ共御靜の上は又々今しはらく附進しられ候様御願に
成られ候由にて觀^る御文面御書取にて御見せあそはし下され右の次第故先々
此度の御大變もさか井雅樂頭上京にて取しつめと申程の御事にもあらせられ
す追々御靜其上御内儀向は猶更御靜にもあらせられ候御事夫方は和宮泡精
々氣を附御守護申入候方御安心泡にあらせられ候ま、上京願のところと、め
られ候故よく^く氣をつけ御守護申入なを又御行違候事兩御地への御義理合

等も御不都合あらせられぬ様よく^く御せわ申入候様との御さたの趣御委し
く御伺わせあそはし何も^く拜見申入實に^く恐入^く伺^りとふそ^く
此度は上京致し度願叶候様心たのしみに存居候所誠に^く残念^く限り
なく存御なつかしさ^くなから大なる御心配泡の御中にまた^く彼是とおし
て願^り事も本意ならずやと恐入^く御残り多さは限り無候へ共上京
御差とめの處御請申上^りま、猶又よろしく^く御さたの御事御頼申入
^り去なから元來不調法者の上御行違事の邊實々御六ヶ敷今に折々いろ
^く行當り候事出來致候得共先々此御心配泡の御時節にかれ是言上致候も恐
入候事と存色々と勘考にて申なため先々言上にも不及相すみ候事には候へ共
何分^く御風違の御事故猶更^く大樹公天璋院御かたへの御儀理合も一入
^く御六ヶ敷何分御直宮泡にて内親王泡の御事故とふそ^く御所の御威光
は御立遊し候て大樹公御はしめへの御禮節も御不都合あらせられぬやうにと
存上候へはよほと不行届の私には重荷にて實^く心配^く申盡しか
たく候ま、一日も早くめんしられめし返し戴候へは此上の有難さは御座無御

双方^にへひたすら此儀願^ふ事^に候へ共此御返事にか様の御さた伺^ふ
 上はおして願^ふ事^も實に恐入^く譯^{から}と存候故無據御うけは申
 上^へ共猶其内にもとふそ^くはやくめんしられ候事今^も願^置御
 親子様の御間柄とも御違遊し何分 御連枝様の御間柄にて御儀理合もあらせ
 られ候御事故恐なから其邊いろ^く存上候へは露のみ先立中^く自分の難義
 心配にはかへられぬ事何分何國にて深き心配致し^もも矢張御奉公と存候
 へは御用の義故かれ是申上候事も恐入^くま、私の心一はいは 御所
 方 宮^にへ御義理合御立遊し進しられ候御事を有難思しめし候様又々 宮^に
 よりは御大事の御兄様にあらせられ候ま、とふそ^く 御父帝様御同様に御
 孝道御禮節を御立遊し幾久しく御大切に思しめし上られ候様致度さ又御當地
 にてはとふそ^く大樹公御はしめへの御禮節御不都合にあらせられぬ様精々
 申上氣を附取計上薦はしめへも申聞せ候覺悟には候へ共前申入候通何分^く
 不行届に御さ候ま、定し御不都合の御事共に成られ候半其段分て御斷申入置
 行届ぬは御承知^にて仰付られ候上は御斷申上候もいか、と恐入^く

先々御請申上^り御序のせつ右の次第よろしく御さた御頼申入^り能と
 殿三仲間へも御文の通申傳候得は誠に残念かりなから先々御請申上候由申さ
 れ候併のと殿は分て残念かりにてもはや當年は致かたも無候へともとふそ
 く、明年にも相成候へは何卒めし返し^の義くれ^く相願度よし申上くれとの
 頼にて候ま、御まへ^にかたへ申入置^り御程よく御さた御頼申入^り以
 上

十月 認

宰相のすけ

大すけ^に
長はし^に

文久三亥年十月十九日御認にて 御所方御返事に仰られ候御案文寫

前文略左様に候へは 新朔平門院様御十七回御忌に付表^方の書とり御覽に入
 られ候て思しめし^にを御伺遊し候所高家の御代拜にては急度致候やうにて御
 手厚と申處へ參りかね却て御略に成られ候儘矢張上薦衆の内御代香に差のほ

され候様にと仰られ候所何もく御委しく御伺遊し候由にてとふそく上薦
 差のほされ度思しめしいろく御勘こう遊し仰付られ候へ共何分上薦衆何
 れも昨年痲疹後とかくすきく致申されすみなく小言計申され候由にて何
 分よほと御遠方其上寒さの折からにも相成候故とふもく御請御申上かね
 のよしいろく御心配遊し候由なから御斷御申上も無理ならぬ事と思しめ
 し候ま、御孝道にも御はつれあそはして誠にく其邊深くく恐入られ候て
 御心配御斷も仰上られかね候へ共何分右の御次第故上薦衆御人體も御座無
 候ま、此度上薦上京させられ候御事は御斷仰入られ候との御事にて段々御委
 しく仰入られ何もく聞しめされとふもく無御據御次第とふもく遊し方
 もあらせられすとの御事あらせられ候て左候へは此度は上京合の高家へ仰付
 られ候様との御事にてあらせられ候て猶早速く御せわ卿へ仰付られ所司
 代へ御申付にて高家兩寺へ御代香つとめ候よしにおはしまし猶又御備への所
 は七十枚の内
 二十枚 般舟院に 五十枚 泉涌寺に

御内々の

三十枚は 御黒戸へ御備へに相成 御備への御花御菓子も右の内にて上
 られ候様に成られ候ま、一寸く此由御まへ迄申入置 何もく此度
 のところは御滯無濟られ候て此上の御事に思しめし候此後の處は矢張御年忌
 毎に御代香上薦の内上京させられ候様にと申せとて候ま、此よしよろしく
 く御申入られ候

一御備へ銀二十枚 御花 一筒 御菓子 一臺

右之通般舟院へ

一御備へ銀五十枚 御花 一筒 御菓子 一臺

右之通泉涌寺へ

兩寺共 御代香 高家横瀬山城守

一御内々三十枚は

御黒戸へ御備へにて其内より御備への 御菓子 御花 御はなひら
 御献上の御菓子 敏宮へ被進の 御菓子並 御所 敏宮へ御精進解の

御まな

御用掛へ申付御不都合にあらせられぬやう濟され候ま、御安心の様御申入られ候右の通に所司代にては無御用懸りのかたにてみなく取計御出來のニて匆々申入る以上

大すけ

宰相のすけへ

長はし

御返事申入られ候

文久四子年二月二日出御便り同十三日著にて知行渡され方並城内の御宛行返上方の事申來る御返事御案文寫

一略す扱は去年十二月二十三日の出の御便り正月四日著致候由にて其せつ御當地にて御戴の御知行渡されの事御願の通傳奏衆へ申出し候處少々間違の事申入候得はよくく御分りとの御事御委しく仰被下大に安心忝りく猶當冬の所は京都にて御里かたへわたされ候やうくれくも申置る去

なからかく別に六ヶ敷出來かね候様な事に候へは年く私文にて申候様との御事何もく委細承りくもしくかく別むつかしくと申様な事に候へは右の取計に致候半と存る扱又夫に付昨年御まへ思しめし候には此度京都の御知行御拜領に相成候儘其御地にての御宛行百二十俵と百金の處あまりく恐入候半と思しめし候ま、百二十俵は矢張其儘に御戴置百金のかたを御返上あそはし度と思しめし候との御事御尤くの御事に存る得とも全體關東にての御宛行と申もの、矢張もとは御所より仰出され候て和宮へ附進しられ候勤仕中は御所にての知行被下數其備へに下され度思しめし候よし仰出され猶又百金の處は關東にては多人數の御附合にて夫にてはとてむつかしくとて酒井若狹守所司代中にて右の取計致候様に承り居る右故實の處は此たひ御所よりの被下の知行と申て申出し候事はまたく彼是も御座候半かと實々の處は大に心配なから何分和宮を思しめしにて御願の御事故御願通に申出し候へは何分に關東老中所司代も御下向前の人々とはみなくかはり御座候事故すみやかに御

請に成りて誠に私共も大に安心忝り事におはしまし候右故仰出されの節にも何か當時は物事高直の御時節から故旁御憐愍にて御當地にての知行被下度思しめし候と申御事を仰出され候御事故矢はり其御まに御戴のかた御よろしくと存りた、今御返上に相成候ては仰出されとは相違いたし、て此後の御爲にも御よろしからすと存り儘矢張まつ、兩方とも御戴の様にと存り去なからまた、諸式下直にも相成候せつはすい分、御返上に成りても御よろしくと存り何分にた、今の處は先々其儘御戴のかた御よろしくと存り去なから能登殿三仲間のところは元來薄祿の事故是はとふ、是迄城内の御宛行其儘被下候様御願あそはし度との御事御尤、委細承り、以上

正月二十七日認

用事

宰相のすけ

長はし

御返事參られ候

文久四年子二月二十一日出にて同二十七日著右は來丑年四月日光神忌に付御先例御臺より法華經御備へのよし伺に付一存にも御返答申かね 御所へ伺候御返事御案文寫

一前文略 左様に候へは今度表より書取にて來年四月日光神忌に付御先例御臺より法華經御備へに成られ候由其法華經の御題號と壹貳行つ、を御直筆にて御寫あそはし其跡はまた、輪門少、御代筆あそはし其跡はまた、餘人御代筆、由右は御先例故此度も 和宮御先例の通に御書寫あそはし候やと伺に付御まへへいか、御よろしく哉と御相談にあらせられ候よし 宮にはあそはし候半と思しめし候御様子なから何分御納めに成られ候御經の御事故いか、御よろしくや御まへへ御一存にはとふも御定めあそはしかたく候ま、先々御一應御伺の上御返答御申上のよし御申入のよしにて何も、御委しく御申のやう委細承り御尤の御事に存り早速御さた申入候處御申の通御題號と申は御外題の御事とおほしめされ候是はすい分、あそはされ候ても御よろしくあらせられ候由御沙汰にあら

せられ候去なから此度は御外題はかり御直書にてあそはされ候方御よろしくと思しめし候猶又御本文の處輪王寺宮御代筆あそはし猶又其御跡は輪門院家に御代筆仰付られ候様此度は御直宮御の御事故餘人の御代筆に成申さぬやう仰出され候様にもと思しめし候何もく此由よく申せとて候ま、よろしく御申入られ候右に付法華經の御外題御下書を阿察前大納言殿御認御上の様申^り様との御事は又承り早速申^りところ則御下書上られ候ま、御廻し申入^り法華經二十八品を二十八卷に御仕立のよし是もあやの小路殿へ心得に申進し^りとふか此程大樹御參内の節に御年忌の御事御願にあらせられ候御様子にて來年四月のよしにあらせられ候何も御滞なくと存^り以上

二月二十日認

宰相典侍泡へ

大すけ

御返事參られ候

なか橋

右の御通御返事に仰進しられ直に錦小路殿へ御返答仰出さる、

元治元子三月十三日著にて

能登殿上京願御不承知の御事申參る案文寫

一前文略序なから一寸申入^り

昨秋冬の比能登殿事老母も御座候に付面會

致度とて御暇願候よし且本丸にも度々凶災やら兩度の御上洛にて御物入多に付御人へらし夫に付和宮泡にも御人へらし無候ては御義理合も不濟かた^く能登殿被願候通御返上歸京付ては梅松枝も同様御返上哉のよし觀行院殿橋本へ御申越のよし橋本私へ被申聞委細言上致^り處能登殿梅松枝にも凡十ヶ年附進しられ候旨仰付られ御請にて且所司代老中へも同様御沙汰の處御請に候間たとひ本丸人へらしにても和宮泡には御人へらし無て御不義理合と申譯は無咎に候又能登殿にも右之通御請申上候て被下候事故唯今なと歸京願候咎は無く老母に面會致度と被申の段は孝心とは思召れ候得共何分最初の御請に違候ゆへ聞召れかた^くとの御沙汰に付其旨橋本へ申聞られ候定て觀行院殿御聞とりの事と存^り何分右の御次第に候ま、何躰能登殿被願候とも御聞濟成かた^く候ま、左様御心得若又能登殿被願立候とも篤と御申さとし御座候様梅松枝も同様の事に候

二月二十五日認

宰相典侍^泡

用事

の、宮

宰相中將

元治元子六月十日御認にて 御有卦入の節御たかい泡に御取代しの 御品の事
申入候御返事案文寫

一前文略左様に候へは來ル十一月 和宮泡御有卦に入られめて度さ右に付一
寸〱御心附との御事にて先〱御申心みとの御事にて一昨年御取代しの
御事御伺の處御養子宮泡御はしめ諸向は御遠方の御事故めて度御取代し御
斷に成られ候て御よろしくなから 御所 親王泡 准后泡 敏宮泡は矢
張是迄とをりめて度御取代し有らせられ候様と申入 宮泡へも御申入置の
よし御安心の御事にあらせられ候由右に付當冬御祝遊し進しられ候御品是
迄の御通り御道具るいにて上られ候へは 和宮泡にもさそ〱忝思しめし
候半との御事當冬を御樂しみ泡にあらせられ候由去なから全體其御地にて

の御うけ御取代しの御きまよりは御まな一折つゝの御事のよし御人により候
ては何そふの字の御品〱にても進しられ一向〱御手かろの御事にて中
〱京都の様成御大そふの御事にては無御様子におはしまし候由右に付御
まへ泡思しめしにては京都にて御取代しあらせられ候節の様に逆も〱御
好泡なと御伺あそはし候て上られ候御事は出來られす又御好泡あらせられ
す候ても是と申御品を上られ候御事も逆も出來られかたく何分にも御地違
何事も仰出され候へはこて〱と成る〱のみにて思しめし候様に兎角成
られぬかちの御事にて御しんき泡かへられ候御事共多御きのとく泡に思し
めし上られ候よし右故是よりの御有卦入御献上物は御品御定め置進しられ
候て其節〱其御品を御献上あそはし候御事に今々御定め進しられ候は、
御末〱に成られ候ても御不都合あらせられすやとの御事にて御内〱私
共迄御申との御事委細承り〱先〱私共斗相談致候てもとふも何とも
申入かね御きた申入候處元より御たかい泡に御遠方の御事故御好泡はあら
せられぬ思しめしに候ま、其御地の御かつ手の御しな御羽二重にても御ち

りめんにても御献上にてくるしからす思しめし候まゝ、別に此度御定はあそ
 はし進しられす其御地の御勝手にあそはしめて度上られ様候にと思しめし
 候猶又御二度め御三度めも御たかいに京都にてはあらせられ候得とも御
 遠方の御事故御初度のせつ御一度斗にあそはし進しられ候は御手数も御す
 く無候て御よろしくやと思しめし候由御申心みとの御事承りし左候へ
 はこなた方も表向御内々とあらせられす御一品斗めて度參らせられ候 親
 王准后准后 敏宮准后の進しられ物も右御同様の御事にて御よろしくあ
 らせられ候由御さたにあらせられ候御數なとはとふそ 宮の思しめ
 しにて御定めにて上られ候やうにと思しめし候去ながら先 私とも存候
 には御きぬなれば二十疋御ちりめに候へは三十卷ほと上られ候へは御よ
 ろしく哉と存上 猶 親王准后 敏宮准后へは御順に少々つゝ御
 けんしに成られ候て御よろしくと存 何分當冬の所はこなたまゝら
 れ御品は三ふく對の御かけ物にてもはや仰付られ御下繪も伺すみにて其御
 品進られ 御内は御花ひん御花臺の思しめしにて是も御下地に取かゝ

り居候よしなからははもはやとめられ候て御かけ物の方斗めて度まゝら
 れ候半また此のちはいか様に成られ候半かなから先 此度は右の品
 まゝられこれも鳥渡御咄し申入置 以上
 水無月十日認

大すけ

なか橋

宰相典侍へ

御返事參られ候

用事

右の通御返事に仰戴候事なから少進へ伺はせ候處矢張來る十一月火性御有
 卦に付敏宮へは御品物御料紙箱御硯箱進しられに成られ候事

元治元子六月二十五日出にて 御所能登殿並三仲間等御返上あそはし候御事
 仰入られ候案文寫

一前文略左様に候へは能登殿三仲間召返しの御事に付毎度 いろ 申入
 恐入 へ共又 四月二日認のふみにうち明いろ 申入野宮殿へ書

取類も御めに懸御勘考被下候様申入御まへ迄かたへも申入らるゝ處御さた遊し被下候へ共其比は野宮殿な言上にも成不申候まゝ猶御同人なきこしめされ候上篤と御勘考遊はされ候半との御さたにあらせられ候由然るところ先々一應關白迄へ野宮殿より御申入になり候へは和宮迄の思しめしは御尤くの御事に思しめし進しられ候得とも今しはし附進しられたき御上の思召迄にあらせられ候へは矢張先々附進しられ御方御よろしく殊に御時節柄女子の旅は實にあふなく道中筋いか様の事出来候半も斗かたく思しめし候とふそくとめられ候様もし道中にて無法の者より合亂ほう致かけ候ては實に御不外聞御引もとしのならぬ御事故今少し御靜に成られ候迄とめられ候様と關白迄仰られ候由にて猶御まへ迄かたにも御かん考あそはし候様と御申入のよし先々いろくと御かん考なから道中なとにて亂法御座候ては御不外聞く關白迄への申譯も無御上にも恐入候次第と思しめし候まゝ御見合のかた御よろしくと思しめし上られ候との御事城内人へらしの事は何も和宮迄少しも御心配には及られずとの御事のよし關白

迄思しめしも御尤迄に存上らるゝ野宮殿よりとふか言上に成候や六月八日の御まへ迄かたへ御さたには和宮迄方能登三仲間御返上の御事譯からは御尤の事に思召し候事ながら關白迄にも道中筋ふかう御案事故是はとふも何とも知れ不申と思しめされ候由御さたにて全體本人此御時せつに歸り参り度おもふはいかの物や御所和宮迄を御大事と存上候は、此こんさつの中にさ様の事は申出まじきはつの事いか心得居候やと御さたにて御まへ迄かたも何とも伺上られやうも無唯恐入候と斗御申上の由實々何とも恐入らるゝ實は此御事は迄の本人存より言上と和宮迄へも何とも申入すに私心斗を打明申入らるゝ事なからたんと厚き御沙汰も伺はるゝまゝ有躰に和宮迄へ申入御ふみもひろう申入候へは段く御委しく御伺あそはし扱々く恐入くられ候御厚き思しめし迄の程ふかく忝思しめし候由去なからとふか和宮迄より御返上の御事仰入られ候へはすい分めしかへしにも成られぬ御事はあらせられ様存候人も御座候やにも思しめし候故御時せつからには候へ共此ほと觀行院殿を以御神事の御様子もわかりられす候ま

橋本中納言殿へ向て此度めて度するく御返上遊し度由先御内く仰入
 られ候由御咄し伺より右の御次第ゆへ和宮は此程橋本殿へ向御願
 あそはし候通の御事にてめて度するく御返上あそはし置られ候儘猶此上
 はとふそく道中のこんさつ少し穩にも相成候は、何卒く御憐みんにて
 御首尾よくめしかへし給り候様あしからす聞しめしわけられよろしくく
 御願置あそはし候由私方も此よろしく申入候様御頼にあらせられ候ま
 、あしからすよろしく御さたの御事御頼申入より關白へも右の邊をよ
 ろしく御申入御頼あそはし長く御せわに成られ御くろう御かけあそはし
 候御事故とふそくめしかへしの上は以前勤中の通御首尾よくめしつかは
 れ候様かねて御願あそはし候あらくなからよき御便り出候故御返事かた
 く宮は思しめしを申入より猶本人へはとくとく申聞せ跡を其事は
 申入よりへ共先く宮は伺候分申入よりいよく道中筋も少しお
 たやかにてめし返しの御さたもあらせられ候は、少し御まへひろに仰られ
 候様御願あそはしたさいまた奥向表へも仰出され御座なく候ま、よろしく

御願あそはし候以上

六月二十三日認

大すけ

長はし

へ
參られ候

御返事

右の通申入候事

宰相のすけ

元治元子年七月十六日著にて 光格天皇様御二十五めぐり御備への事仰參る御

案文寫

一前文略さ様に候へは來ル十一月十九日 光格天皇様第二十五回聖忌に成ら
 れ候扱々御早き御事右に付 和宮より御備へ物萬端 新清和院様の御十
 七めぐりには兩寺へ白銀十枚つ、御花一筒つ、にあらせられ候へ共此度は
 御祖父様の御事にあらせられ候儘御なしみはあらせられすなから 新清和

院様とは少し御手厚遊し候かた御よろしく哉とは思しめし候由なからいか様の御事にて御よろしくあらせられ候半やとの御事何も承り^り御申のとをり 新清和院様とは少し御手厚の御方御よろしくまつ^つ兩寺へ白銀二十枚つ、御花一筒つ、御備へに成られ候は、御よろしく哉と存^りかなめ斗あら^ら以上

文月二日認

宰相のすけ^らへ用事

大すけ

御返事參られ候

なか橋

右の通仰戴其由申出し候へ共何分 御代數様にあらせられ候儘都合白銀五十枚御備へに成られ候様當表々申入候故則五十枚に御花一筒つ、と御治定の御事

元治元子年九月二十五日出御便りにて 御所より類焼醫師並ちはつの人々へ和宮^らより下され物の事申參る御返事御案文うつし

一前文略左様に候へは此度市中おひた、しき焼失に付伺の醫師衆もよほと澤山類焼のよし御聞あそはし候由なから御遠方にて御分りかね如何と御思しめし候何れも氣のとくに思めし候との御事御尤に存^り右に付醫師により候ては 和宮^ら御尋被下物あらせられ候かた御よろしくやいか、と少進も存られ候御事なから何分御遠方にてケ所しかと御分り無被下候人數も御分りかね御數もいか様の御事御よろしくや御勘考もあそはしかね候由にて先々一應私共へ御相たんと御事何も承り^り何分に只今は御遠方にお成らせられ伺と申しても何の御用もつとめ申されず候へ共藤木權之助山本大允高階少允此ほか御下向のせつ御供なと致され候人中山も京宅は丸々焼にて扱々氣のとく^く猶此外にも思しめし^らにて下され候半と思しめし候は、いか様にても御よろしくまつ^つ此入躰ほとは少々つ、にても被下候へは有難りと存^り御所より給り候數 親王^らよりたまわり候數又^く御見合にもと書付上^り別たん 和宮^らより下されの數は前申入候通の御次第故思しめしにあそはし下され候様とそんし^ら口向取次はじ

めなとはよほと／＼おひた、しき様子に候ま、是を被下候へは堂上非藏人も御座候故御やめの方御よろしくやとそんし、知光院の玉蓮院の信敬院ははきと御分り故御尋下され候由知光院の玉蓮院には御所へも御吹てう御禮御申入にてきつい／＼有難りにてよろしく御禮申入候様御頼におはしまし候猶よろしく御申入られ候口の衆人數も御分りかねのよし則書付上より、ま、猶又其邊御見はからひにて被下候様と存より、其御地も昨年御焼失にて何か／＼御不自由／＼の處へ京都にも存よらぬ御事にて其御地迄もいろ／＼御心配の御事扱々／＼御きのとく／＼に存より、以上

九月二十三日夜認

宰相のすけにへ

用事御返事參られ候

御所より給り物

大すけ

長はし

御別紙寫

類焼御醫

判金一枚つゝ

藤木伊勢守

山本大和守

判金一枚

高階安藝守

思しめしに別たん御指二疋
御なか

中山攝津守

金子十五兩

江戸留守中

同二十兩

伊良子陸奥守

思召に別たん御指二疋
御なか

大町周防守

同二十兩つゝ

山口豊前守

同二十兩

三角攝津守

同十五兩

久野出羽守

靜寛院宮御消息 元治元年九月二十五日

同十兩つゝ

但し父同居に付

山本安房守

高階筑前介

親王様々給り物

銀三枚つゝ

同人中へ被下候

銀二枚つゝ

父同居二人へ被下候

右之通申參り候に付

和宮泡より被下左之通

銀五枚つゝ

御幼年方
伺=付 藤木伊勢守

同七枚

筆頭に付山本大和守

同三枚つゝ

御ヒ勤
候=付 高階安藝守

父御ヒ勤
候=付 山科加賀守

毎度伺
=付 伊良子陸奥守

父方毎々
何=付 山口豊前介

御下向
奉勤候=付 高階筑前介

類焼髮切へ

和宮泡々

銀二枚つゝ

知定

行真

玉淨

文勝

手本

覺月

右六人へ被下候

元治元子年九月二十五日出御便り 同十月六日著にて七月十四日出の御便りに
こなたより伺候御降誕の御次第御返事に仰進しられ候御案文寫
一御袖は何れへ御治定の上留られ候御事其節 宮泡の御しんはらひは御ま

へゑめて度御上にて御よろしくとの御さたにあらせられ候先々先年 敏宮
ゑ御袖留の御次第書寫御めに懸候

一御帯親の事加賀中納言の奥方夫は御よろしそふ成御事又は精姫君御かたに
ても御よろしくと思しめし候何分 准后ゑより進しられ候御事は頓と御例
もあらせられす又は 准后ゑの御かうたんは 皇子ゑにもあらせられ其帯
親とても御攝家ゑかた親王ゑかたにてあらせられ候儘御直宮ゑにあらせら
れ候へ共御降たんは 皇子ゑかたにてあらせられ候まゝ 准后ゑを進し
られ候御事はちとゝ御差支にあらせられ候其邊あしからす御聞取被下候
一御へら親の御事は御當地にては 准后ゑにても女中衆にても何れゝ執次
の妻にて御座候

一御内々御著帯のせつ 宮ゑ御服冬は御地黒にても御地赤にても夏は御地白
御地黒の内にて御よろしく四月八月は御白の御あわせにて御よろしく御袴
は入らせられす候御事

一表向御著帯には御うちき召れ候て御よろしく去なから大樹ゑ御上下をめし

候は、あまりゝ御不都合にあらせられ候まゝ、御いたの物に御袴にても御
よろしく御小直衣と申様の御事にあらせられ候は、御うちきにて御よろし
くあらせられ候御事

一御降誕の節 宮ゑ召物は御かうたんに付御待うけに御出來の御めさせに候
へは御よろしくと存候御七夜には御いたの物めしられす候は、御廣ふたに
のせ御前に置れ候て御よろしく御まへゑ御はしめの處は御當地などにてハ
御催にて御側向地黒著用又々大御乳人御守刀の御使に參られ候て夫々御七
夜中地白著用猶また 准后ゑなど御七夜に長橋御名字の御使に參り候てみ
なゝ地黒著用と申様な御事に候へ共またゝ其御地にてはいかゝや
一御忌明の節すへての御事は 准后ゑの心覺を拜しやく致夫を御下し申入候
儘猶又御拜見あそはし其邊にて其御地の御都合に御治定の方御よろしくと
の御さたにあらせられ候

一御七夜の内御清かゝりの御人御座候へは御よろしくと存候去なから其御地
にて左様な御わかちも出來不申候へは御産穢に御こんしにて御よろしく御

七夜御清めにて其後言上御申入にて御よろしく候何分御降たんとは御著
帶萬事御夫婦の御事故また御風儀もあらせられ候はん 御所の御風
儀にも成かたく關東へまかされ御見はからひ御よろしき様御相たんにて御
治定しかるべく存候事

右之通よく御勤考御取斗の様と存以上

九月二十三日認

宰相のすけ

大すけ

御返事參られ候

なか橋

右申參り御留類ま、寫させ残し候て十一月十日ころの御便りにみ
なく返上申入此内 敏宮御袖留の御書附は残し置返上申入す
候

元治二丑年二月二十七日出御便りに野宮中納言殿へ御内々橋本殿慎めんしられ
の事御願遊し候否御相たん遊し候事案文寫

一左様に候へは御まへ内々御相談申入見様仰付られ候儘私申入
外の御事にも無實は橋本中納言殿昨年秋の頃御ふしんの御事あ
らせられ今に至り參内と、められ候由御老卿にても候に何と御心得違出
來候御事やと外ならぬ橋本殿にも御さ候故 和宮に置ても恐入
只今の處にては御とかめと申にもあらせられす只々參内と、
められ候のみにて御慎御出のやう聞せられ候へ共御しらへの上いか、成行
御事やと深御案事遊し被下候御事にあらせられ候去ながら橋本殿計
にても無ほかにも御同様御ふしんの御さた御蒙りのかたもおはし
まし候様聞せられ其上譯柄も御存知ぬあらせられぬ御事故誠に御願も遊し
かね候御事ながら故前大納言殿に引つ、き御幼年よりたんに御せわに
も成られ候御事故何卒御早き方に御憐みんの御さたにてめんしられ給
り候事相成ましくや全體の處氣のとくに思しめし被下候御譯柄かすまぬ御
わけからか其邊も一かふ御心得あらせられす候てか様の御事御願あそ
はし候もいか、の物と深恐入られ御心配は遊し候へ共先々御まへまで御

相たん遊しこゝろみよりまゝ御願遊し候ても御さし支に成られずや又却てさ様の御事御せわぬあらせられぬ方御爲御よろしくあらせられ候半や極内々私方申入候様仰付られ候もし御願に成られ候ても御さし支になられすと思しめし上られ候は、何卒然るへき様御取計御頼あそはし度さしかし御女儀のかれ是御願は御爲にも御よろしからすと思しめし上られ候は、御まへに限りにて御返事御申入のやう頼おほしめし候 宮へ橋本殿方御願と申様の譯にては決して御座無前文の次第なく御せわにも成られ候御事氣のとくにも思しめし候て 和宮の眞實の思しめしにあらせられ候去なから實によろしからぬ御心得違にての御ふしんにあらせられ候へは中々御願遊し候處にてはあらせられす 御上は誠に御事其邊あしからす御舎にて御勘考頼思しめし候何卒公武御一和にて何方も御譯柄相立御れんみむの御さたにも程よくめんしられ公武一體忠節を盡され天下泰平御威光も立られ御安心の諸臣にも有難りの御時節祈られ候由よろしく申入候様仰付られ候先々右御願の御事は御わけから御分りあそ

はしかね候故御内儀へは仰入られす御まへへ御かん考御頼あそはし度思しめし候くれもいかゝに思しめし上られ候は、かならず御まへに限りにて御遠慮無御申入の様私方も御頼申入以上

二月二日認

野宮中納言

宰相のすけ

參られ候内々用事

右の通申入候事

慶應元丑年四月二十三日認にて五月五日著右は此程野宮中納言殿へ 和宮様より橋本中納言殿慎の事に付 御相談あらせられ候御事の御返事御案文寫一前文略左様に候へは橋本中納言事昨秋方御不審の儀に付參 内とめられ候事 和宮様聞せられきつう御案事故前大納言に引つゝき御幼年方段々御世話上られ候事何卒早々 御憐愍の御沙汰にて免しられ候事出來へは御安心の御事ゆへ表向御願にてもくるしからす哉内々私迄御尋との御

事何も承り、至極御尤外ならぬ御外戚の御事御不外聞にも思しめされ候半と御さつし申上へ共一朝一夕に申盡しかたき次第容易ならず候へ共荒増申入、昨年七月十九日以前専長州ひるきにて血氣若年の仲間、心をくみし關白殿へさしせまり色々申立つよく言上の事も有之候終に十九日異變發し候最中にも過言且不禮の事共もおはしまし實以容易ならぬ次第に付同月二十七日先參、内をとめられ其後御使を以御調の處大に口替り十九日に申され候事も存知なきよしなと陳答申され候様の事にて年比にも不似合心得違の事にて中山前大納言にも同様の事にて如何若年の人、にすめられ候哉年齢のけんしき無事に自分けんしきの無段はともかくもかゝる形勢の御時節天晴、朝廷の御爲を存しかるへき處その儀過激の徒にくみされ候趣實に容易ならず候に付、御憐愍の御沙汰相成かたく無據只今に其儘に相成有之候此上如何御裁許相成候物か只今にては何とも計かたく候ま、申入かね、右之次第且橋本計にても無候ま、和宮様も御願にて、も只今の處にては逆も御沙汰に及はせられすと存、ま、先々御願立な

く御見合の方御よろしくと存、此段御ふくみよろしく、御申上の様存、仰之通何分公武御一和心得違なく一體忠節を盡し天下泰平御威光も立られ御安心泡諸臣萬民も有難りの御時節に早々成、様祈念のみ致居、くれ、折角の仰且御尤の御事むさと私御とめ申上候様に、恐入、得共御委しく御申越しに付有體御返事申入、御取つ、ろいよろしく御申上御頼申入、以上

の、宮中納言

中納言

四月二十三日認

宰相のすけ

御返事參られ候内々

慶應元丑年四月晦日 飛鳥井中納言殿御下向御逗留中 申進し候案文寫

一時分柄相應の時候におはしまし候いよ、御所御機嫌よく成らせられ候御さため度忝り、去なから世上の形勢不容易御事共にてたん、

叡慮をなやまされ候段實く恐入る何分にも臣下御一同御精勤にて
 皇國の御威光立られ候様御取計の御事御頼申入度さ御大事とは存上候へ共
 女子の力に及へき事にも無また左ほと才知すくれ候御人も先々當時は有
 ましく左候へは男方ならては成不申兎に角御一同仰合され只御正しく
 御忠節を御盡しの御事くれ御頼申入度さ御政事に彼是と御まよひ心
 出られ候ては大に御爲に成られすとふそ初發よりの思しめ
 しを何國迄も御押切に成られ人心正しき者のみ夫へしたかひ奉り候様致た
 く蟲同前心無者なから日夜此御事のみ誠に恐入候得共存上候事猶又御歸京
 の上よきに御申上あそはし被下候様御頼申入奥表にも御引も多御手
 薄き御事御案事申上是も本人心得違方いろの御次第にも成行候
 事何共恐入是も矢張御國の御外聞にも相成候やと歎ヶ敷深々恐
 入とふそ此のち御内外御不都合の御心得違無様致度存
 上には御心配御苦勞も被遊なから萬民までも夫を恐入奉らすと申様の御次
 第に成候ては實々恐入候御事御徳の御高くあらせられ候御事のみ願上

御まへにも御障りおはしましられすめて度さ此度の御下向御くろ
 うの御事と存御登城も御する相濟とふそ御よろしき
 御請仰上られ候様と存何分異國はやうちはらひに成りられす候ては
 人氣も靜ならず候半其御手つきに成られ候様日々信心致當時傳奏
 御役も御つとめあそはし候御事とふそ野宮殿とも精々仰合され候て諸
 人太平をうたひ候様御取計上られ候様御頼申入度さ御親しく御打明の御さ
 た共御伺の上は猶々御大切を思しめし上られ御内外の御事共によく御
 取調の上にも御しらへにて御かろはつみの無様朝廷の御不都合に成られ
 の様くれ御かん考にて御取計なし上られ候様野宮殿へもわけて此事御
 頼申入たさ御歸京の上よろしく御傳言の御事御頼申入以上

四月二十九日夜認

飛鳥井中納言へ

參られ候内々

宰相のすけ

右の通申入候得は五月一日御返事案文寫

御ふみのやう拜見申^{なり}仰之通一兩日は時節相應時氣に成^{なり}いよ^く
御所御機嫌よく成らせられ御互にめて度忝り^{なり}去なから世上形勢不容易
の事共にて 叡慮安せられす候由御伺に付段^く御こま^くと御示しの趣何
も承候仰の通臣下一同に忠勤を盡し候筈のところ何か彼是といたし世評も宜
しからぬこと共も出來實に^く上^に對何とも申上様もなきこと扱々恐入候
事にて御まへ^に色々と御心配^に付段々御委敷御示御尤の御旨意と存
^{なり}猶及はぬ事ながら精々心を付同役とも申合勘考致度儀に候猶又野宮^に
も御傳の趣委細に承歸京候ハ、早々申傳候半と存候扱又何日比迄逗留に候哉
のよし何も承り候未とくと不分候へ共五日比迄は逗留致候事と存^{なり}吳^く
も亂書定し御分兼と存候御推覽願候此度 年號改元あらせられ候は何月何日
に候哉之旨承候即四月七日にてあらせられ候左様に御承知願入候あら^く申
入^{なり}めて度かしく

五月一日

まさ典

宰相典侍^に

御返し

慶應元丑年五月四日 勅使飛鳥井中納言殿歸京につき 和宮^に御返書上られ
候節嗣子^もさし上候文の案文寫

一さ様に候得は此度東照宮神忌に付堂上おひた、しく參向にて御手厚なし給
り候御事嘸々御畏の事とふそ^く此上ハ定置れ候通の世體に相なり萬事御
安心^に諸人太平をうたひ候様致度存上奉り^{なり}和宮^ににも御女儀^の
御事故中^く委しくは御存知^にあらせられぬ御事ながら御心配思しめし候
とふそ^く御女儀^になから御心かけも御大事かと恐ながら存上^{なり}ま
、虫同前の者申上候も恐入候得共何卒^く世上の治り候様の思しめしかけ
あらせられ候へはおのつから御家の治りも御よろしく哉誠に思しめしよら
ぬ御縁くみにはあらせられ候得共御治定にて御入城もあらせられ候上は何
卒其御家の御治り御よろしく御貞節を盡され後^く迄も御ほまれを殘され

御名高く後々記録にも御ほまれを残され候へは急度御直宮の御威光も立られ御孝心の御貞節の御本と何れも有難り御事故恐入候得共折々申上居候様の御事實々御はれかましき御場合かと存上得共何分にも御附添申上候私其おこなひ出来不申何事にも行當り候事のみにて行届不申折角附進しられ候御かゝるもあらせられぬ次第只々恐入不行届の上にとふそ此上大きな不調法出来致さす様と夫のみ存御上には實に容易ならざる段々の御心配日夜の御苦勞は何共言語にのへかたく恐入とふそ皇國の御威光立られ蠻夷早々攘夷にて叡慮を被安候様只々信心のみに暮し諸臣もとふそ御力を添奉り正しく忠節を盡され候様致たく臣下の心得よろしからず候ては萬々一御政事に御まよひ心出られ候ては恐入候御次第何分にも善惡ともに御かろはつみあらせられず御調の上にも御念をえられ御かん考あらせられ候様實々恐入候へ共願上奉り度恐もかへりみすか様の御事申上候事すまぬ者と思しめされ候半恐入候へ共御前の御様子もひさ

見上不申何か日々壹人にて御案事申上誠に申上奉りかね候へ共願上奉り候事あしからず聞しめし戴候へは實有難存上御内儀も存よらぬ御次第にて役かへも仰付られ實御新參の若年御用邊御不都合と恐入大典侍も追々老年に及はれ候事心配にて猶行届かね候御事など出来にては實々御不都合恐入候猶又御憐みんの邊よろしく願上奉りとふそ女中向もよろしからぬ心得出来致不申候様致度御内儀御ふきまりにては是も恐入候御事と歎かしく存何に付ても御上の御心配に成られ候御事恐入此たんよろしく御さたの御事御頼申入以上

卯月三十日認置

大典侍

嗣子

此儘御披露

慶應元丑年七月二十四日出御便りに而 御所へ觀行院殿位階給り候事 和宮

より御願あそはし候案文寫

一前文略左様に候へは觀行院殿昨秋以來長く御所勞にていろく御心配あそはし御世話にて御祈禱なども御手厚仰付られ候御かけにて段々よろしき方に迎ひ誠にやつれはつよく候へ共五六月ころは大によりしく今一段の處はかしくしからず大體此比にも相成候へは一寸く見上に出られ候程の事は出來候半哉と思しめし候程の容體に御座候處あやにく當年は梅雨より降續長々の雨しつにて夫々又俄に残暑つよく元來大病の上の事故ことのほかく著さにまけられ七月十日比かく別の暑氣にて大に堪へかねられ勞つよく此比にてハ食事なとかはり候事無三度共小ふりの茶わんに壹半程はたひられ候よしなから何分日増につかれにて自由も叶かたく手足に腫氣も御座候て甚醫師も心配致候由聞せられ扱く御心配く遊し候又々御祈禱もあれ是へ仰付られ御心信も遊し被下候事故御陰に共にて何卒運つよく全快に成り様祈く參らせられ候右に付誠に御用多めらせられ候御時節柄と申御奉公の年數も無御事其うへ和宮御世話の爲長々在府に

て御廟參御用も久く不被勤勞く何共御願遊ハしかね恐入くられ候へ共御降誕以來役まへなから段々御養育申入られ御成長遊し猶又御縁組に付てもふかく心配も致されはるくの處御世話に參られ御下向後も段々心配も致され候事故和宮御孝心の思しめしにて何卒從五位上の處今一階給り候御事成りられすや外くの御差支にも成りられす候は御願あそはし度思しめし候去なから姫宮御の御母儀の上勤功も御座無誠に御六ヶ敷御事と深恐入參らせられ候へ共格別の思召にて御願叶參らせられ候得は誠に本人の畏は申におよはす和宮に置られ候てもふかく忝思しめし候御事にあらせられ候其上に御願遊しかねられ候得共若々御願も叶參らせられ候は相成へくは存命中に御厚き思しめしを伺はれ候は、一入く有難さも深くと思しめし候御事實く恐入くへ共右邊の處御まへよろしく御さたの御事頼入參らせられ候以上

七月二十二日認

大すけへ

宰相のすけ

參られ候

慶應元丑年七月二十八日出の御便りに 御所へ重て御願あそはし候案文寫

一左様に候へは觀行院殿大病に付去ル二十四日出御便りにて位階之事御願あそはし候最早其内には御便り著致候半と思しめし候二十四日御便りに御願遊し候後も追々疲勞つよく一昨二十五日夜ふさけ候て御心配あそはし候へ共程なくひらけ其後同様なからまた一段疲勞つよく醫師一同ふかく心配致候事にて御心配あそはし候右の次第にて逆も快氣に趣候事は先々有ましくと思しめし候儘何卒御憐みんにて此程御願あそはし候御通冥加に被叶候へは 和宮泡厚き御孝心も立參らせられ忝々思しめし候くれ々恐入られ候へ共重て御願あそはし度さ何卒御憐みんの御さた被蒙候やう御願あそはし候由を御さたの御事頼入參らせられ候以上

七月二十七日認

大すけ泡へ

宰相のすけ

參られ候

右兩度御願に付慶應元丑年八月七日出にて十八日著 御所より御返事の御案文

寫

一前文大略 右に付御奉公の年數も無其上 和宮泡御世話の爲長々在府にて御廟參御用も久々被勤す御願あそはしかね候へ共御降誕以來段々御養育申入られ 御成長遊し猶又御縁くみに付てもふかく御心配はるの處御世話に參られ御下向後も段々御心配一かたならず 和宮泡御孝心の思しめしにて何卒從五位上の處今一階給り候御事御願何も御尤々に思しめし候近例故禎祥院殿御例もあらせられ候故此度御願通り今一階被下候とふそ少しにても早くと思しめし候へ共御神事にて御おそく成られ候以上

葉月四日夜認

宰相のすけ泡

大すけ

御用御返事參られ候

此時口宣案長橋殿奉書にて觀行院殿へ仰詞被添被下候嗣子開封致候事 御推叙
御日限は八月七日の 宣下にてあらせられ候事

慶應元丑年九月五日出にて 和宮泡御除服の事野宮中納言殿へ 御相談かた／＼
伺候案文寫

一前文略 和宮泡此度御引こもりに付御先例のよし大坂より御便りにて大樹
泡々當月五日に御忌解遊し候様と仰進しられ忝は思しめし候へ共大に御心
配遊し候是迄の 御臺泡はさ様に仰進しられ候へは御火何かも御常に被改
候由なから御素服など、申御事も不被爲有萬事關東風の御事故殿泡よりの
御ゆるしを請られ候へは夫にて御改に相成御よろしくやなから何分 和宮
泡には京風御もちゐの御事其上 御所も被爲有候御事故たとへ大樹泡々御
ゆるしを請られ候ても 御所より御きたあらせられす候ては御除服と申譯
にも遊しかたく哉と深御心配御尤泡に存上私も大に種々心配致候處何分
大樹泡々は是迄の御振合にて御忌解と仰進しられ候御事故表奥々もとふそ

御先例通御解あそはし戴度と私迄段々願に候ま、是も 御女儀泡の御
事故先殿泡々の御ゆるしも請られす候ては御禮儀にもはつれられ候御事や
共存上候儘先々 宮泡の御身廻り御火など都ての御事は京都より御ゆるし
あらせられす候ま、其儘にて關東表通丈の御事を殿泡に随かわせられ御平
常にあそはし候てはいか、やと申入、處誠に御不都合なから其御家の
御事のみを御改あそはし御よろしく候は、さ様あそはし候半と仰、故
段々表奥へも懸合候へはさ様にあそはし戴候へは有難と願出候故ま事に御
不都合の御事共なからとふも土地の御風儀故御素服萬端御火も其儘にて尤
京風の上らふ以下も夫々に准しられ京都の御通にあそはし關東風の事丈を
大樹泡々の仰進しられに随、様御治定あそはし候やうの御事なから全
體の御譯柄におゐて 御所々御きたはあらせられす候共 大樹泡々御忌解
仰進しられ候へは夫にて御除服に成御火萬端御常に改られ候て御よろしき
物哉矢張 別勅の御きたあらせられぬ御事故 御自分泡の御身廻り御火な
との處は御常式の通御五十日其御儘にあそはし關東の處丈したかひ

方御よろしく候や私も一向く其邊わきまへかね候儘御まへ泡へ御相たん
 申入より御内々此邊御さた仰上られ否御返とう伺度表奥へも拜見致させ
 度候儘御趣意の處拜見させ候て宜様御書取にあそはし被下候様御頼申入候
 事若く別勅の御さたあらせられすなから大樹泡よりの仰被進にて御
 除服遊はし候て御よろしくと申様の御事に被爲有候は、今一應御除服の日
 時勘文御申付にて御廻し被成候様願度さ併御五十日此御ま、なれば夫には
 及不申候事よろしく願入候誠に私不調法者の上か様の御事別して心得不申
 此一件に付ては實く心配御相談申候ても即刻の間には遠方にて合かね候
 事折あしく大樹泡は御留主にて御當地丈の御事も即刻に御定めも出來か
 ね御手遠成事一入く心配御さつし願入候事以上

九月二日認

野宮中納言泡へ

參られ候用事

宰相のすけ

右之通認御引こもりに付表泡出し表六日限にて出候事表書も直々の名當

にて出し候事

同年九月十六日御認にて御除服の事伺候御返答野宮殿より參り候御案文寫

一和宮泡御引籠之處御先例のよし大坂より御便りにて大樹公より當月五日
 に御忌解遊し候様仰進しられ忝ハ思しめし候へ共萬事京風を御用ひの御事
 其上御所へ對せられたとへ大樹公より御ゆるしを請られ候ても御所よ
 り御さたあらせられす候ては御除服と申譯にも遊しかたく深く御心配泡に
 付色々御勘考御かけ合の處先例通御忌解遊し戴度段く表奥方願候に付御
 まへ泡御かん考にて和宮泡御身廻り御素服並御火などは其儘に遊し置候
 而關東表通丈之事を大樹公方仰進しられに御隨ひ御平常にあそはし上薦
 以下も夫に准しられ京都の通に遊し候方御治定のよし委しく御申越何も承
 り則關白殿へ申入御内儀へ伺候處男宮方に候へは別勅除服あらせられ
 候へ共姫宮方に別勅の御先例御座なく候儘今度も別勅の御沙汰は被
 爲有す候先日御廻し申入候幸徳井勘文の日時に御除服あらせられるへく候し

かし 大樹公々仰進しられも御座候事故關東表通丈の事は御隨ひにて御素服萬端御火も其儘の方御よろしく候何分此比御治定に成御座候通にてよろしく候此段御心得御取斗の様存候事以上

九月十六日認

宰相典侍殿

の、宮中納言

右の通御書取にて御返答御座候に付早速仲村を以千鳥の間へ拜見致させ候處表へも拜見させ候よしにて返上に成候

慶應元丑年十月十日出にて 御所々仰入られ候異人の事先く 野宮殿迄嗣子申入の案文寫

一前文略 左様に候へは近年異國の事に付 深叡慮をなやまされ付而は大樹泡にも度々御上落も御座候て其節く御ちかくしく御趣意も御伺にて御請には相成候へ共いまた其御はこひにも成かね候御様子にて實く恐入る 折から又く此度兵庫浦邊に交易場所をかまへられ候様異人々段々

申立候に付其由を言上に相成 上の思召を御伺に成候との御事を表々申入何も聞せられ扱々驚入る 何共く仰られ方のあらせられぬ御事に思しめし候元來横濱邊に交易場所御座候て異人入こみ居候事すら 御所々對せられ皇國の御けかれにも相成候事と深恐入る にはんや京地御ちかく交易場所なとかまへられ候事は實く思しめしよらぬ御事 叡慮を御伺迄もなき恐入せられ候御譯柄と思しめし候に役々も何と心得さ様の取計を致候事やと思しめし候いかに 御女儀泡逆も左様の事を聞せられ候ては 御所々對せられ實々恐入る 且は御歎ケ敷思しめし候ま、左様の取計には是非く成不申候様と表々も仰出され候御事なから何分く 御女儀泡の仰られ候御事故中々夫にて御やめに成候と申處へは成不申御心配あそはし候何卒く御所々御伺に相成候處にて其邊を堅くと、められ御聞濟の御さたに成られぬやうあそはし度さ 和宮泡々か様の御事御願あらせられす共御聞濟あらせられ候御譯からにはあらせられすと思しめし候へ共餘りく御歎ケしき次第に思しめし候ま、何卒 皇國の御威光立られ様あそ

はし度さ御内々御まへ泡を關白泡へ御申入にて何卒諸臣にも精々其邊御か
 ん考然るへき様御取計御はしまし候様くれ〱御頼あそはし度御まへ泡迄
 此段私を申入候様仰付られ候 御女儀泡の御事故御政事を彼是仰られ候御
 事はいかゝに思しめし候へ共此御事は表方も聞せられ候まゝとふも〱御
 聞すてにもあそはしかね御まへ泡へ申入候やう仰付られ候しかし表方もは
 つと成不申やうと願に候まゝかならず〱 和宮泡を御まへ泡迄か様の事
 仰下され候御事は御内々に御頼あそはし候御當家にてもとふそ〱御政事
 御行とゝき何卒 上の御安心泡に成られ萬民も安堵致御治世に相成候得は
 和宮泡御入城の御功も立られ忝思しめし候へ共此まゝにては實々恐入ら
 れ御歎かはしく思しめし候御事にあらせられ候私をも前文仰られ候通よろ
 しく〱御取計御頼申入 〱いなや御返事御申入に候は、御安心御悦あ
 そはし候御事と存上候以上

十月八日認

野宮中納言泡へ

宰相のすけ

參られ候内々御用

右の通仰下され候事

同年丑十月二十日出御便りにて大樹泡の御事に付 御所へ御禮仰入られ候御文

案文寫先々 野宮殿へ出され候

一前文略左様に候へは誠に不容易の御時節柄大樹泡御政事御行とゝき兼に付
 恐入られ御職掌御辭退御願あそはし候由の處段〱御厚き思しめし泡にて
 召とゝめられ候御さた蒙せられ候先々御請仰上られ候よし當表より申入
 和宮泡に置られ候ても御憐愍の段深〱忝り〱しかし御辭職も御願に
 成られ候ほと御事故定て容易ならざる御次第柄と深恐入〱〱いろ
 〱と御心配泡の處おほしめしかけなく召とゝめられ候由申入にて先々有
 難くハ思しめし候へ共是方の御政事御請通御取計に成られす候ては猶更恐
 入 〱御譯柄哉と御心配に思しめし候御委しき御事は何も承り 〱す
 なから何分恐入られ候御次第何卒此上御忠節を盡され御政事御正しく行と

、きられ候様御信心のみにあらせられ候此上にまた、彼是御もや、に
 ては 御女儀なから 和宮迄にも深々恐入られ候とふそ、役々も正し
 く御力を添何卒日の本の御威光立まいらせられ 上御安心迄萬民迄も安堵
 に成候様取計候様祈、大奥上臈老女はしめも此間より段々心配致
 候處召と、められ候御沙汰を伺まつたく御縁の御かけ迄にて御憐みんの御
 さたを蒙らせられ候御事と一同大有かたかりにおはしまし候よき御便りに
 まかせられ 大樹迄段々御憐みん蒙らせられ候御禮仰入れ度さ御まへ迄
 よりよろしく、御さたの御事頼思しめし候何かと、上の御心配迄に
 なり、段實々恐入、先、とふか異船も横濱へ引取候様當表方は
 申入に候へ共いよ、左様の御事やと御うたかひあそはし候様成御事眞實
 にさ様の御事に候へは遠さかり候丈は御よろしくなから御安心迄と申處へ
 は參り不申御心配、あそはし候先日兵庫浦へ異人參り候節彼是御願あそ
 はし候へ共是はとふか墜と、められ候由先、御安心におほしめし候しか
 し當表方の申入に兵庫の事はきこしめされすなから是より横濱にて矢張交

易取むすひの様條約御ゆるしに成られ候と申入、ま、扱々御ふしんに
 思しめし左様の御事を 御所方ゆるされ候御答はあらせられましくと思し
 めし候へ共何そ、御次第柄により何ヶ年の間はゆるされ候故其の間に戦
 争の御手はこひに成候様とか何とか御沙汰のあらせられ候御事やと思しめ
 し候た、限りなくゆるされ候と申御わけからはあらせられず哉と申
 上居、何もまはらぬ筆にて御わかりかねかなから御推覽にてよろしく
 、御さたの御事私方も願入、以上

十月十八日夜認

野宮中納言迄へ

宰相のすけ

參られ候用事

右の通御せわ卿の邊にてつく子方 申入候事十月二十日出の 御所迄の御
 便りに御一所に出し御兩頭方御傳へ御頼申入候事

慶應元丑年十月十日出にて野宮殿迄 兵庫浦交易の事に付仰被下候へは 同月

十八日出にて彼御方御返事御申入 同月二十四日未刻比著御案文寫

一前文略 さ様に候へは先日異船兵庫浦へ渡來交易場所を構度段々申立候に付 言上に相成 上の思食を伺に成候との事表々内々申入に付驚入られ元來横濱にて交易候て夷人入込居候すら 皇國の御けかれにて 御所の深々恐入られ候にいはんや京地近く構候事實に思しめしよらぬ御事役々も何と心得さ様の取計を致候事哉と思しめし候 御女儀を迎も右様の事聞せられ候ては 御所へ對せられ恐入られ候且は御歎ヶ敷思しめし候ま、さ様の取計には是非、成不申様表へ仰出され候由至極、御尤、の御事 御女儀をなからよくこそ、仰出され候御事と感入有難存、扱先月十六日長州處置の事伺に付 大樹公又々御上洛にて其比より夷船九艘兵庫浦へ來候其後追々相増二十艘計に相成候由にて大樹公二十一日御參 内にて二十三日大坂に御歸り早速老中阿部豊後守兵庫へ參り應接致候處容易ならぬ事申立候由にて二十五日俄に一橋を大坂に參り早速下坂の處最早阿部豊後守松前伊豆守兩人の取計にて兵庫開港を許し候處にて一橋大おとろき 朝廷に伺もなく

猥りに許し候ては不相濟と申早々相留兵庫に人を遣し段々申開來七日迄相待候様申置一橋歸京儀右に付阿部豊後守松前伊豆守共 御所を官位を召上られ國元にて謹慎候様仰出され候に付幕府にて老中役を止られ候其後亦々去四日 大樹公御上洛其日一橋中納言松平肥後守松平越中守小笠原壹岐守等同伴參 内にて兵庫へ來候夷人來七日迄期限延し置其後追々應接に及候處兵庫開港の儀ハ不相願候先年假條約受取候へ共幕府限りにてたしかならず候 日本、帝の勅許を不蒙候ては不相濟候故毎々さいそく申候へ共今に不相濟候若幕府にて取計かね候は、上京候て關白殿へ可申夫ゆへ兵庫迄來候由段々申立候來七日の期限過候は、先大坂を燒打に致候旨申張何共説得の致方無心配候に付無據 言上候明朝迄にいなや御返答無ては最早期限切れ大事に及候旨申候に付關白殿始國事掛り其外兩役にも大當惑先年の假條約只今 勅許と相成候ては年來の 叡旨も不立且右攘夷の儀に付多く人命を失ひ且罪にかゝり候ものも有之かた、勅許可相成譯無候由申談の處左候は、來七日を戰爭に相成へい戰爭に相成候節は迎も只今の 日本にて

は勝利覺束なくたちまち焦土に相成へくたとひ焦土に成候とも御いとる無候は、其御つもりにて御押切可被遊若戦争の上叶ぬ時に成 勅許被爲在和を御乞被遊候は、以來外夷の屬國に相成恐多も此 皇國いか、相成候や誠恐入候事のよし申候に付關白殿始一同甚た當惑左様の事に成候ては元より不相濟候されとも長崎箱館横濱共三港今日俄に 勅許相成候ても不濟候故横濱を止られ長崎箱館二港だけに候は、いささか年來の 叡旨も立人心も動搖輕く候哉の旨申聞の處さ様の事にては迎も夷人承知無由委しく申候間無據 上は言上の處誠に 叡慮を惱せられいかんとも遊しかたなく臣下も誠心配つゝるに其夜は徹夜にて翌朝にも色々評議の處決せられかね諸藩の家來諸大夫間迄召集め委しく申聞各の存意見込の處申させ候處一兩藩は申條違候得共多分此上は三港條約 勅許の外無之よし言上候しかし猶關白殿始深々心配彼是致候内五日も早夜に入追々亥刻にも成候ま、か様に彼是致候て七日の期限切れ候ては戦争始り候半左候時は 皇國夫限りと誠に恐入衆議一決にて 勅許の方に一決相成御沙汰書一橋以下へ相渡し早速退出老中

出立兵庫へ罷越夷人へ申聞候尤兵庫開港の儀は決して 不相成候旨申渡し去十日夷船ことく兵庫を退帆候右に付此比は市中少しは靜謐に成 先日比は市中一同大にさはき誠困り入 右の通誠に 無據次第にて三港條約 勅許に成候得共是迄の條約はよろしからず候ま、此度諸藩衆議の上改めらるへく候右 勅許に成候も深き思召も被爲在候事にて何分兵庫にて交易は不相成候此段よく 御申上 和宮御安心の様存 候か様に委しく申入候事 和宮御存知にては御差支も候半かならず 御存知なき御顔遊し候方御都合哉と存 しかし御見計にて御都合よろしき方に遊し候様願 大樹公いまた二條に御逗留におはしまし候老中松平周防守も一昨十六日御役御免に成 老中も毎々人替ぐれと成 困入 先はあらく 御返事迄申入 以上

十月十八日

宰相典侍

の、宮中納言

御返事

右の通申參る御右筆間を請取候

同年十一月十二日にまたくの御返事かたく野宮殿へ申入候案文寫

一前文略 左様に候へは兵庫浦夷人の事に付此程御まへ迄御内く思しめしを仰る處御尤に思しめし上られ候由にて御返事委しく御申入早速く申入候得は其御地の御様子も少しは御分り遊し且兵庫浦交易丈はとめられ候由先々御安心に思しめし候とふそく其節に夷國戰爭に御取懸りに相成候様の御はこひに候は、何分皇國の御威光急度諸神の御加護もあらせられ候半とふそくと御蔭なから御きはりあそはしならせられ候處先日の御返事にては一橋初諸藩を迎も只今の日本にては勝利覺東無たちまち焦土に相成へく若戰爭はしまり叶ぬ時に成和を御乞被遊候ては以來外夷の屬國に相成恐多も此皇國いか、相成候哉と申上候につき關白御はしめいろく御心配御衆議の上言上に相成候處種々 叙慮惱せられいかんとも御かん考の被遊方もあらせられす候儘段々の御次第にて兵庫開港の儀は堅く

と、められ候得とも三港條約の儀は無御據 勅許の方に御治定成られ一橋以下へ御沙汰書御渡しに相成候由御譯から委しく御申入にて何共く御残念思しめしよらぬ御次第と深々驚思しめし恐入られ候年來諸社へ御祈願こめられ候御事もさ様の時の御爲にてあらせられ候半にと扱々御歎々敷思しめし候元來此御縁くみも異國の事より御願に相成候事是にも段々御譯からあらせられ候て是非く七八年又は十ヶ年の内には拒絶いたすと御當家より御請合に付天下の爲と思しめされ御治定にも相成則御下向のせつも 勅筆にて 和宮泡へたんく仰進しられ候御廉もあらせられ兼く御心中に色々と思しめし御心配あそはし候に御當家より其節の御請に違ひ候事仰上られ只今と成日本の御勝利あらせられすなと、仰上られ候又諸藩も申上候事實々御なけかはしき御次第恐入られ候其御はこひにては此後迎もいか様に御請仰上られ候共御うたかはしく唯々其時々の御時宜よろしきやう御請仰上られ候計にては行末の御きまり附られす實々仰わけられもあらせられぬ御事たとへ此度は無御據しはしの處條約ゆるされ候共何卒年來の御苦

勞泡にて諸神へも御祈願こめられ候思しめし通攘夷に成候様御押切にて仰
立られ候様ならては御威光も立られず哉と 御女儀泡の御事故唯々其邊御
一筋に思しめし恐入 當時 御由緒の邊をおほしめされ自然 和宮泡
へ御しんしやくなにて年來の思しめし立られず却て御縁くみ故に御取扱
被遊かたく候ては 御代々様方 當今様わ對せられ 和宮泡ふかく 恐
入 との御事御尤泡に存上候ま、諸藩より何と申上候共 皇國の御威
光を御押切に成られ候様あそはし度何卒公武御一和にて其邊の御はこひに
成られ御治定に成られ候へは 御代々様方にも御満足泡にあらせられ候半
御上の御安心泡は仰られ候迄もあらせられす諸臣萬民迄も安堵にて御むつ
かしき御ゑんくみの御かゝもあらせられ御安心ニ思しめし候御事なから
かほと徳川家御由緒の邊をあつく思しめし給り候て御憐愍の御さたあらせ
られ候共御富家御政事と、かせられす 皇國の御治りに成られす候ては實
々恐入 御事と日夜御心配に思しめし御心ならぬ御様子に見上私事も
御同様恐入 あまり心ならず候ま、今一應私々御まへ泡迄御咄し申入

候故何卒 關白泡へ御申入にて 和宮泡の思しめしを御くみ取進しられ
何とか然るへき御かん考あらせられすや此段わけて願度存 關東御政
事と、かせられす異人彼是申立候へは猶 日本 帝の御はれかましき
御場所にあらせられ候御事何卒年來の 叡慮たち 様諸臣も御押切に
て御取計おはしまし候様願たさ私事も下向の節段 勅誥も蒙り 御
廉も御さ候故とふそ はやく攘夷に成候様御取計に成候様老女共へ咄し
の端々には申聞せ居候事なから何分 女子の力に及難其御地にて御押切
に成られ候へは有難き御事くれ 御勤考願 天下國家の御爲にとの
御縁くみにもあらせられ候得は 和宮泡にも御はれかましき御場所ゆへ不
及なからも兎や角と御案事は申上候へとも何分御附添の私萬事わきまへ無
者故御力を添上 事も出來かね日々心外 にもみ存唯々心配致 無
何も御かん考にて關白泡へも 和宮泡御心配の邊をよろしく 御申入御
頼申入 以上

十一月十一日認

靜寛院宮御消息 慶應元丑年十一月十二日

野宮中納言宛へ

宰相のすけ

又の御返事かた／＼參られ候用書

右の通認十二日に千鳥の間へ渡し表方一兩日の内に出候御便りに出し候事

慶應三卯四月三十日より

一扱能登殿御返上遊し度御事段々仰入られ候處何もきこしめされ候よしにて左候は、いよ／＼召返され候儘九月十月の内上京に相成候様と仰進しられ誠に御安心忝思召候左候へは御さたの御通いよ／＼九月十月の内能登殿並梅松江も御返上上京の御心積りに遊し候ま、此段仰入られ候誠に孝明帝様御在世中より御用多の御中長々御拜借遊し何かの御都合も御よろしく深忝思召候去ながら宮中御用かけにも成られ本人にも長々御苦勞御かけあそはし其上土地も違ひ何か不自由成事共にて誠に／＼氣のとく／＼に思しめし候猶又する／＼歸參致され候上何事も厚御憐みんの御事くれ／＼御願あそはし度思しめし候先／＼能登殿はしめ氣丈にてする／＼御返

上遊し候御時節にも相成御殘多さは山々に思しめし候へ共此上の御安心に思しめし候御在世中に歸參にも相成候へは一入／＼御安心なれ且のと殿はしめにも猶更有難りに候半ながら思召にもまかせられぬ御事共にて氣の毒／＼におほしめし候何もよろしく御さたの御事御頼あそはし候猶又嗣子の事此度御一所に御返上に成られ候へは宮中の御都合は御よろしくあらせられ候へ共靜寛院宮宛さし掛り御當わく遊し候御事誠に御氣のとく／＼に思召進しられ候ま、先／＼是迄通此ま、しはらく附進しられ候由仰進しられ候も御伺遊し誠に御安心忝思しめし候何分御大變の御事伺候節々本人決心にて是非／＼薙髮願度との事故いよ／＼願の通り仰付られ候御事なれば恐入りられ候へ共今しはらくの處此儘附進しられは大に忝思召し候て御願あそはし候へ共本人達ての願ながら矢張當 御代に殘され候思召しにもあせられ候得は御自由かましくこなたの御勝手を仰上られ候御譯からにてはあせられすかね／＼御内儀御不都合御手薄の御事いろ／＼と御案事申入られ恐入り／＼御事故こなたの所はいか様共御勘考あそはし候御返上の思

しめしにあらせられ候よしなから攝政なにもいろくくと御世わなにて先
く今しはし附進しられ候御取計に成られ候由仰進しられこなたに置かれ
候てはふかく忝思召し候へ共當 御代へ殘され候思召なにあらせられ候は
宮中の御都合いかと其邊深恐入くくな由猶攝政なへも此段よ
ろしく御申入の御事御頼あそはし候御まへなかたにも實く御くろうの御
事と御きのとく山々に思しめし候何も御禮御請迄仰入られ度さよろしく御
さた頼思召候

四月廿七日認

大すけな

帥のすけな

三十日出

一松江薙髮の事に付此程御まへなかた迄仰試みられ候處攝政なへも御申入遊し
候へ共宮中御人の御都合あらせられ候故矢張薙髮御治定にあらせられ候との

御事何も伺申入なへは御都合と御伺遊し候ては是非共御願あそはしかた
く其上旦那様か様に成られ候上は薙髮は其筈の事故氣のとくに思しめし候譯
にては無候へ共京都に勤居られ候ての御事なれば彼是は思召不申なから何分
去ル酉年より 此宮なへ附進しられ長々在府にて宮中御用もかけはなれのう
ちか様の御大變に被爲有候御事故本人心中御察しあそはし誠に氣のとくに思
召候事能と殿梅は是迄御奉公仰付られ候松江壹人召返候後直々其まに薙髮
仰付られ候ては餘りく本人の氣のとくに思召し候ま、御願遊しかね候へ共
とふか新大夫より薙髮御内意も被爲在候様に聞せられ候故いよく左様に候
は、松江の處長々此御地へ附進しられ候御賞と被思召何卒此上の御憐みんに
て召返し上京の上たとへ半月成共小大夫殿仰付られ御用相勤候上にてする
く退散ちはつにも相成候は、先々帝様より勤候功も相立本人里におゐても
猶更有難りの事と宮なに置なても御安心忝思召候ま、何卒右の邊分て
靜寛院宮なより御願あそはし度よろしく御さた御頼思しめし候なを 准后な
攝政なへも今一應改て御取計御頼あそはし度思しめし候ま、其邊あしからず

御聞取あそはし進しられ御聞濟に成られ候様の御取計をくれ〱御頼あそはし度さ御まへ〱かたへもよろしく御取計頼入〱何分人々有難り候事は矢張御長久の御爲哉と思しめし候ま、此御一義いくへにも御取計の御事御頼あそはしたく攝政〱へよろしく〱御申入の御事頼思しめし候

四月二十七日認

大すけ〱

帥のすけ〱

三十日出

一先達而より私薙髮の事たん〱願上置候處此度攝政〱御命のよしにて御委しく御文の様何も伺恐入〱かねて 宮中御手薄にもあらせられ候故此度召返され度は思召候へ共たん〱宮〱も御願にてあらせられ候御事行届かぬ者なから御力にも思召候に召返され候も御きのとく〱に思召進しられ候に付ては是迄通今しはらく附置せられ度候由仰付られ誠に恐入御請申上〱去な

から年長ヶ候のみにて元來何の辨へも無不調法者の上御入城以來種々取ませ深き心配之上ことに當御時勢當地異人もます〱さかんに手廣に相成内親王〱の御る徳にも拘り〱御事と其邊も深心配の上又〱兩御地の御大變何かにて心うろ〱のみまた老年と申にては無候へ共物わすれかちにも相成却て御世話〱戴候て中〱何の御力にも相成かね其所深〱恐入候へ共元より十ヶ年と仰付られ御請も申上候事故今しはらくの御事にあらせられ候へは御請申上〱何も此段 攝政〱へ御申入の御事御頼申上〱又薙髮願の處は思召被爲有候故召と、められ是迄の姿にて今しはらく御世話申上候様攝政〱御命のよし何も伺〱去なから此趣意少々伺得かたく在府中ちはつと、められ候との御事やもし又ちはつと、られ當 御代〱 殘され候思召〱にあらせられ候や少し分りかね候ま、何とも 御請申上かたく今一應押而願試〱在府中の處ちはつと、められ候との御事にあらせられ候は、有かたく御請申上候へ共もし〱當 御代にても召殘され候思召にもあらせられ候は、誠に恐入候へ共 御請申上かね〱實の處は若年の御人からにて誠に近

年 御内義御手簿の折から其處は深御案事申上候まゝ早速御請も申上候筈に候へ共前文申上り通かねて不行届の上段々心配續きにてとかく物わすれかちにも相成元より何の辨へも無者故猶行届不申其上御代始にもあらせられ誠に御若様ニあらせられ萬事御前の者共いろ御心添申上ねは成不申候事附ては恐多申上事に御座候へ共近來御内義上の御前をはしめことのほか御風義替せられ典侍内侍をはしめ若き方々の行義も正しからす何事も御崩れのかたちにて誠に恐入歎ケ敷存候に付恐ながら

孝明帝様 御在世中遠路よりも毎々御直々歎願言上も致し候へ共何の御さたも伺不申候たゝ恐入居り候折から思召よらせられぬ御代替に成らせられ猶更恐入右に付ては

先帝様へ達し奉り候ては誠に恐入候御事ながら御在世中にも度々言上の事故何卒御代始の處にて御古き御かたに御引もとの事いくへにも願上度存念に御座候去ながら辨へ無身分の上長々在府にて宮中御用もかけはなれ居

其うへ物わすれかちにも相成候へは此のち召返され宮中御奉公仰付られ候共心のみにて逆も力に難及又御かた崩れを其儘打捨置候ては御新參を召置れ候も同じ御事にてせつかく召残され候かあるもあらせられす又私には兩先帝様の對し奉り恐入候譯から旁とふも御請申上加ね故惡しからす聞し召しわけられとふそ薙髮御聞濟にも相成候へは此上の御憐みんと重有難り去ながら御人の御都合もあらせられ是非當御代に召残られ候御さたにもあらせられ候はあまり御理申上候ても

兩先帝様又

當今様へも不忠の様相成候ては是又深恐入候故無據御請は申上候へ共御新參同様と思しめし戴候ては中場所からの勤なと逆も出來不申其處攝政御含にてよろしく御取斗願上由今一應御申入にて御返答伺度存薙髮とめられ是迄のすかたと仰出られし御趣意在府中の御事也當御代に殘られ候と申御事やち伺取かね候故右之所今一應恐入候へ共伺度よろしく御申入御頼申入是迄のすかた故御祝き事もさしひかへ無申上

様との御さたなから右の次第ゆへ今一應此御返答伺^りまてさしひ
かへ^り心得におはしまし候

四月二十七日認

大典侍^ら

帥典侍^ら

三十日出

御相たんかた^く申入^りとかく世上も穩ならず日々夜々に深心配の折から
當地にて異人のいきほひます^くさかんにはひこり江戸町々にて兩三軒ツ、異
人賣買致度との願のよし其事叶候へは御本丸を取建て上るなと、申立候由けし
からぬ事と仰天致^りよもや^く御直宮^らも成らせられ候御事故さ様の事御
聞濟にも成不申哉とは存候へ共實に大樹^ら御行伏甚よろしからぬ様存候ま、御
承知にはならずとも申難哉と深心配夫に付ても七八里隔たり御座候横濱に住居
の事さへも御下行前彼是仰立られ候いよ^く攘夷に相成候上にてめて度御下向

と被仰出候御様子なから夫に付ては猶^く公武御一和にて御威光御拜借の上な
らては迎も攘夷の御はこひ付かね候由段々御願により無御據御下向に成られ候
程の御譯からに伺及候に七八里は扱置江戸町々に住居致候様の事にては 宮^ら
の御威徳斗にては無既に
上の御威光にも拘り誠に恐入候次第に付此上迎も^く關東に御座をしめられ候
事御むつかしく此ま、打過居候ては實^く
先々帝様 先帝様又當今様へ達^し奉り御守護申上候私深恐入^く 故何
卒御上洛の御趣向願上度去なから昨年昭徳院^ら御他界のせつ 宮^らの思しめし
もとくと伺候處はる^く成らせられ候上はたとへ昭徳院^ら御他界に相成候共徳
川家の御爲且は初より御趣意の通り天下萬民の御爲に相成候事に候は、決て御
上洛の思しめしはあらせられすとの御事に付御尤^ら有りかたき思しめし^ら且は
當大樹^らにも一橋の時分^ら至極御仁心の様かね^く承り及候事故此上は攘夷は
相違無哉と末たのもしく存居候處いか様の御計略かは存不申なから實々異人御
手なつきの御様子是にては 宮^ら成らせられ候共中々徳川家の御爲には成られ

す却て
御所の御威光にも拘り誠に、恐入候儘是非、御上洛の御はこひ願上度し
し此事矢はり、宮の思しめしにて當表に被仰立候方よろしかるべく哉又
新帝様思召にて其御地より御上洛の御事仰進られ候様願上候方よろしかるへ
く哉、宮の仰立られ候は、異人の事仰られ候てよろしくや此邊御まへへ御
相たん申入、しかし其御地御兩役もことのほか御用多の御様子私をこて
、申入候御返事も御めんとうと存候ま、御まへへ御かん考にて然るへき方
たしかに御うけ合あそはし下され御番御免の御まへへ御ひまの事故委しく御返
事承り候へは大に忝り、しかし宮へはまた申入す候へ共先々御まへへ
へ御相たん申入御返事の御様子により申入、心得におはしまし候くれ、
御上洛の御はこひ願上度存、種々の事共にて中々認のへかたくもはや御上
り物さへも異人の手にふれ候品ましり候やとふかく、心配恐入私たまりかね
申入、程の事急度、御かん考にて御相たん御頼申入、つる、御づ
ら、のうち追、存寄らぬ事共御聞濟にて異人はひこり御道も御あふなき様

相成候からは何共申上譯無何卒御かんこう御頼申入、惡筆にて認のへかた
く御分りもあそはしかね候半ながら右の次第ヶ程迄申入候位の事ゆへ萬事御推
さつにて願、
新帝様より御せわにて御上洛にも成られ候へは猶更御都合やと深忝り、
めて度かしく、

四月二十八日夜認

橋本中納言へ

三十日出

大の帥へ御傳への事御頼申候て 御所に出ス

宮へ 上らふはしめ拜領候而も 著なり難地紋

一鳳凰

一小葵

一唐鳥の長き物 へてめ 丸く候へは典侍はくるしからす候哉

靜寛院宮御消息 慶應三卯年四月三十日

一 雲鶴

一 くち木形 戴なれば上臈衆ゆるされ候様先日御申しこしの事

一 雲立わけ 上らふ衆は御自分に御こしらへにてもよろしくや御乳御年寄い

か、御若衆附帯地紋などにはいか、

一 すいろう 同断

一 こつ鳥 同断

一 ふせん綾 同断

一 尾長鳥 同断

一 あふむノ丸 是はたれくにてても着用くるしからぬ物や

一 龜甲しけ 同断

内侍かけ帯のも様

一 から花から草 同断 一 から花から草から草 同断

清涼殿屏風の形

一 眞の雲立 同断 一 眞の雲立わけ 同断

清涼殿屏風の形

宮袍上らふはしめ

一 地黒地白の節 ちりめん地赤間著にてもよろしく哉

一 綸子の地赤を間著に致候節は かいとり何を着用よろしく哉

一 黒御紋の御附帯 御古御戴に候は、上らう御結ひにてよろしく哉 御乳

御年寄はいか、

一 萌木地附帯 上らふはしめ式に御結ひにてもよろしく哉

一 白地附帯 是は式にもちる候てよろしく哉と存候へとも念のため御尋申入

候

一 紫地附帯 誠の略著になれば上らふはしめいつれも結はれ候てよろしき物

哉一寸御相たん申入候

一 精好附帯 全體は袴着用の人ならては用ひすと承り及候へ共紅と濃紅梅と

はは、かりもへき紫などに候は、一寸縫などにても御させ御古
の分上らふ衆斗誠に御常越後かすりなどのせつ御結ひにてもく
るしからぬ物に候半哉夫もよろしからず哉御相たん申入候

一 呂のかたひら紋無紋共 上らふ衆はしめたれ／＼にても御古戴に候は、略著によろしく候哉

一 ひしゆす間帯 縫無なれは宮中にては拜領ならんは結ひ不申候へ共縫出來候は、上臈初たれ／＼にても御古なれはよろしくや

一 ひとんす間帯 同斷御尋申入候 しかしとんすに縫と申事いか、の物哉

一 ともぬきもへきとんす間帯 上らふはしめたれ／＼にてもよろしくや

一 もへき赤ぬきとんす間帯 同斷

右の通を五月十九日認にて蓮觀院へ御相たん申す五月二十日、日橋本家へ向出す

靜寛院宮御消息終

觀行院手留

和宮様御留

嘉永元年

八月一日 御所より思しめしぬにて 和宮様御としかへにて今年々御四ツ御た
ん生日十二月十一日と仰出され候御文にて仰進せられ候御返事御禮文にて仰
上られ候

同月二十五日 女御様御入内旬仰出され十二月中旬と御治定にて仰進しられ候
御所斗ね 和宮様より御ふみにて御歡仰入られ候
嘉永元年十二月十五日午刻 女御様御入内なり 女御様より御當日御口上使に
て 和宮様へ紅白の御ちりめん二くわん進しられ候 和宮様方も紅白の御ち

觀行院手留 嘉永元年

和宮様御留

和宮様御留

りめん二くわん 女御泡へ進しられ候

同十六日 御所へ御入内御歡仰入られ御まな一折上られ候御文にて御使御用掛

勤 御所より御入内に付所々より上り合の御たる肴御くはりに御拜領御文に

て仰進しられ候御返事御禮仰上られ候 御入内に付 法親王泡かたより御た

るさかな進しられ候 本願寺かも

ひたい 一箱 五くわん文上る

嘉永四年亥

三月二十三日 有す川中務卿官泡天仁波御傳受の御さたなから有す川泡へ 和

宮泡御歡御使事あらせられす候

同年七月十二日 和宮泡御年御七ツ 有す川そつの宮泡へ御縁たん御治定あら

せられ 御所より仰進しられ候中たか立ちらしの御ふみ御使とりつき 和宮

泡御使へ御祝酒御ひき下され候御文箱はなし地御紋ちらしなり 御所より

御歡仰進しられ御まな一折御拜領 女御泡よりも御歡仰進しられ御まな一折

進しられ候 敏宮泡 女御泡 新待賢門院泡へ御吹てう仰進しられ候 敏宮

泡 新待賢門院泡方は御歡の御文斗進しられ候 御所女中泡かたより御歡御

ふみにて御申入 御所女中泡かたへ 御よせ肴一折めて度進しられ候御内々

の御ふみにてかく影方御所へ 御禮申入 御まなけん上内々の文にて

十四日 今日女中泡かたより御縁たん御治定御歡御申入御よせ肴一折進しられ

候御内々の御文にて

同年十二月九日巳刻 和宮泡御ふかそき御治定御前ひろに御參の様仰進しられ

候四日より御參内にあらせられ候

嘉永五年

十二月朔日 御所へ大嘗會三節會御するく濟せられ候御歡仰入られ御まな一

折 上られ候御使御用掛勤 大嘗會に付關東より進けんの御くはりに 御所よ

り白かね三枚御拜領なり

嘉永七年

五月八日 和宮泡御領引渡され候

同十二日 御くらつけなり 御所に

ほらかちん

一ふた

御てうし

一枝

上られ候 内侍所同斷 上られ候さいわ文にて申參る 准后御初に進せられなし女中御へもなし 御所御よせさかな一折御拜領右を御用掛はしめ橋本家雜掌に下される 橋本前大納言觀行院に ほらかちん五十つ、進せられ候 橋本前大納言はしめ候 御祝御すい物御重さかな進せられ御用掛初藤御乳初御祝御祝酒下され候橋本家來にはなし竹島斗に下され候

七月二十七日

皇居にて 三部抄御傳受

後七月三日 有栖川中務卿宮に 飛鳥井殿に三部抄御傳受到に付 和宮御を御歡

御口上にて仰進せられ候御使非常付使番勤 御品ものなし

八月一日 例の通り御祝儀上られ候

九月九日 御祝儀例の通り御菊わた御拜領

御きぬ

四疋

御なか

壹貫目

まわた

三百目

さらしめん

二疋

御糸白

二かせ

右御願にて 皇居に 和宮御へ進せられ大御乳人を御廻しなり

十月十八日 和宮御くらつけなり

ほらかちん

一ふた

御てうし

一枝

皇居に 上られ候 内侍所同斷進せられ候さいわ文にて申參る 御夕御膳

御一通り御祝御すい物御重さかな參る何れも 和宮御の御設なり 關白御

准后御初進せられなし

ほらかちん五十つ、 橋本前大納言に 觀行院に 進せられ候前大納言

御はしめ御祝酒御すい物御重さかな進せられ候御用掛はしめ藤御乳初御祝

酒下され候 皇居に御拜領ものなし

同月 御つほの御口きりなり 皇居故 和宮御めしられす 御膳も御拜領なし

御ひりん子一反表向の御文にて御拜領 御茶御菓子伊世殿に御廻し御内々御

よせさかな一折 御内々の御文にて御拜領なり 和宮御も御よせさかな一

折御内々の御文にて上られ候

十一月二十七日 年號改元安政元年なり 皇居を表向の御ふみにて仰進せられ候和宮をより御歡仰られ表向の御文にて ひとる 一箱上られ候 御使非常つき使番勤

十二月九日 九條を若御所を御元服に付 和宮を 生鯛一折進せられ御口上使非常つき使番勤

同十一日 和宮を御たん生日なり 皇居を

こいた、き 一ふた 御てうし 一枝

御まな 一折

准、后を

こいた、き 一ふた 御のし進せられ候 御文にて御使非常つき使番

勤 敏宮を 新侍賢門院を 祐宮を同斷 皇居を御よせさかな一折御拜領

准、后を する、一折 進せられ 敏宮を 新侍賢門院を 祐宮を する

あらせられ候 一折つ、 皇居を御膳御一通り御廻しこいた、き御重さかなにて御祝酒 橋本前大納言はしめ進

せられ候御用掛初藤御乳はしめ御祝酒下さる參り合のいしにも下さる

同十四日 九條を御元服ニつき 進せられ物御挨拶仰進せられ生鯛一折進せられ御口上使ニて

同十六日 祐宮を御色なをしニ付 和宮を御歡仰進せられ 御まな一折進せられ御文にて御使非常つき使番勤 皇居を御歡の御文斗上られ候御使同使

番勤 祐宮を 御まな一折はむ進せられ候

同日 仁和寺とよの宮を御ふかさきニ付 こわく御一ふた 御まな一折進せられ御口上使ニて 和宮を御かへしニ 御まな一折進せられ 御口上使非常つき使番勤御本物かへしなり

同二十八日 御歳暮の御祝儀仰入られ 皇居を 准、后を御歳暮御祝儀御文斗

進せられ立ふミニて御使非常つき使番 新侍賢門院を 御歳暮御祝儀 ひ

鯛一箱進せられ立ふミニて御使同様 敏宮を 御口上斗 皇居を 御歳暮

御祝儀として 御きぬ一疋御なか 白かね十枚御ふく料 御もやうの御ふく

一つ右御拜領よこ文にて 准、后を 御文斗たつふミニて外ニ御こきいた御

よきの子よこ文にて進せられ候。敏宮^丸を御口上斗
新待賢門院^丸をひたい一箱 たつ文にて進せられ候

同日 和宮^丸御領御さたまりニ付當年^丸年分十石つ、觀行院に載候事

長橋^丸をふミニて御申傳へ御返事申入 御禮おりかけニて 御兩頭^丸へ申い
る 新中納言^丸すけ^丸へも御禮御吹てう申いる

同二十九日 青蓮院宮^丸こく御内々御所ろうニて御引籠遊し候付 和宮^丸を御
内々御見舞として青もの一折進せられ候 藤御乳^丸坊くわんに向て御文ニて

十二月三十日 皇居^丸來春の御禮 正月二日御參の様仰進せられ すきはらよ
こちらし文にて仰參る

嘉永七年中元より 和宮^丸御領御さたまりニつき 敏宮^丸の御例ニて 金三百

疋 橋本前大納言^丸 同二百疋つ、 同中將^丸 同お静^丸 同大夫^丸 今年

を 御堂上^丸かた非常つき仰出され候 橋本中將^丸 萩原^{二字} 橋本大夫^丸

小倉大夫^丸右ハ四方つけ進せられ候

同十二月十五日 歳暮御祝儀として金二百疋つ、 非常つき 萩原^{二字} 小倉

大夫^丸へ進せられ候 橋本前大納言^丸より御傳へ右ハ暮斗進せられ候 橋本
前大納言^丸御はしめ 御四方^丸に 中元の御通りニ進せられ候 二百疋別た
ん中將^丸に進せられ候 和宮^丸御領御治定ニつき 此たひより御用掛はしめ
藤御乳はしめ別たんニ下され候 金七百疋 藤御乳 同五百疋 萬須 同三
百疋 さえ 同いと 同しつや金五百疋 御用掛 金二百疋 妙高院 同斷
御乳御まちな 右此たひ^丸下され候

和宮様御色直御祝之留

嘉永元年

十二月十四日巳刻 和宮^丸御色直し御祝御前ひろに日時御勘文御拜領なり
十四日巳刻 二帖臺御いたしとねにめしられ御服は 白 御服 白 御ねもし
こき御ねもし二つ右の御通りめされ候御いかもの六こうにて御盃一こん參る

夫より御きよふ膳一二三と出る夫より 御こふあ御三こん出る御盃一こんに
 御かさね 御陪膳上らふ代おやす御れう人 やくそうおふち 御所より御色
 直しに付 御人形一箱 御まな一折御拜領表向の御文にて御内々ときの御服
 二つ御ねもし也 住吉の御服 御とん子同 御ひちりめん同 白御ねもし同
 白同 右御拜領 御内々の外に御ひわの御服 御けんほう同御拜領 關白泡
 より御まな一折進しられ候 敏宮泡より御まな一折進しられ候 御内々思し
 めし泡にて御地赤御服一つ進しられ候 御内々の御文にて大すけ泡御始より
 御まな一折進しられ候 新中納言典侍泡よりするく 一折進しられ候 橋本
 大納言殿始より表向けん上物なしかく影方も同斷なり 御内々紅ちりめん御
 表大納言殿方進上 同紅ちりめん御てんち表中將殿方 同紅ちりめんおもし
 おやす御れう人方 宮泡御ときのしゆ方御けん上物無 するく 一折御用掛
 伺のいし非常附使番方けん上 三仲間方するく 一折けん上 御所へ宮泡よ
 り小戴一ふた 御まな一折上られ候御文にて 敏宮泡へ同斷御文にて 關白
 泡へ同斷御口上にて 大すけ泡御始へ御よせ肴一折進しられ候 新中納言す

け泡へは別に御かへしなし 御きよふせむ一膳 御まな一尾進しられ候 御
 所よりは女中泡御參り無 あ茶梅右兩人斗參る御ひき御祝酒下され候 何れも
 御所より御廻しなり 橋本家よりも設候て鳥渡一こん兩人へ贈られ候
 新中納言すけ泡年寄雜掌へ御内々するく 小戴下さる りしゆ院へも御内々
 鯉一尾するく 下さる 此外は橋本家にならせられ候まゝ萬事御てかろくあ
 らせられ候様御所より御さたにて何かたよりも御到來けん上物なし 御きよ
 ふ膳一つ御ヒの御例にて下され候所此度ハ御ヒ引籠中にて下され無 上り合
 の御まな一尾御用掛始へ下さる 宮泡御設にて御内々橋本大納言殿はしめ中
 將殿おやす御れう人へ進せられ候 右は進上物御かへしなり 御所よりは一
 とう下され事なし

和宮様御服の覺

御とし御五つの節